



026219-001-0

291.97-G56s

三国名勝図会

五代秀堯／等編

和1冊

M38

ADC-3914



三國名勝圖會

291.99 G56A

新刊三國名勝圖會序  
皆和絅率中令諸國撰  
進風土記此為本邦地志  
之端矣久而之惟存七畫稿  
庶數固其他皆已亡佚  
予者亦無以復恨吾薩闍曰



261470

三國上古天孫御傳  
皇化之御坐其產山海經  
抱持勢力雄偉也國威必  
有祥求之而無凶厄圖傳  
茲神代達社為萬千德宮  
可也復西國多種傳承

今也應之。年也猶猶  
人也猶猶也。也猶猶也  
于也猶猶也。也猶猶也  
北也猶猶也。也猶猶也  
晚也猶猶也。也猶猶也  
終也猶猶也。也猶猶也

蕭何爲史官，漢室之良  
史也。黑赤色，曰成器。  
四之國，名爲昌，號九  
子。十卷，精于律，通于禮，  
聞于上，好于下，取于羣  
倫，得于周易，知于大康，  
得于周易，知于大康。

能以人主之言，通其綱  
之編，而達其意，此其所以  
能成之。高祖之時，蕭何  
爲律，漢之法，皆蕭何所定。  
極橫，妙于律，而能服士德。  
小數，清之，故曰成器。

往來乞乞已到  
高閣多是奇珍異  
梓以乘輿人遊長之  
居在符下惟可忘却也  
風生紀起微涼全底櫟  
那都日暮問故老早連

高上東山長上距相望  
一函餘年而底古松有  
多遠去其人情物色  
誰知那知舊游已難尋  
也才知此君心如堅  
應流往游人多識

凡旅國家中興文物一經  
此市為多處頃以庶領及  
毛蒙士為欲貌皆以深微  
文獻考據復以書之是  
多善不日繢清之以利  
布使以爲多事也

特此啟聞  
奏士也大至其之能字  
及到成爲如是如生  
如此

明治二十九年十一月

正三位勳一等伯爵松方正義撰并書

伊藤義安刻

### 三國名勝圖會序

海內之勝槩。蓋以吾薩爲最。何以言之。荒鴻之世。  
天孫降襲。神代。

三聖。皇都山陵。皆在吾封域。則

皇國之開基。實權輿於此。加之我藩朝受封以  
來六百餘年於今。如舊邦之稱。未聞有列國之可  
比也。故舊事亦有能傳焉。凡神祠佛刹。見於古史  
祀典者。不爲少焉。至夫名蹟。如高屋宮。隼人峽。投  
木叢等。爲尤著焉。且我之爲邦。負山襟海。其山惟  
奇。其水惟麗。海門。坊津。御崎。櫻島。是居其先焉。物

產則珍品異種。四方所無。斯土所獨有者。不啻千百而已。由是觀之。海內之勝槩。以我薩爲最者。豈虛乎哉。夫物待人著。事因書傳。嗟勝槩之富。既如此。而有或未遠傳者。蓋以藩人撰述之未播世也。舊有藩臣所著薩藩名勝志。今邦君參議公。謂其書或不取神官僧徒之說。而多遺漏。宜博探廣綜。以爲新編矣。因往歲。命臣兼柄父市正臣兼古。爲總裁。無幾。以兼柄爲副裁。旣而使臣秀堯爲副裁。兼古總裁歷年。未就而沒。乃使秀堯繼兼古。爲總裁。其後使翰院官臣五代友古。爲副裁。是編修正云爾。

也。置總說山水居處橋道神祠佛刹舊蹟。物產叢談之諸門。各載以其類。博考群籍。探微闡幽。上自荒古。下達今世。且有見聞之可取者。則莫不收焉。及書成得若干卷。雖固於探索盡心。而邦廣事繁。恐猶有遺漏耳。若乃其事之有紕繆。則待後者之修正云爾。

天保十四年。歲次癸卯。冬十二月。比行人行知翰院事。五代秀堯。翰院官。橋口兼柄。謹撰。

## 凡例

一此書は、總説、山水、居處、橋道、神社、佛寺、舊跡、物產、叢談の門類を分て、是を記す、是檢閲に便りする爲に設く、然れども、各邑の諸事に於る、此門類を皆具備して置くに非ず、其門類の内、載すべきあれば置き、否らざれば除く、其有無に從ふのみ、總説の如き、國郡郷邑に於て、其總狀の記すべきある者に用ゆ、山水より舊跡に至ては、其佳勝を擇び、由緒を擧ぐ、物產は其適用を取る、叢談は雜事を載す、餘は類を推て知るべし。

一毎卷の序次、薩を先にし、隅を次にし、諸縣郡を後にす。

一凡郷邑は、藩制を以て記す、藩制郡を以て郷を統べ、郷を以て村を統ぶ、鹿兒島郡鹿兒島は、本藩統治の府なれば、其方域自から大ならんばあるべからず、故に鹿兒島郷より、同郡永吉郷、及び日置郡満家院の内に係り、鹿兒島と總稱す、因て府

内の地は、鹿児島の下に合せ記す、又四方の諸郷、士衆を居らしめ、地頭を置て、管轄せらる、因て地頭館あり、或は大郷は其地を割て地頭を置く、大根占、小根占、佐多、田代の四邑は、薩摩郷の内にして、各地頭あるが如き是なり、かくの如き地は、分割の邑名に據て、管下の事を記す、或は數郷を併せて地頭を置あり、高岡邑と、内山、八代、飯田等の郷を總べ、一地頭の管轄とするが如き是なり、かくの如き地は、地頭總轄の邑名に依て、數郷の事を合せ記す、或は一郷の兩州兩郡に係るあり、財部郷の上財部は、隅州幡多郡にして、財部は、日州諸縣郡に屬するが如き是なり、或は一郷の一州兩郡に係るあり、國分郷の西國分は、隅州桑原郡にして、東國分は、同州幡多郡に屬するが如き是なり、是皆一地頭の管轄とす、或は一郷の如き、一州郡に在て、其地頭の所管は、他州の郡村に係るあり、末吉郷

は、隅州幡多郡にして、其地頭所管は、庄内南郷の諸村に係るが如き是なり、此等の地は、皆其地頭館所在の地に本づきて、其管内の事を併記す、又向島郷は櫻島、救仁郷は大崎と、俗稱を以て書するもあり、

一本藩の公族及び巨室の食邑、或是一郷の内にあり、或は二州二郡等に係るあり、其各邑に邑主館のあること、猶諸郷に地頭館のあるが如し、其食邑の事を載するも、前條地頭管轄の例に準ず、

一本藩公族巨室の食邑の如き、其邑名の下に、其家受封の概略を注して、觀覽に便りす、

一諸郷邑は、郷名の下に、鹿児島よりの方位路程を注す、諸郷は地頭館、食邑は領主館迄、大略の方程なり、

一欠字は、古今の式一樣ならず、天子といへども、全く欠字

なきあり、今天子の御名は二字欠、伯朝及び邦君は一字欠を用ゆ、神代は天子の祖宗といへども、欠字を用ひず、又其外京師朝廷等の如きも、略して用ひず、卷帙頗る浩繁なる故、繁を恐れてなり。

一神社、佛寺、香火田の類、五十石以上を記す、或は其香火田に由緒あるが如きは、五十石以下にても記せるあり。

一神社、佛寺門類の内、皇國所出の諸神は、神社に出す、佛教諸尊は、佛寺に記す、彼毘沙門天、妙見天、摩利支天、歡喜天、辨才天、大黒天の類、佛家に所謂天部の諸神なり、諸郷邑勸請の式、或は華表を設け、皇國神社の式をなし、或は佛寺の本尊等として、一定ならず、故に今其土の崇拜せる様式に従ひ、或は神社の類に記し、或は佛寺の部に載す。

一卷中の圖書は、舊所有の者に従ふ、故に其所圖の處、或は更革

して、今や舊時と違へるものもあるべし、本府の如きは、間改寫するもあり。

一山水、居處、神社、佛寺等の如き、或は其佳境勝地は、其景色を記せるあり、然れども自躬から其地を涉歴するに非ず、其邑人等に細問し、或は畫圖を閲して是を記す、看る者其概畧なるを知るべし。

一物産の内、松杉櫟櫨の如き、諸郷邑の内、大略あらざることなし、因て此四品は、五穀と同じく除て載せず、或は各郷の内、特に多くある歟、或は名品に係る者は、載せるもあり。

三國名勝圖會總目

卷之一

薩隅日總說

卷之二

薩摩國

鹿兒島郡

鹿兒島之一

鹿兒島之二

卷之四

鹿兒島之三

卷之五

鹿兒島之四

卷之六

鹿兒島之五

鹿兒島之六

卷之七

鹿兒島之八

伊集院

卷之九

日置郡

卷之十

日置

卷之十一

郡山

薩摩郡

吉田

永吉

市來

串木野

吉利

百次

卷之十二

隈之城

山田

高江

樺脇

入來

卷之十三

中鄉

東鄉

高尾野

野田

高城郡

卷之十四

高城

水引之一

卷之十五

水引之二

卷之十六

阿久根

出水郡

卷之十六

高尾野

野田

高城

高城郡

卷之十六

王國名勝圖會

總目次

二

出水

長島

卷之十七

伊佐郡

大口

鶴田

卷之十八

宮之城

大村

卷之十九

谿山郡

谷山

卷之二十

給黎郡

佐山野志

黑木

蘭牟田

山崎羽月

喜入知覽

卷之二十一

揖宿郡

指宿

卷之二十二

山川

卷之二十三

頴娃郡

頴娃之一

卷之二十四

頴娃之二

卷之二十五

河邊郡

川邊

山田

鹿  
籠

坊 泊

久志秋目

加世田

硫黃島

黑島

卷之四

阿多君

1  
2  
3

飯島郡

飯島

卷之三十  
大隅國

清  
水

卷之三十三  
曾於郡之一  
卷之三十四  
曾於郡之二  
卷之三十五

福山

財部

卷之三十六

末吉

恒吉

市成

卷之三十七

始羅郡

加治木

市成

卷之三十八

帖佐

卷之三十九

重富溝邊

蒲生

市成

卷之四十

桑原郡

山田

日當山

山田

卷之四十一

橫川

栗野

市成

卷之四十二

菱刈郡

曾木

市成

本城

吉松

市成

馬越

湯之尾

市成

卷之四十三

大隅郡

垂水

市成

卷之四十四

大根占

市成

牛根

大根占

市成

小根占

大根占

市成

卷之四十六

田代 佐多

卷之四十七

肝屬郡

百引

花岡

卷之四十八

高山

卷之四十九

大始良

卷之五十

馭謨郡

屋久島

高隈  
鹿屋  
新城  
串良

內之浦

卷之五十一

熊毛郡

種子島

卷之五十二

日向國

諸縣郡

吉田

馬關田

卷之五十三

飯野

卷之五十四

小林

須木

綾

高岡

野尻

加久藤

卷之五十六

倉 岡

卷之五十七

穆 佐

高 原

高 崎

高 城

山之口

卷之五十八

都城之一

卷之五十九

都城之二

卷之六十

松 山

大 崎

志布志

三國名勝圖會總目終

三國名勝圖會卷之一目錄

薩隅日總說

三國古稱

建日國別

熊人國

大隅國

古書抄

薩摩國

古書抄

鹿兒島城

建置說

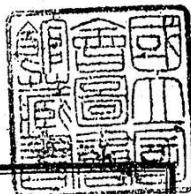
鹿兒島城

古郡院

地頭館

北極出地度數

閨藩鄉邑



## 三國名勝圖會卷之一

## 薩隅日總說

三國の古稱 上古今の薩摩國、大隅國、日向國の地は、建日別といひ、熊曾國といひ、熊襲國とも書き、單稱して襲國ともいふ。後日向國となり、又後日向を割て、薩摩大隅を置、又薩摩地方を吾田國といひ、阿多とも書く、又阿多、大隅に隼人あり、因て又隼人國の號あり、其後今之如く、薩摩、大隅、日向の國界を定められて郡邑を置れしなり、此三國は、太古より一連疆の域にして、地脉も風氣も相通ず、今や我藩、薩摩、大隅、日向諸縣郡を併せ、我封内に係りたれば、古に復せる者といふべし、今其建置沿革等を考ふに、荒古瓊々杵尊、襲之高千穗峰に天降の時、脅完の空國といふこと見にたり、日本書紀曰、立於浮渚在平處而脅完之空國、自頓丘覓國行去、とは是なり、高千穗峰とは、

今の霧島山なり、脅完之空國とは人少き不毛の山國なるをいふ、脅は脊脅の肉なく、不毛の土に骨字なり、是國名にはあらず、荒茫なる國土といへる義なるべし、凡九筑の地は伊弉諾、伊弉册、二尊の生しみふ筑紫島にて、四面の名あり、四面とは古事記曰、伊邪那岐命、伊邪那美命、生筑紫島、此島身一而有面四、每面有名、故筑紫國謂白日別、豐國謂豐日別、肥國謂建日向日、豊久士比泥別熊曾國謂建日別と是なり、熊曾國を建日別といふとは、大抵今の日向肥後兩國の南半より、薩摩大隅かけての名なり、是筑紫島を四面ありといふに因り、國形等を以て、いへるなり、今肥後熊本、球磨郡なは、熊襲の境内に、又大隅の地に、某熊と云ふ名多く、凡七熊ありとかや、此熊も、熊襲の遺名なるべし、古事記傳にも論說あり、建日別の建は猛健の義なり、古事記傳に、猛きよしの名なりといへり、日は濁る例なり、靈異なるよ

しの美稱なり、古事記傳曰、書紀に產靈と書れたる、靈字よく當れり、凡て物の靈異なるを比といふと、別は部分なり、此建日別の邊は、國俗氣習猛健なる故に名けしなり、熊曾の曾、書紀に襲字を用ゆ、書紀神代卷に、日向襲とも、景行紀に、襲國有厚鹿文、迄鹿文者、是兩人、熊襲之渠帥者也、衆類甚多、是謂熊襲八十梟帥、其鋒不可當焉、また悉平襲國など、も見にて、熊襲といひ、曾といふも、皆同義にて國名なり、曾とは於曾にて可畏の意なり、古事記傳曰、彼梟帥どものいと建かりし故に、熊曾とは云なり、熊鷲、熊鷺、熊鷹なども、皆猛きをいふ稱なり、熊は獸中に猛き者なれば、其に准へて、猛き物をも云る、はた久麻と云は、本より猛きを云言なるを、熊も名に負るか、本末しらず、さて曾と云名義は、古語拾遺に、天錮女命、古語天乃於須女、其神强悍猛固、故以爲名、今俗強女謂之於須志、此緣也

と見に源氏物語帝木卷にかくをすましくは、いみしき契深くとも、絶て又見じと見に、俗語にもおぞき、おそろしきなど云、されば曾は、此於曾の約りたるにて、是も猛き意なるべし。書紀に襲と云字をしも用ひられたるも、本言於曾なる故なるべしと、又書紀の釋に、襲は山嶽襲重之義也と云、是薩隅日の地、山嶽重疊せる形に當れる説なりといへども、襲は借字にて、其意を取れるに非ず、故に可畏の義を是とすべし。景行天皇の十七年、天皇子湯に幸して、土地の形勢を視て、日に向ふの語あり、始て日向國といふ。成務天皇の時に至て、國々の界を定められ、皆國造を定め、縣にも亦大小某々縣主を定めぬひしこと、古事記に出つ、然れども襲及び薩摩大隅の如きも、尙日向國に隸けり、神代卷に、日向襲と書き、  
名今大隅國に、贈喰あり、或は日向吾田と記し、今薩摩國多あり、亦其遺名なり、阿或

は日向泉と載せ、亦薩摩に郡名出、水又瓊々杵尊崩し、日向可愛之山陵に葬るとあり、今薩摩國高城郡、水引、又葺不合尊崩し、日向吾平山上陵に葬るとあり、良鄉、鶴戸窟是なり、此等の地今に薩摩大隅等の内に、遺跡現に存ず、是皆昔嘗て日向國に屬せるを以て、日向云々と書せるを見るべし、或は世俗に、可愛山陵、吾平山陵等の如き、今薩隅の内にあるを見て、其所に非ずと思へる者は、薩隅は昔し日向國內なりしを知らざるが故なり、襲國の如き上代よりの名にて、始は其境土大にして、上文にも記せし如く、今の日向肥後の南半より、薩摩大隅かけて、襲國なりしに、日向の名立に及て、漸々其國名大くなり、熊襲の名は廢して、縮まり小くなりける故に、襲國といふ名も、僅に残り、其も日向の内に入て、後に一郡の名となる。既にして、元明天皇和銅六年、日向國の四郡を割き、大隅

國を置かるに及て、遂に大隅國の郡名となる。即今の贈喫郡なり。古事記傳に據る、薩摩の如きも、和銅以前、文武天皇の初までは、猶日向國に屬せり。續日本書紀、文武天皇、大寶二年、筑紫七國と記す。是に據て、今筑紫九國なるを觀れば、二國たらず。以て概知すべし。又隼人國の辨は、下の隼人と、薩摩國建置説の兩章に見ゆ。吾田國薩摩國大隅國の説は、後條各其題下に詳なり。又國造本紀に多穢國あり。今の種子屋久を併せて一國とす。淳和天皇の天長元年に、多穢國を罷て、大隅國に隸らる事は種子島の卷に詳なり。

○建日別 前文に見ゆ。

○熊襲國

前文に見ゆ。

○吾田國 吾田の名、往々書紀、古事記等に見ゆ。書紀曰、瓊杵尊覓國行去、到吾田長屋笠狹之碕云々、乃召國主事勝國勝

長狹而訪之、對曰、是有國也。取捨隨勅。時皇孫因立宮殿云々、古事記曰、邇々藝於笠沙御碕。遇美人爾問誰女、對曰、大山津見之女、名神阿多都比賣、亦名木花之佐。久夜毘賣云々、又書紀曰、木花開耶姬、亦名豐吾田津姬、例の美稱なり。又曰、火照命者、隼人阿多君之祖也。神武紀曰、天皇年十五、立爲太子、長而娶日向國吾田邑吾平津媛爲妃。古事記曰、天皇座日向時娶阿多之小崎君妹阿比良比賣、書紀に、火開小橋等之本祖とある是君、塵添塙囊鈔に、風土記の説を載て云、皇祖袁能忍耆命、日向國贈於郡高茅穗櫻生峯ニアマクタリシテ是薩摩國闕駝郡竹屋村ニウツリ給テ、土人竹屋守ノ女ヲメシテ、其腹ニ三人ノ男子ヲマウケ給ケル時、彼所ノ竹ヲ刀ニ作り、臍縁ヲ切給タリケリ云々と、此瓊々杵尊天降の後、吾田長屋笠狹碕に到るとある。其吾田とは、今の薩摩國の地方にて、阿多郡阿多郷

等、其名の殘れるなり、長屋は、同國河邊郡加世田郷に長屋山あり、是なり、笠狭崎も同郡同郷にあり、加世田崎是なり、竹屋も加世田に其舊跡存す、以上諸名の詳地は、加田郷は、阿多郡阿多郷に、犬牙相接す、和名鈔に、今之河邊郡加世屋を、阿多郡に收め入れ、ち竹屋、即風土記に、竹屋を關駄郡とす、關駄、即阿多、是竹屋舊阿多郡に屬せしにて、後世郡界を亂るのみ、書紀に、長狹を國主とあるは、吾田の國主なるをいふ、吾田は、長狹私義なり、吾田津姫といふも、國名を稱とせるなり、吾田邑いふとあるも、此地をさすなり、是瓊々杵尊は、高千穗峯に天降の後、今之加世田に幸し、吾田國に皇居をなしめへるなり、吾田の名久しきを見るべし、此吾田を、書紀に、日向國の吾田とある所以は、前章に記すが如し、神武天皇の妃、吾平、阿比良も、亦地名なり、今の大隅國肝屬郡、姶良郷にして、彼地方ま

ても、猶吾田國とはいひしなるべし、安閑紀、天皇二年五月置、嫋娜國、贍殖屯倉贍年部、屯倉云々、此比にも、吾田國の名見ゆると此の如し、上來吾田とも、阿多とも、嫋娜とも、書たるは、皆同名なり、かくて阿多と大隅と、對し言ふ事、猶今の薩摩と大隅との如くなり、是にて古への阿多は、薩摩の地方を稱ぜし名なるを知るべし、其大較を擧るに、姓氏錄曰、

雄略天皇遣、小子部雷率、大隅阿多隼人等、搜聚秦族、天武紀曰、朱鳥元年九月、天皇崩于正宮、諸國司事次、大隅阿多隼人云々、各誅之、持統紀元年五月、隼人大隅阿多魁帥、各領己衆、互進誅焉、七月、賞賜隼人大隅阿多魁帥等三百三十七人、各有差、六年閏五月、詔筑紫大宰率河内王等曰、宜遣沙門於大隅與阿多可傳佛教云々、阿多大隅對し言ふこと此類なり、但し、持統紀までの大隅は、國名にはあらず、大隅に詳を以て、國名とせられしは、其後和銅六年なり、下條大隅國に詳なり、

前文の如く、持統紀六年閏五月大隅與阿多可傳佛教云々、見にたるより後は對し言ひたるを見ず、此後は薩摩大隅と並べ書きたり、蓋是薩摩國建置の故なるべし、薩隅對し言ふ者は、元正紀に靈龜二年夏五月辛卯、薩摩大隅二國云々、また養老元年夏四月甲午、大隅薩摩二國隼人等奏風俗歌舞授位賜祿有差、七年夏四月壬寅太宰府言日向大隅薩摩三國士卒征討隼賊、廢帝紀天平寶字八年春正月丙辰大隅薩摩等隼人云々、稱德紀神護景雲三年冬十一月庚寅大隅薩摩隼人奏俗伎云々などあり、今は阿多國の號僅に阿多郡に遺れり、襲國の名のたゞ贈喰郡にのみ存するが如し、又阿多氏の事、東鑑等に見ゆ、東鑑建久三年の比、薩摩國阿多平四郎宣澄が所領、谿山郡伊作莊、日置南郷とも見に、又伊作莊日置北郷、兩地田畠山野、河海、檢斷所務の事あり、又阿多權守

忠景依蒙勅勸逐電于貴海島と載たり、阿多と稱ぜしは、此等の地に住せしが故なれば、後世までも、阿多の名大なりしを見るべし。

○隼人 隼人は波夜毘登と訓す、敏捷猛悍なる故に其名を得たり、古事記傳曰、隼人といふ者、今の大隅薩摩二國の人にて、其國人は絶れて敏捷く、猛勇きが故に此名あるなり、隼字を書と迅速きこと、此鳥の如く、又波夜夫佐てふ名も合へればなり、云々と、隼人といへるは此意にて、彼熊襲といふと、同義なるべし、古事記曰、火照命注曰、此者隼人阿多君之祖、書紀曰、火闌降命注曰、是隼人等始祖也、古事記傳曰、火照命は廣く隼人の祖と聞へたるに、分て阿多君の祖と云るは隼人の諸姓の中に、殊に顯れたる氏にぞありけめ、人阿注曰、或は此の阿多君を隼人とは云るなり、皆姓氏阿多君と二とし、又は隼人國の阿多君と見たるなぞ、皆姓氏わろしたい、阿多君は隼人なる故に、隼人とは云るなり、姓氏

錄曰、阿多御手養火闌降命六世孫、薩摩若相樂後也、又阿多隼人富乃須佐利乃命之後也とあり、續後紀曰、承和三年六月、山城國右大衣阿多隼人逆足賜姓阿多忌寸など見にたり、書紀通證曰、隼人爲姓、又爲官有阿多大角大衣今來等種別と、隼人は姓氏にて是其古きを見るべし、所謂續後紀逆足は、山城國とあるは、本阿多國の人にて、禁廷に仕へて、山城國に居住するなり、亦姓氏錄にも、大和國二見首大角隼人見ゆ、此錄に、姓下氏部坂合部も、隼人又火闌降命の子孫、阿多隼人大角隼人等が、國中に繁衍し、敏捷勇猛なりし故、大隅薩摩の人を、彼陸奥の蝦夷、吉野の國様人の如く、其種類を指して、隼人と稱へ、其土をも、隼人の國と呼べり、故に續紀等に、阿多大隅隼人といひ、大隅薩摩二國隼人といひ、或は叛逆の徒を隼賊といひ、或は隼人蝦夷と並べ言ふ、又續紀曰、和銅三年正月日向隼人曾君

云々、是に日向隼人とは、大隅國建置以前なればなり、或事要云  
に、養老四年、大隅日向兩國の隼人と書けり、然れば、既又隼人は、官名にて禁廷に番直して守護す、是火闌降命の出見尊に歸服せる時の事に權輿す、書紀出見尊海宮より歸りし段、曰、弟時出潮満瓊、即兄舉手溺困、還出潮涸瓊、則休而平復、其後火酢芹命日以纏縷而憂之云々、於是兄知弟有神德、遂以伏事、其弟是以火酢芹命苗裔諸隼人等、不離天皇宮牆之傍、代吠狗而奏事者也、云々と、是なり、是代吠狗と云へるは、即守護人なり、不離宮牆之傍とあるは、晝夜と云へるに當れり、是火酢芹命は隼人の祖にて、此守護の事、後まで隼人の職なり、職員令、隼人司義解曰、隼人本居大隅薩摩等國、而番直朝廷、分番上下一年爲限と、古事記傳曰、そもそも隼人は、大隅薩摩國の人なり、朝隼人式に、五畿内及び近江丹波紀伊等國隼人に仕奉りしなり、朝隼人れるも、子孫までなほ隼人と稱へて、其職隼人と仕奉りしなり、

右又諸國隼人を言なるも、隼人を用明紀、兵衛に作る書紀通證曰、所謂守衛士是也、延喜隼人式曰、大衣者、擇譜第内置、左右各一人、大隅爲左、阿多爲右、駒谷、横島郁曰、隼人往古隅薩二州出之、禁中外門警固、或行幸先驅之者也と、神代卷抄、早打の御使を勤むもあり、是等にて、隼人職掌の大略を見るべし、又

隼人に、吠狗をなす式あり、延喜式曰、今來隼人令大衣習レ吠、神代卷口訣曰、犬吠、神代遺風也と、萬葉集にも、早人名負夜音灼然とよめり、凡そ元日、卽位及び番客入朝、或は行幸の時等、皆吠を爲すことなり、其吠は種々の式あり、凡隼人の職仕は、隼人司式、貞觀儀式に詳なる故、此に略す、又隼人の京に上りて、仕奉りし事の見にたるは、古事記、若櫻宮天皇仲の段に、所近習墨江中王之隼人、名曾婆加理と云ふあり、次に書紀に、雄略天皇の崩ぜし時に、隼人晝夜陵側にて哀號て、物も食ず

て死けることあり、又 清寧天皇四年、欽明天皇元年、齊明天皇元年など、隼人衆を率ゐて内附せしことあり、居本氏曰、こは畿内に内附といふは、彼國に服ひ附ことなりと、たる歎、漢籍に内附したることとなつて記され天武紀、十一年秋七月壬辰朔、隼人多來貢方物、是日大隅隼人與阿多隼人相撲於朝廷、大隅隼人勝之、言は、此其始なる歎、持統紀、九年五月丁未朔、饗大隅隼人、丁卯、觀隼人相撲於西櫻下とあり、此外隼人の入朝せし、凡隼人の職業は、其勁勇を取らるに出といへり、

薩摩國 薩摩は、幸島なり、薩は、山幸海幸の義なり、島は一方限の義なり、薩摩の地方は、山海共に備り、上古火闘降命は、海の幸を事とし、其弟彦火々出見尊は、山の幸を業としみひしに、出見尊海宮より歸られし以後、火闘降命も終には歸服しゆふとあれば、其子孫等も、山海に幸して生業せしならん、且此

地山海に利ある處なる故、土人も山海の幸をなせしむるべし。幸は日本記に左知と訓す。是山海漁獵の利よりいふ詞なり。安房風土記、白鳥神社の傳に、土俗祭此神得漁獵之幸、となり。萬葉集に薩男<sup>サカノコト</sup>、薩人<sup>サカヒト</sup>、薩矢<sup>サカヤ</sup>等の稱あり。皆軍兵、或は漁獵に就いていへり。是幸する弓箭を薩箭薩弓といふ。又幸する人を薩男とも薩人ともいへるなり。冠辭考に曰、薩雄佐豆人なども、左知男、左知人といふべきを、知と豆と、普通へば、後に左通男、左都人といふ。又接するに、三代實錄曰、貞觀八年五月廿七日、常陸國從五位上勳七等薩都神サチとありて、薩柱曰、續紀、薩妙觀サチともあれば、當初まで、單に薩とまじて、呼ひ尾事、猶薩人薩矢の如くにて、摩を省きなり。摩は島の略語なり。摩亦に作訓して、島を摩といふ。其例多し。下總の郡名に猿島あり。或は相馬を作る。亦語轉なり。餘は類を推て知るべし。島の義たる本は水中有山の名なれども、周廻に界限ありて、一區な

る域の名とす。故に水中のみならず、陸地にも島といふなり。此説見國號故に幸島を轉して、薩摩といひしなり。又摩の島たる證據は古文書にもあり。建保五年八月源宗久解狀の文中に、薩洲住人阿多平四郎忠景<sup>忠景も見ゆ</sup>云々。或は薩洲方、薩摩郡などとも見ゆ。此洲の字は島と訓むなれば、古へは薩摩と、薩洲と、互用せしこと明白なり。倪を發す今其説を推演其端蓋國柱源宗久薩洲と記せる文又一説にサツマとは九州の大名なり書を見ざるに其事に及ばず又一説に、サツマとは、九州の大名なり。言は後初の略語なり。薩摩方は皇孫天降しめへる。皇國最初の地にて、東國は神武帝に及び始て開闢す。故に薩摩を早初とし、東國を後初といふより起るといへり。又一説に、寶永五年板行の風土記に、昔隼人の神、颶と國を蹴割て、其間を通られしとて、颶間の迫門といひ、廣さ五六丈、長さ百餘町

の口在ると見にたり、出水と長島との際に、今在る隼人薩摩迫門を云ふなるべし。續紀に、薩の妙觀あり、萬葉集の撰者なり、又陘の妙觀に作る、共に同人にて、薩摩の人なりといふ。日本釋名に、陘間也と釋く。正字通に、音形とし、山の絶坎也。連山中絶とあり、故に出水と長島とに連れる山の此迫門に至て、忽ち斷絶する意を取て、陘間と書き、散豆萬と訓すといへり。以上の二説は、牽強なり、初條の説を是とすべし。姓氏錄に、阿多御手養火闌降命六世孫、薩摩若相樂後也とある。是地名を名號と爲したるは詳かならざれども、火闌降命は、出見尊の兄にて、其より六世といへば、神代を去ること尙遠からず。又姓氏錄、額田部氏の條に、允恭天皇の時、湯坐連が先祖に、薩摩國の隼人を平げしむ。彼復て奏ぜし日、御馬一疋を献ず。額に町形の廻毛ありとて、天皇喜び、額田部の姓を賜ひ。

しことあり、是等の文に、薩摩國の名見にて、建國に似たりといへども、恐らくは追書の誤りならん。其故は下文に云ふべし。書紀、孝德天皇、白雉四年七月の下日、被遣大唐使人高田根麻呂等、於薩摩之曲、竹島之門云々。書紀に、薩摩の名見にたるは、是を始めとす。竹島は、今の硫磺島に隸ける竹島なるべし。續紀、文武天皇、四年六月庚辰、薩末比賣久賣波豆衣評督衣君縣助督衣君氏自美又肝衝難波從肥人等持兵剽劫覓國使刑部眞木等、於是勅竺紫惣領準犯決罰按するに、此文は、今は、今頃、娃郡なるべし。肝衝は、今は、今の肝屬郡ならん。上來の文に、薩麻薩末とあるは、日向國內一方域の地名にて、國名の薩摩には非ず。何を以てか是を證す。文武紀、大寶二年四月壬子に、筑紫七國と記す。此時、いまだ薩摩國の建置なきを見るべし。是時、多嶺國も多嶺と對馬とは、正税等も制外にありと記さるべし。又大寶二年。

八月丙申、薩摩多禰隔化逆命、於是發兵征討、遂授戶置吏焉、又同年、十月丁酉の紀に、先是征薩摩隼人時、禱祈太宰所部、神九處、實賴、神威、遂平荒賊、爰奉幣帛、以賽其禱焉、唱更國司等今國薩也、言於國內要害之地、建柵置戍守之、許焉とあり、其八年を經て、元明天皇和銅二年六月癸丑の紀に、勅自太宰率已下、至于品官、事力半減、唯薩摩多禰兩國司、及國師僧等、不在減例とあり、上世薩摩の事、古史に載すること、大略かくの如くなるに、其建國に至ては、或は大寶より靈龜までの間なるべしといひ、或は大寶二年とし、其諸説あり、因て別に薩摩國建置諸説の題を掲て、是を論辯す、阿多の如きは、蓋大寶以後、薩摩に隸て、郡名となれり、彼出水長島の薩摩迫門とは、其一地方を指せる名なり、又薩摩郡には、薩摩山あり、此山は、串木野邑内により、限之城郷、西手村の内に係るどぞ、串木野村は、今日徵郡に屬すといへども、舊は薩摩郡に屬せしと、串木野の日徵

が首に注する伊集院に、薩摩迫あり、の谷口内、村鹿兒島にも、薩摩迫あり、田上内、村此類は皆上古山幸海幸より出たる遺稱なるべし、又薩摩大隅かけては、奥の國と稱せり、古事記傳曰、大隅薩摩を奥の國と云るを、檜垣集にあり、奥は口に對し云ふ稱にして、道口道、後の後に同じ、京より行に、初の地を道口といひ、終を後といひ、奥とも云へり、陸奥國にても、黒川郡より北を奥郡といふ、應神紀、仁德天皇、日向諸縣君牛諸井が女に寄玉ふ御歌曰、彌知能之利、古破儀塙等、綿塙、通證曰、道後也、對道口而言、蓋指日向諸縣郡也云々、是畿内よりして、日向國を道の後と稱へしなり、又筑前豊前肥前を、前三ヶ國といひ、筑後豊後肥後を、後三ヶ國といひ、日向大隅薩摩を、奥三ヶ國といふと、鎌倉の世になりて、島津少貳大友の三家に、分ち賜へる時の詞なる歟、得貴が語に代、酒勾又萬壽年中、近

衛藤公、莊園を西日向の地に得て、莊衙を島津院の地に置く。其後莊園漸く廣まり、殆ど三州に遍し、是を島津御莊と稱す。鎌倉右幕府、我大祖得佛公を、島津御莊の下司職に任ずる。や、島津御莊は、薩隅日の總稱とするの語あり、其後鎌府の文書などに、島津莊内三ヶ國、日向大隅薩摩等の語往々あり。島津御莊の事は、都城の卷に詳なり、故に此には畧す。書紀纂疏に、茨城國を註して、薩摩國とあるは、兼良の誤りにして、茨城國は、今之常陸國茨城郡なり。延喜式曰、薩摩國、行程上十一日下六日、管出水、高城、薩摩、甑島、日置、伊作河邊、頬娃、揖宿、給黎、谿山、鹿島、其伊作は、今之伊佐郡、鹿島は、今之鹿兒島郡なり。和名鈔には、此十二郡の外に、阿多郡ありて、總計十三郡とす。今行はるゝ所、和名鈔と同し、東大隅に界ひ、北肥後に接し、西南海島に至る。周匝一百三十里二十六町十六間三尺、正保中百八十尺。

八里町といふ。二往古は、薩摩大隅日向等の九州は、皆太宰府の所管なり。古史に太宰府所管九國三島、或は太宰府所部九國三島など、記せる類、枚舉すべからず。殷繁天記に曰、太宰府人、文物鎮、三代實錄曰、太宰府西極之大壤、中國之領袖德實錄曰、太宰府西極之大壤、中國之領袖文甚多し。

○薩摩國建置の諸説 薩摩國の建置は、諸説一ならず。古事記傳に曰、隼人國と云るは、續紀二に、大寶二年、先是征薩摩隼人時云々、唱更國司等、今薩言云々とある。唱更、是隼人なり。元駐人司義解に隼人者、分番上、下、一年爲限、云々とある。意を負以て、其ころ唱更とは書したりしなり。今薩摩國也とは、續紀撰はれたり。其を薩摩國とは、後摩國也とは、續紀撰はれたり。今薩摩國元は、唱更とある。意を負しも云しかば、其中に薩摩名より、薩摩と改めて、殊に隼人國よりと云ふ。大寶六年に、日向より分かれたり。薩摩の域なる、但しあし、古には、薩摩までかけて日向國と云ふ。二

更國までの間て、養老元年の故は、右に記して大寶二年國隼人とは、唱國名なれば既に白尾國柱曰、總て大隅阿多の人を隼人と稱せしほどに、廻ち阿多の地を、隼人の國とも呼びしと見にたり、薩摩國と改まりしは、大寶年中より、靈龜までの間なるべし。其故は續紀、文武天皇大寶二年冬十月先是征薩薩隼人時、云々唱更國司等今薩摩言於國內要害之地建棚置戎守之許焉とあり、唱更は、卽隼人の換字にて、拾芥抄改名所々部に、薩摩國元唱更と見にたり、さて大寶の後、養老元年の紀に、始て大隅薩摩隼人とあり、此時は薩摩は既に國名と成しの證なりき、元註曰、隼人本居大隅薩摩等國而番直朝令隼人司義解職年爲限、故に唱更行者也、言民自著卒更云々律所謂縣正義也、曰、あるに取らん、本田親孚曰、續紀大寶二年八月、薩摩多欽隔化逆命於是發兵征討遂校戶置吏云々是より以來、薩摩隼人と書

して、阿多隼人の號を記さず、又同年十月の紀に、先是征薩摩隼人云々唱更國司言云々其後八年を経て、和銅二年六月の紀に、薩摩多欽兩國司云々されば薩摩國は、大寶二年戶を校へ吏を置みひしより、一國とはなりて、國司の號も定りしと見にたり、拾芥抄に、薩摩國元唱更と記せり、此說續紀に據れるなるべし、字書に、唱は導也、引也先也と注す、更は改也、又代也と註す、初めて國を建、阿多隼人の號を停め、薩摩の隼人と稱したる歲なれば、となへあらたまりかはる國の守といふころにて、唱更とは記するべし、註に今薩摩國也と記せるは、後人國司の二字の注ならむ、拾芥抄誤を傳ふといふべし、或曰唱更國司とある唱更は、絲成の義にて、隼人の換字に非ず、此時國內守備を議せる時の事なれば、絲成の國司といへる義なるべしといへり、諸説の不同かくの如し、今竊に謂

く、續紀、大寶二年、四月壬子の紀に筑紫七國とあれば、此時いまだ薩摩國建置なきは、上章に言ふが如し、かくて同年八月丙申の紀に至ては、薩摩多穂隔化逆命云々と、既に一國に建たる多穂と對しいふは、此時薩摩は既に建國の故ならん歟。又授戸置吏とあるは、一國に建て、國司を置れしにて、其吏は即國司をいふ者の如し、其同年十月丁酉の紀に、先是征薩摩隼人時と、始めに薩摩の名を擧て、其下句に於國內建棚置戎守之と記せるに、其國內といふは、薩摩の國內といふ義に非ず耶、然れば既に建國なる故薩摩國內の義にて記せし書法ならず耶、又其下句に唱更國司言すとあるに、此丁酉は、八月丙申を距ること僅に六十二日とす、國司といへば、既に國司あること明白なり、其國司は、其八月所置の吏ならん、又八年の後、和銅二年の紀に、薩摩多穂兩國司と記したるは、即八年

以前に見にたる國司ならん、兩國司の語あれば、既に薩摩の建國ありしこと明白なり、先是持統紀六年までは、阿多隼人、大隅隼人と、對し言て、大隅薩摩と並べ擧げず、大寶二年の後持統紀六年より大寶二年まで、凡そ十年に當る。元正紀に、靈龜二年五月、薩摩大隅二國云々、大寶二年より靈龜ニとありて、阿多といはず、薩摩の建國益す明なり、唱更國司の如き、本居宣長、白尾國柱等、職員令拾芥抄に據て、唱更是隼人の換字とす、其說然るべきし、隼人國司言すとあると同義なり、然れども、宣長等、唱ふは何ぞ耶、其文に先是征薩摩隼人時と記して、下句に唱更國司言すとあるは、是歲薩摩國建置ありし故、此段にも薩摩の名を擧げ、其下句唱更國司は、上句薩摩の字を承る故、下句は薩摩を畧して記せしならん、下句只隼人の換字を用ゐるの

み、故に唱更國司は、即薩摩隼人國司の畧語ならん、唱更國司の註に、今薩摩國也とあるは、蓋此事實、先史に上句の薩摩隼人を承て、唱更國司と記せる文ありしならん、凡隼人とは、阿多隅等に廣く係れる名なる故、其を分て薩摩國司たるを示す爲に、續紀の撰者より、今薩摩國也と注せし者歟、拾芥抄に、只一句薩摩國元唱更と載たるは、薩摩の地方、多く阿多隼人とありて、或は隼人國ともいひし故、廣く古昔の舊名を擧しなるべし、故に其意、大寶二年までは唱更といひしを、其より以後薩摩と改名せしといへるには非ざる歟、此等の故に、唱更國司は、即薩摩國司にて、大寶二年の建置なるを見るに、本居氏等、薩摩の建國は、大寶以後の事とするは、蓋此段及び前後の文を考覆せざるの過に似たり、姑らく鄙見を述べて、識者を待つといふ、

○古書抄　國造本紀曰、纏向日代朝、伐薩摩隼人鎮之、仁德帝曰、佐改直、按、俗を置き、俗を通す、蓋東西風俗自別にして、語亦各異、な説到り、故止得簡乾如薩與人學京音、何曾免乎乾、到今薩與人學唐異方子五也、△天智紀十年、十一月、對馬國司言、月生、一日、沙門道久、筑紫君薩野馬、韓島勝婆々、布師首盤四人、從唐來、曰、唐國使人中、惣合二千人、船四十七隻、薩野馬は、蓋薩人之唐土に使するは、筑紫君なり、其薩野馬は、蓋薩人之唐土に使するは、筑紫君之の首領なり、△續紀、養老六年夏四月、始制太宰府管内大隅薩摩等司、有闕選府官擁補之、或は曰、薩摩の國司、蓋此を制すといふは、有關云々之事なり、是す、其制す△天平四年五月、薩摩國司停止、季祿衣服乏少、并依請給之、△天平寶字四年正月、從五位下丹治真人木人、爲薩摩守、△同八年正月、外正六位上薩摩公鷹白、薩摩公宇志、並授外從五位下、△神護慶雲三年、薩摩公鷹白、加志島麌、並授從五位上、薩摩公久奈都、授外從

五位下、△寶龜七年、二月、薩摩公豐繼、授外從五位下、△續後紀、承和九年、七月、主膳正正六位上丹墀真人綱定、爲薩摩權掾、△本朝世紀、天慶四年、十月廿七日、薩摩守源師之、復任召名、寛治六年、十一月、前薩摩守大中臣親長、爲造伊勢大神宮使、康和五年、二月廿日、中原親平朝臣任薩摩守、△延喜式部式曰、凡日向、大隅、薩摩、壹岐、對馬等國島、博士醫師者、太宰准、大學典藥生、試才補任、副勘籍狀、言上、省載、季帳申官、待考滿叙、內位其遷替、六年、爲限、其六國學生、醫生、皆集府下分業、敎習、△著聞集に、大監物藤原守光は、待學生の中には、名譽の者にてなん侍りける、嘉應年中に、むこ薩摩守綱にあひ具して、丹波國に下りたりけり云々、△三代實錄曰、仁和三年、至此時、膂力之士、左近衛阿力根繼、右近衛伴氏長、並相撲之最手、天下無雙云々、彼最手とあるは、宇津保物語俊手の事なりといふ、俗說辨西宮記等にも見ゆ、今の關手の事なりといふ、次第、俗說辨

に、伴氏長は、薩摩國の者なるべしとあり、職人歌合に、我戀は、薩摩の氏の長なれや、片手にだにも、あふ人のなき、太平記に、播磨國の住人、妻鹿孫三郎長宗は、薩摩氏長が末にて、力人に勝れ、器量世に超たり、生年十二の比より、好で相撲を取けるに、日本國六十餘州の中には、遂に片手にも懸る者なかりけり、又曰、畠六郎左衛門尉と申は、歲十六の時より、相撲を好て取けるが、坂東八箇國に、更に勝る者なかりけり、彼薩摩の氏長も、かくやと覺にて夥し、實にや古の武士は専らかかる力業して、身を堅めけるなり、新猿樂記に、六君の夫は、高名の相撲とり也、父方は丹治文佐の子孫、母方は薩摩氏長が曾孫となり、薩摩の氏長は、力量相撲に於て、其名古今に高く、諸書には是力を載す、今悉く出さず

○和歌  
衆妙集

東より越来る春も隼人の

薩摩路遠くたつ霞かな

惺窓集

薩摩かた雲に吠けん犬もはや

梅さく庭の冬のあけぼの

大隅國 大隅は、姓氏錄、大和本紀、並に大角に作る風土記に、三角の島崎あるに因て、大角といふと見にたり、又大住とも、荒隅とも書けり。富記に隼人司領山城國に綏喜郡大住莊あり中康  
大隅より上り隼人が住居せしに因ての名なりといへり大隅は、上古日向國の郡名なりしに、日向國を割て、一國となるに及て、國名となる續紀、元明天皇和銅六年四月乙未、割日向國、肝坏、贈於大隅、始禦、四郡、始置大隅國とある是なり、又上古は、此國は、熊襲國の内なりしに、其遺名今獨贈喰郡に存ず。此等には曾於郡邑又上古は

火闘降命及び子孫、大隅隼人曾の君等の居たる地なりといふ、其遺跡贈喰郡國分邑にありて、隼人城と呼ぶ、又上古は、薩摩國の地方を、吾田國と號し、吾田を阿多にも作り、天武紀、十一年、持統紀、六年等に、阿多と大隅と對し云ふこと、前の大隅の章に舉しが如し、此時の大隅とは、大隅郡の土地を指に似たり、如何となれば、天下郡を置の始め詳かならずといへども、成務天皇の時、既にありて、其久しきは鹿兒島の卷、郡の總説に見に、大隅郡も和銅以前の昔しよりありしなれば、其古きこと知るべければなり、然れども大隅隼人の城址、贈喰郡に存じ、大隅郡は、大隅國內の南邊にして、贈喰郡隼人城は、遠く西北に隔在せり、且阿多國は、實に一大の地方なるに、是と對稱せる地方なれば、其境土固より大ひなるは察すべし、故に彼阿多に對せる大隅は、襲國の時より、今大

隅國地方の大名にして、後一郡の名となるといへども、尙汎稱に用ひ、又後國名となれるにもあらん歟。餘は前の三國古稱の條にも参考すべし。孝謙天皇、天平勝寶七年五月丁丑、菱刈郡を置かる。又其後桑原郡を置かる。年月詳かならず。淳和天皇、天長元年九月、多良國を罷めて、大隅國に隸られ、熊毛馭謨二郡をを加て、八郡とす。延喜式曰、大隅國、行程上十二日、下六日、管菱刈、桑原、幡喰、大隅、始羅、肝屬、馭謨、熊毛既に名字異なる故、重て此に出す、其文。今始羅郡はなくして、別に始羅郡あり、東日向、西薩摩、北肥後に界ひ、南海邊に至る。周匝一百十五里十一町四十間四尺正保中究所百里二十七町云。

○古書抄　國造本紀に曰、纏向日代朝御世治平隼人同祖初小。仁德朝伏布爲曰佐賜大隅國造見初小は後曾小川なり小云。字是假也。△天武紀十四年、大隅直書連並十一氏賜姓忌寸。

△續紀、養老四年二月壬子、太宰府奏言、隼人反殺大隅守陽侯史麻呂、三月丙辰以中納言正四位下大伴宿禰旅人爲征隼人持節大將軍。△天平十四年十一月壬子、大隅國司言、從今月二十二日未時至二十八日、空中有聲如大鼓、野雉相驚、地大震動、丙寅遣使於大隅國檢問、並請聞神命。△天平寶字七年十二月、禮部少輔從五位下中臣朝臣伊加麿左遷大隅守。△神護慶雲三年十一月、外正六位上大住直候、外正六位上大住忌寸三行並授外從五位下。△寶龜六年四月、外從五位下大隅路真人豊守爲大隅權掾續古語に薩摩守任國に下りけるか、一任既に舉て、守上る間、大隅掾守の爲に聊遠ふ事ありて、守大隅掾を殺さんと思ふて、安藝周防の程を過ける折ふり放し、其洩れに人を寄らざる島のあらるに、謀を擲て上りける大隅掾々を置ける、大隅掾は後に海人の船より助りて上りける云々を。

△三代實錄、元慶二年四月、從五位下行大隅守佐伯宿禰春

繼爲安藝介、△江談抄、大隅守清原爲信、△續繼物語、寛德元年八月、大隅守長國爲但馬介、△中右記、天永二年正月、除目の中に、大隅良俊の史見にたり、△作者部類、赤染衛門は、大隅守時用が女なり、

○和歌

後撰集、源公貞が大隅へまかりくだりけるに、せきど  
の院にて、月のあかりけるに、わかれを惜み侍りて、

平兼盛

遙なる旅の空にもおくれねば

うらやましきは秋の夜の月

千載集、大隅に任はてゝ上らんとしけるを、大貳さだ  
こと、まだしとてとゝめければ、

津守在基

住の江のまづらんとのみなげきつゝ  
心つくしに年をふるかな

日向國

日向は、推古紀に辟武伽に作る、和名鈔比宇伽とあるは、比武伽の音の便なるに轉りたるなり、景行紀に、

天皇の十二年、熊襲叛く、

天皇親征し、筑紫に幸して、熊襲を討つ、翌年是を平ぐ、因て高屋宮今其遺跡あり之浦に居る

を六年なり、十七年、春三月、戊戌朔、子湯縣今之日州に幸し、始

て其國を日向國と號せらる、

景行紀の文に云、幸子湯縣、遊于丹裳、小野、時東望之、謂左右曰、是國也、直向於日出方、故號

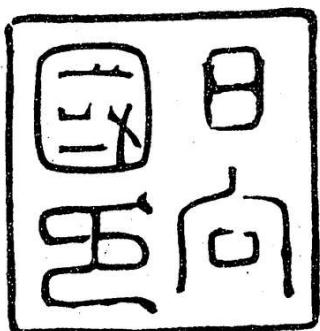
其國曰日向也、とは是なり、其國に十八年に次りし、遙に火光筑紫を窺て、火狩肥と名つけふ、今之肥前肥後是なり、先是熊襲といひしに、是に至つて日向國と改まる、其外、前の三國古稱の條に記すが如し、日向風土記に曰、日向國首、坎尾離北隣豐後、南接大隅、西連肥後、東限大隅、△

東西凡百五十里二十五步、南北凡百七十八里五步、鱗介正物不鮮、桑多而穀不多、郡五所、鄉六十一所、莊十三所、又曰、不云比牟加比、而云比宇賀者、牟加比對敵之稱也、宇賀敬順之詞也、延喜式曰、日向國、行程上十二日、下六日、管白杵、兒湯、那珂、宮崎、諸縣、周匝二百八里三十六間といへり、日向國の建置等、薩隅の事に關り、且諸縣郡は、吾封境に係る故、此に闡國の事を載す。

○古書抄、國造本紀曰、輕島豐明朝御世坐、豐國別王子三世孫、老男定賜、日向國造、△景行紀、妃日向、髮長大田根、生日向襲、津彥皇子、次妃襲武媛、生國乳別皇子、與國背別皇子、豐戶別皇子、按國內なる故、鈔諸縣郡に、大田見ゆ、又以て稱せしなり、襲天平寶字六年、正月、從五位下田口朝臣大戶爲日向守、△續紀天平寶字六年、正月、從五位下田口朝臣大戶爲日向守、△天平神護元年、十一月、奈良麿等事覺、之日、仲滿誣以黨逆、左遷日向掾、△延暦三年、九月、伊豫守從五位下藤原朝臣末

茂、坐事左遷日向介、△同六年、閏五月、陸奥鎮守將軍正五位上百濟王俊哲、坐事左降日向權介、此以下三代實錄に至り、舉日かて數ふべ

○日向國印、集古十種に出づ、古は諸國に皆國印あり、即朝廷所賜にして、官府奉行する所以なり、



○和歌  
人丸集

日向の歌に

あはぬさひうかりけるとぞおもほゆれ  
身をばこがせとしるしなければ

枕冊子

一條帝永延元年、丁亥御即位の皇后定子の御めのとの大輔のけふ日向へくだるに、給よする扇どものなかに、片づかたには、日いと花やかにそしいで、旅人のあるところ、井手の中將の館などいふさまいとをかしう書いて、いまかたつかたには、京のかた、雨いみしう降たるに、ながめたる人などかきたるに、

皇后の御歌

あかねさす日にむかひてもおもひてよ  
みやこははれぬながめすらんと

ことばに御手づからか、せ給ひし、あはれ也、さる君をおき奉りて遠くこそいくましけれ

北極出地度數 水土考に曰、九州從三十四度豊前小倉、至三十二度、或三十一度南邊、薩摩云々、薩摩大隅に涉りて、北極出地、大抵三十度より、三十二度までにして、三十一度半程を正中とす、抑本藩の地は、山海盤旋して、土地陽氣多く、極寒の時といへども、暖氣なること、諸國に越にて、五穀豐熟し、土宜物產多し、西遊記後編曰、薩隅二州山多し、肥後筑前薩摩等の如く、山海平地ともにあるを上とすといへり、凡本藩の地、西北は山嶽に據り、東南は大海を帶ぶ、國土は固より、平地を上とすれども、山海の利も亦大なり、水田に悪しくとても、陸田好く、海に利



とば、其部下の人々、城とは呼ひがたく、是を御屋形とも稱し、既に見ぬたれば、其古稱なるを知るべし。又上杉、又幕府義尹輝元の時、永正五年、對馬島主宗義盛に、屋形號を授くと云、薩州はむかし諸侯より、武勇の國と名高かりしが、今に至て、鹿兒島を初、鹿兒島の地たる後は連山の險を屏障とし、左右は長川澤野を襟帶し、前は裏海に臨み、天然の濠池を設け、四方の舟舶鱗次して畢く集り、運湊の利、魚鹽の富あり、且封域の中心に當り、東は日向宮崎界に至て、路程三十里、西は薩摩飯島に至て、二十里、南は琉球に至て、數百里、北は肥後界に至て、二十六里、其間萬嶺雲興て、四塞の固をなし、百邑里列して、三垣の象をなす。所謂表裏山河天府之國にして、誠に天造地設て、我藩朝に賜ふ者の如し、故に其形勢進ては攻るべく、退ては守るべく、治には中外を控制すべし、亂には關を閉て自守るべし、東遊雜記に

曰、諸州を廻て、要害の地は心を配りて見るに、薩州鹿兒島、肥後求麻郡人吉、奥州津輕なり、日本三ヶ所の要害にして、力を以て征しがたきの地なりと、此言然るべし。昔、齡岳公、始て出水より鹿兒島東福寺城に移られ、恕翁公は、清水城に居られ、其より數世に及ぶ、大中公は、御内に殿を建て居みひ、貫明公に至る。東福寺以下の舊址、鹿兒島の卷に詳か是其鹿兒島を以て府治となし、ふは、蓋形勢の封内に冠たればなり、殊に今の府治に至ては、氣勢の雄大、規模の弘遠なる、是を前に視ぶれば、固に過ること遠し、故に鹿兒島の如き、齡岳公より今に至て、五百年の舊都なり、竊に惟れば我大祖受封以來、英主賢君歴世迭に出みひ、武を緯とし、文を經とし、制度を定め、紀綱をなし、徳を以て懷け、威を以て御し、賢者心を盡して、能者力を致す、故に國治り民安く、道行はれ俗正しく、饑寡孤獨といへど

も、仁澤の化に浴し、生を樂み業を守り、鼓腹して謳歌せざるはなし、於戯邦祚の悠久にして、無疆なるや、山川帶礪と共にせんとす。易曰、自天祐之莫不利も、此語當れり。

古郡院 我封内、薩隅日の地、古來某院と號する者多し、建久八年、圖田帳に、山門、莫禰、入來、祁答、牛屎、滿家、伊集、知覽、給黎等の諸院は、薩摩國にあり、蒲生、吉田、横川、栗野、小河、深川、財部、鹿屋、串良、禰寢等の諸院は、大隅國にあり、三俣、島津、眞幸、穆佐、救仁等は、日向國の諸縣郡にあり、飫肥、及び櫛間は、宮崎郡にあり、其地を、某院といふ者は、蓋し 桓武帝延暦の制に始まる、續紀延暦十年、二月癸卯、令於諸國、新造倉庫、各其間踰於十丈、曰、諸國倉庫、比近相接、一倉失火、合院燒盡、於是改置、隨處寬狹、量安置之、とあり、又後紀、十四年、閏七月、辛亥、申、令諸國新建倉院、宜須每鄉改置一院、曰、諸國建郡、故置一處、百姓之居、僻遠去

郡跋涉山川、有受納責、且倉甍近接、有失火憂、故令改之、今年租稅、輸納新院、但於郡家、如亘動物、依舊莫動、漸遷新院、置倉之法、依十年制、又其九月辛亥、更令諸國、建正倉院、曰、諸國每鄉令、建倉院、追尋其事、頗乖穩便、今須彼此相接比近之鄉、於中央同置、一院、村邑遙阻、絕隔之處、宜量地便、每鄉置之、餘依前制、とり、此文に據て觀れば、其事明白なり、凡そ皇國の制、國を以て郡を統へ、郡を以て郷を統べ、郷を以て村を統ぶ、國には國衙を置き、國司是に居る、郡には郡廳を置き、倉庫あり、郡司是を掌る、其周圍には必ず垣牆を以てす、故に院といふ、或は倉院といふ、百姓の郷村に居る者、僻遠にして、郡と隔たり、山川を跋涉すれば、受納の責あり、且倉舍も近に比ひ相接すれば、失火の憂へあり、故に命あり、郡郷に於る、分て倉院を建らる、村居相接して、比近の郷は、宜きを量り、是を其中央に建つ、村居

阻遠にして、山川隔絶すれば、地の利に隨て、每郷是を建つ、此制は百姓を濟ひ、兼て失火に備へしむるが爲なり、於是倉庫の制一變し、郡院始れり、國を以て郡を統べ、又其院を統ぶ、郡並に院を以て、各其郷及び村を統ぶ、新田宮藏書に所謂諸郡檢田使の幣に、差等を分ち、大郡は五十疋、中郡は世疋、院は廿疋、郷は五疋といふ、亦證すべきなり、其院に於る、郡司分て是を掌る、其新院は、各所定の名に因て、是を某院司といふ、或は其舊に依て、尙郡司と呼ぶ、其實一職のみ、何を以てか是をいふ、圖田帳を考に、給黎の如き院なり、是を掌る者は、書て、郡司兼保といふ、知覽も院なり、郡司忠益といふ、牛屎の若きに至ては、院司元光と記すといへども、文永二年の古文書に於ては、或は牛屎郡司と書す、此類尙多ければ、一職兩員に分るを、以て知るべきなり、其屬郷に至ても、亦令を驅く者は、皆管下

に繋け、泛く某院と呼ぶ、又其郷を統ぶる者は、飫肥に南郷北郷あり、補寢に南侯北侯あるを觀て知るべし、此を今制に譬ふれば、所謂倉院は、猶藏本を呼ぶに、祁答院組と云の類の如し、其是に隸く者は、猶藏隸郷の如し、今牛尿院等を以て是を證すれば、伊佐郡を割き、此に二院を置き、其一方は、牛山、羽月、とくとく山野、平泉、入山等を以て、牛尿院といふ、曾木氏譜に、義刈兩院といふは、牛尿と太良院、義刈は大隅の郡名なり、又一方は、佐志、黒木、鶴田、宮之城、山崎、大村、蘭牟田を、祁答院といふ、各其管下に屬するの類は、是僻遠にして郡を去り、山川を跋渉するの令に遼ひ、二に分て院を置くなるべし、又救仁の如き、郷もあり、院もあり、其郷は百六十町とし、院は九十町とす、郷は院より廣ければ、郷より分るゝを見るべく、亦近郷相接すれば、院を中心置くの令に因て、是を分てる者歟、凡そ院制建て、今に一千四十餘年に及ぶ、

院の名、四方の他邦に聞ことあるや稀なり、然るに我藩某院の名往々今に至て傳ふ、是我藩一方の邊陲に在りて、古國の故なるべし、其特に院多きは、蓋亦郡郷の多く山川に跨るの故もあらん。

後鳥羽院の條下に、諸國に守護を置きて國司の威を押へしには、地頭を補せしかも名は本所はなきが如くになれる庄園を云々。本藩始祖 得佛公は、右幕府の庶長子にて、文治二年、薩隅日三州總地頭職に封せられて、封に就きぬひ、三年、又薩隅日州守護職に封せられぬふ、吾藩にも、一郷一邑に地頭を定め、又其郷邑の大小を量り、廣狹に應じ、州郡郷村の分界に拘は

らず、更に方域を分ち、某の外城と稱じ、一城を構へ、地頭をして其地を守らしめぬふ、自爾以來、一郷一邑に地頭を置き、鎌倉の遺風を存しみひしに、慶元以來、天下昇平に屬し、地頭の人々をも、本府鹿兒島に居住をさしめ、各所に地頭を置るといへども、遙領となる、且一國に一城といへる、大府の令ありし故、城郭は皆毀ち、其外城ごとに官吏を置き、邑治を定められ、是を地頭館と稱す、他州にては、郡代代官の住所を、陣所といふに同じ、其地頭館の所在を、俗に麓と呼ぶ、字麓書に、山下是其古へ城のありし山の下にあればなり、田帳に年、薩摩本せり、近世外城の名を改められて、某郷と號せり、古昔に所謂郡郷の郷とは異なり、混和して見るべからず、

閩藩郷邑 本藩諸郷、薩摩國に在る者凡三十七、曰鹿兒島、曰永吉、曰吉田、以上三ヶ所は鹿兒島郡に係る、曰伊集院、曰日置南

鄉、曰日置北鄉、曰市來、曰瀧家院、曰串木野、以上六箇所は、日置郡に係る、曰百次、曰隈之城、曰高江、曰平佐、曰山田、曰入來院、曰東鄉、以上七箇所は、薩摩郡に係る、曰水引、曰高城、以上二箇所は、高城郡に係る、曰莫根、曰山門院、曰出水、以上三箇所は、出水郡に係る、曰大口、曰山野、曰羽月、曰祁答院、以上四箇所は、伊佐郡に係る、曰伊佐知佐、曰山田、以上二箇所は、谿山郡に係る、曰給黎、曰知覽、以上二箇所は、給黎郡に係る、曰指宿、此一箇所は、揖宿郡とす、曰頴娃、此一箇所は、即ち頴娃郡とす、曰河邊、曰加世田、曰硫磺島、曰七島、以上四箇所は、河邊郡に係る、曰上甑島、曰下甑島、此二箇所は、即ち甑島郡とす、大隅國に在る者凡三十一、曰國分、曰清水、曰幡喰、曰敷根、曰福山、曰財部、曰末吉、曰恒吉、以上八箇所は、幡喰郡に係る、曰加治木、曰帖佐、曰蒲生、曰溝邊、以上四箇所は、始羅郡に係る、曰日當山、曰踊、曰横川、曰栗野、

曰吉松、以上五箇所は、桑原郡に係る、曰太良院、此一箇所は、菱刈郡とす、曰向島、曰牛根、曰垂水、曰新城、曰禰寢、以上五箇所は、大隅郡に係る、曰百引、曰鹿屋、曰串良、曰高山、曰始良、曰大始良、以上六箇所は、肝屬郡に係る、曰屋久島、此一箇所は、馭謨郡とす、曰種子島、此一箇所は、熊毛郡とす、曰向國諸縣郡に在る者、凡二十、曰吉田、曰馬關田、曰加久藤、曰飯野、曰小林、曰須木、曰野尻、曰綾、曰内山、曰八代、曰飯田、曰穆佐、曰高原、曰三俣院、曰莊內中鄉、曰莊內北鄉、曰莊內南鄉、曰松山、曰敷仁鄉、曰敷仁院、是なり、此諸郷、皆一州一郡の内に在るにあらず、他州他郡に跨るもあり、今舉ぐるに、大畧其本づくところの州郡を以てす、又歴世の間、諸郷の内、往往其地を分合して、或は地頭の管轄に便りし、或は、公族等の封邑とせらる、故に其郷邑の如きは、前段の名數と同じからず、亦兩州兩郡等に隸くもあり、其郷

邑、及び其所屬の州郡は、地頭館領主館所在の州郡を以て、各邑の篇首に記す、因て此に贅せず。

三國名勝圖會卷之一終

三國名勝圖會卷之二目錄

薩摩國鹿兒島郡

總說

鹿兒島の文字名義及び舊域

鹿兒島之一

山水

多賀山 多賀社

多賀社

神月川 伊敷堰

伊敷堰

構木川

夏箕瀑布 親音之上

親音之上

田上川

田上川

小山田瀑布

近衛水 大磯

大磯

田之浦 橋側の石

橋側の石

近衛櫻

鹿兒島八景

福永門八景

松見崎十二景

居處

造士館宣成殿 石碑 講堂 學寮

演武館

文庫

文庫

演武館

學寮

學寮

演武館

明時館

佐土原邸

醫學院 神農廟

琉球館

吉野馬牧 亞牧巴爾齊

咬囁吧馬牧

藥園

橋道

西田橋 新上橋

高麗町橋 武之橋

新橋

孝行橋

永安橋

鼓橋

鳥越

## 三國名勝圖會卷之二

薩摩國 説の事は、薩摩國の卷には詳なり、總

鹿兒島郡

總說

鹿兒島の文字名義、及び舊域、抑鹿兒嶋の文字は、續日本紀曰、天平寶字八年、十二月、大隅薩摩兩國之界、云々於、鹿兒島信爾村之海、云々三代實錄曰、貞觀二年、春三月廿日庚午、薩摩國鹿兒島神、云々延喜神名式曰、大隅國鹿兒島神社、民部式曰、薩摩國管鹿島、和名鈔曰、薩摩國鹿兒島、加古志萬、是等の如し、按するに凡そ郡里の名、二字を用ゆ、例、延喜式に出づ、然れば所謂民部式の鹿島は、麿字の兒を脱せしなるべし、本藩昔しは多く麿一字を作る、弘安七年、閏四月三日、道忍公の本府淨光明寺鐘銘亦然り、爾來一字二字一定なし、今は専ら二字もて行は

る、昆陽漫錄九州記、并に鹿子島、野藪談話、鹿護島、陰德太平記、籠島、和漢三才圖會、籠島、或は鹿護島等に作る、圖書編、薩摩州の圖に、康國什麼と題せるは、鹿兒島の唐音なり、是を地名畧に、鹿兒島上古作、康國什麼とあるは、甚た非なり、國分氏所藏の鎌倉右大將公御教書、國字を以て、かごしまとあり、此かごしまの名は、本彦火火出見尊の駕し玉へる、無目籠の義に由り、一説には、尊の山幸に因れる名とす、國分鹿兒島神社は、尊を祭り、即ち其聖蹟なるがゆゑ、かごしまの名義は、彼條に細論す、夫郡は、何れの世分置ありしや審ならず、成務天皇の時、詔して諸郡に長を立らる、觀之ば既に其以前よりありしにて、孝德天皇の時、天下の郡を三等に建て、四十里を大郡とし、三十里以下四里以上を中郡とし、三里を小郡とす、文武天皇の時に至り、郡を五等に分ち、二十里以

下十六里以上を大郡とし、十二里以上を上郡とし、八里以上を中郡とし、四里以上を下郡とし、二里以上を小郡とす、里とは、家數五十戸ある所を云、されば昔時の郡は、千戸より百戸の所と見ゆ、古へは生齒すくなく、戸口も多からざること、是を以て推知るべし、今時は少々の聚落にも、千戸に満る所は、あまたあり、太平日久しく、人民の繁昌なること思ふべし、素より其里は道程の里數にあらずといへども、郡の等差に隨ひ、其方域の廣狹ありし亦察すべし、今鹿兒島郡の方域は、當所諸村の地、及び吉田郷のみ、然かるに吉田郷も、天正十五年、始羅郡より、鹿兒島郡に隸られしと見にたれば、鹿兒島郡は、たゞ一邑の地にして、小なるに似たり、按するに、國分邑宮内の正八幡宮は、鹿兒島神社とて、彦火火出見尊を奉祀し、世家傳に、鹿兒島とは、今の宮内の事と云、亦同邑に魔山といへ

る地もあり、又同邑外面の海中に小島の出しを、前に所引の續紀、寶字八年に、大隅薩摩兩國之堺云々、於麿島信爾村之海云々、化成三島と記され今現にその地は、大隅桑原郡と、同國噶唸郡とに係て、薩摩大隅の境にあらず、薩摩鹿兒島郡とは南北五六里を隔離れ、其間に大隅始羅郡、加治木、帖佐、蒲生、山田等の邑あり、又三代實錄、貞觀二年、三月廿一日、薩摩國鹿兒島神、この鹿兒島神、蓋し本府草牟田、村宇治瀬神なりと云、又建久八年六月、薩摩國圖田帳に、大隅正八幡宮御領八十町、鹿兒島郡荒田莊とあり、かゝれば往古國分より、本府荒田村の邊、彦火火出見尊に緣由ある故蹟にて、鹿兒島と稱へ、今の鹿兒島郡より以北、國分の地に亘り、薩摩國の内にて、郡を置るに及び、即ち郡名とし、大郡なりしを、其地を割て、彼此に屬すといへども、國分鹿兒島神社、麿山等の如き、其名に係れるも

の、舊處に存在せるなり。

鹿舊

山  
水

多賀山府城 東北 坂本村にあり、東福寺城の山に連り、麓に精木川を帶ふ、南に臨めば、府下の阡陌屋宇鱗次棊布し、西は林嶺參差として、烟靄斷續の中に露あらわれ、東は碧海湛たまへ、北は綠樹覆ひ、四顧趣を異にし、風景見れども飽かず、凡そ府下の形勢を双眸に收るは、此地を以て第一とす、鹿兒島八景の一にして、昔時濱崎ヶ城といへり、一説に、尾頸小城は、當村小城也。此山とす。又一説に、尾頸小城は、當村小城也。

後丘ならんといへり、其事蹟は、

○多賀神社 當山の巔にあり、奉祀伊弉諾尊、鏡體正祭四月  
中午日、當社は、貫明公本御内今本名大龍寺の地に在りし時、山伏鷲  
頭不動院なる者をして、江州犬上郡多賀大明神を招到し、日  
之少宮に擬して、天正七年巳卯二月六日、此所に勧請せしめ  
みふ、此時濱崎山玉臺寺不動院の號を命ぜられしと云、是より鷲頭氏世々これが祭祀を司れり、書紀曰伊弉諾尊功既  
至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣、古事記曰、  
伊邪那岐大神者坐淡海之多賀也、神名式曰、近江國犬上郡多  
何神社二坐和名抄に田可郷あ、神書鈔曰、日之少宮者、近江國  
犬上郡多賀大明神是也、近江在良方、日之所初出也、故曰日之  
少宮、出雲杵築宮在乾方、故曰日隅宮、日之所入也、この日之少宮  
事は、猶別に其由あるとは見ぬたり、和漢三才圖會、近江國曰、多賀大明神、在

上郡、祭神伊弉諾尊、號日少宮、別當真言不動院、是等を以て、當社所祀の事を知るべし。

神月川 水源郡山邑より出て、繁糾曲折して、東に流ること  
數里、草牟田村宇治瀬神社の前より、府下の西邊を經、南に廻  
りて武村に至り、内海に注く、今府下にして、これに四橋あり、  
其一を新上橋、其二を西田橋、其三を高麗町橋、其四を武之橋  
とす、これを神月川といふは、宇治瀬神社、神嘗月の祭より出  
たる名なりといへり、薩州神社考には、上月に作る、俗には、江  
月、甲突、甲付など書り、一名境川とも呼べり、又大野川の名あ  
り、葛流は、府城の西隅、柿本寺の後、和泉崎の瀧潭を通りて、柿本寺の下より、府城の東南、若宮社の前を過ぎて、海に入りしと、口碑あり、社前之池塘、其跡なりとぞ、後河道を西に移し、南林寺の背、清瀧川其跡なりとぞ、愈西して今之をとぞ。

○伊敷の堰 神月川の上流、上伊敷村、黒岩飯山の間にあり、  
磚石を疊を數十步、こゝに川流を湛へ、横さまに渠を開き、流

を分ち、其勢を取て是を走らしめ、後水は前水を推て、畎畝の間に回し、遍く田に灌ぎ、能く水土の功を成して、原隰績を底し、是より小野、草牟田、永吉、原良、西田、武、荒田等の數村、永く炎旱争珠の患を免るといへり。手言、見ゆ、和名鉄、秦以、堰、李冰爲、蜀郡太守、造百丈堰、灌田數千頃、蜀不於以富饒、農政全善、水棚、若溪岸稍深、田在高處、水不能及、則於溪上流作水棚、遇水使之旁出下溉、以及田所、此の類なり。

**構木川** 水源吉田郷宮之浦村に發し、當郷花棚村へ入り、數村を經て、坂本村稻荷社の前に出づ、因て或は稻荷川と云、是より大乘院の前を西流し、南に折れ、又東に向ひ、多賀山麓の帶となり、祇園の濱に注ぐ。

**夏箕** 瀑布府城 坂本村溪間にあり、稻荷神社より北の方、山を隔て十町餘に當る、構木川の上流なり、此邊を瀑の上といふ、

### 和歌

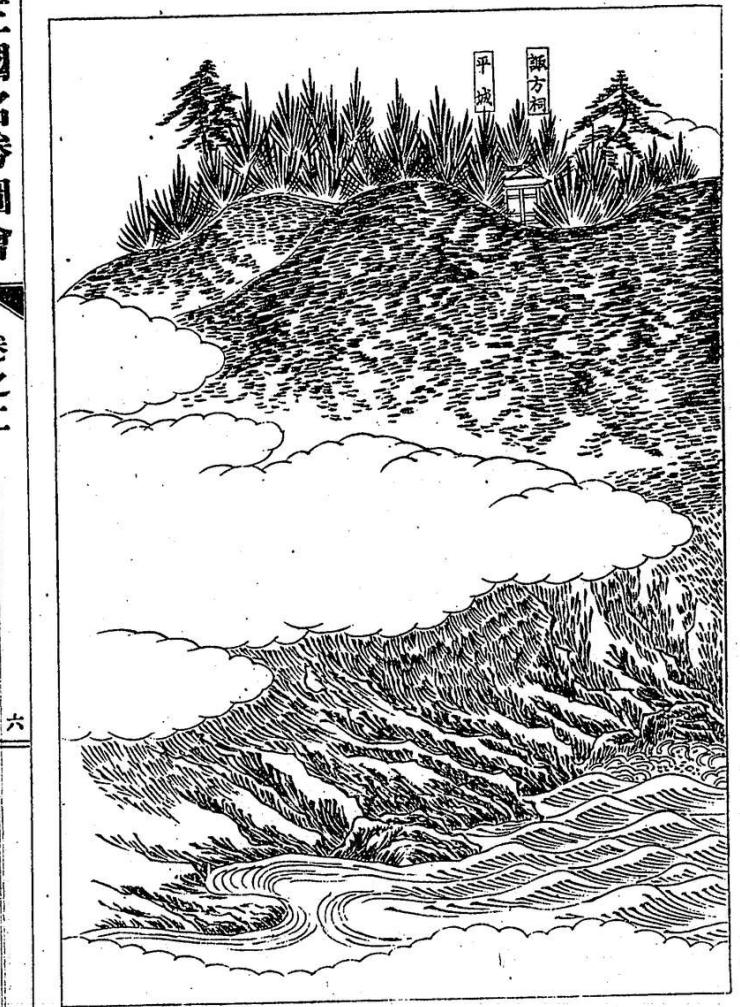
鹿兒島の在吉野山にちかきわたりになつみのたき  
といふ所あり、見にまかりて、

幽齋

こゝもまたよし野にやおつらん、  
ながれて瀧の名にやおつらん、

○瀧之上觀音、瀧布の前、巖壁の上にあり、桂山觀音ともいふ、千手觀音の石像なり、寛永十四年、平山對馬守安置す、稀痘の許願に應ありとて、參詣のものあり、

**田上川** 水源は大迫村横井より出て、小野村西別府村を過ぎ、田上村に來り、猶諸村を經、郡本村の海に歸す、郡本村の邊に於ては、新川と唱ふ、舊此下流、荒田村、中村の境を流れ、海に注けるゆゑ、境川とも呼びしを、文化三年、今の所に導きたり、因て新川の名あり、



六



**小山田瀑布**府城の北城

小山田村、平城の北にあり、其源は郡山邑の山中に出て、南より北に落する瀑布なり、高さ凡そ五丈五尺、横狭く、水勢壯なり、土俗是を陽瀑といふ、或は布引の瀑と名く、左右古藤多し、下流は神月川に入る、又平城の南に陰瀑とて、僅に高さ二丈許りなる飛泉あり、水少し。

**近衛水**

府城の西北

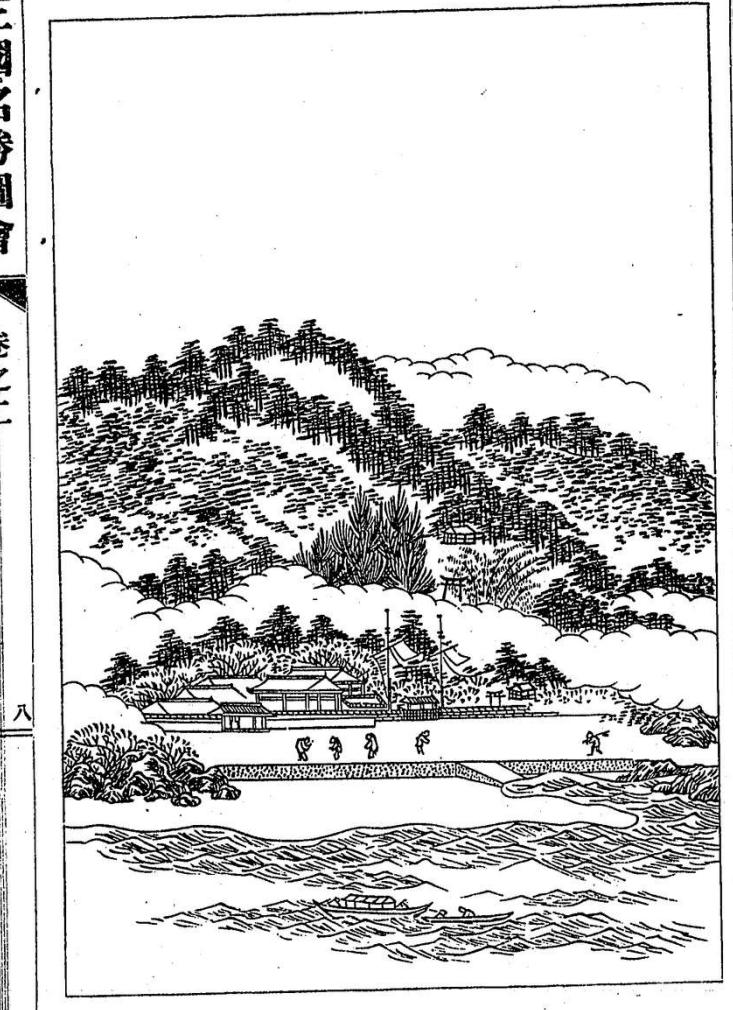
坂本村、冷水、北郷氏宅地にあり、寒暑増減なき涌出の靈泉にして、冬日暖に、夏月冷なり、此水諸所に灌きて、用水となす、地名冷水といへるも、此靈水あるゆゑにや、櫻島上山某所藏、正平七年、簸川尼が文券に、冷水の名あり、此地の事と見ゆ、其久しきを知るべし、文祿慶長の際、近衛關白信輔、鹿児島に來みひし時、硯の水に用られしとぞ、よつて近衛水といふの傳へあり、

**大磯**

府城の北城

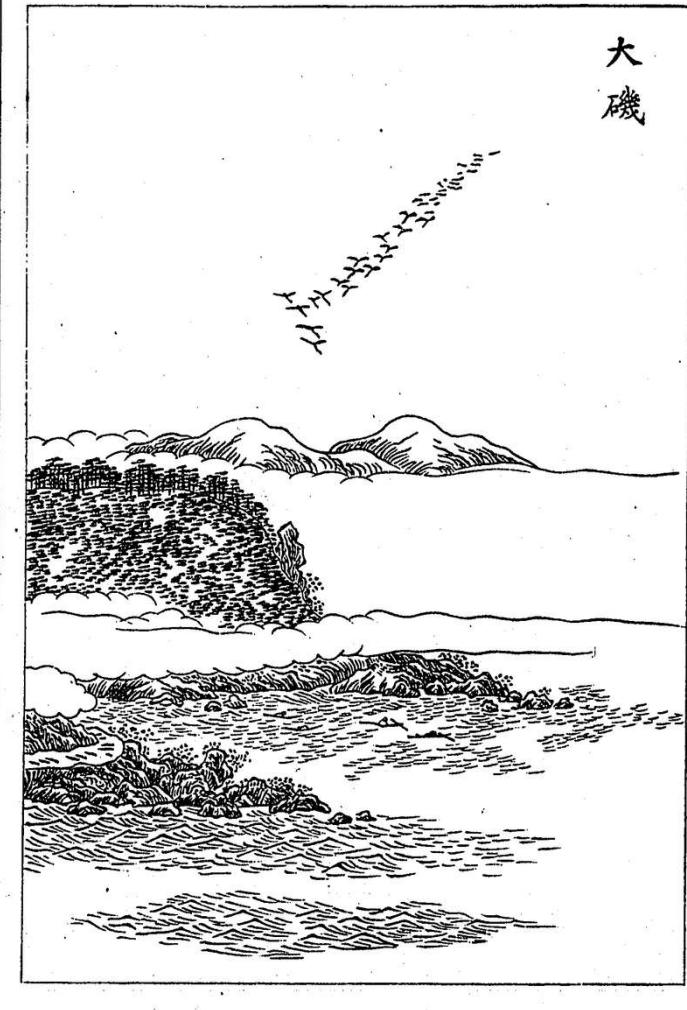
吉野村の海邊なり、一名仙巖洞、緣海の崖岸に道を

設く、淨國公の時、斷巖を削り、巉壁を穿ち、樅<sup>ク</sup>翳<sup>ク</sup>を焚<sup>ク</sup>き、草莽<sup>マツコ</sup>を翦<sup>ク</sup>り、上下曲直、僅にこの一路を開き、始て人迹通ずべし、洞口先づ行て、良英寺を得、是より左に折て、永福寺及び潮音院あり、猶高低迂行して、山神、櫻谷等に至り、又右に折て、天満宮、龍洞院、皆相列る、既にして山下川流れ、圯<sup>ヨリ</sup>橋を架す、橋側に碑<sup>ヒ</sup>を建つ、其文に出自仙巖別館南門、至兩岐路口、五町二十五間、至於府城東門、西蹕<sup>ウタカ</sup>鳥越<sup>アシカ</sup>故道、則二十七町四十四間、南循<sup>スル</sup>縁海新道、則三十二町三十六間と記す、碑文縁海新道は、則ち上に道の出で、即仙巖園あり、萬治年中、寛陽公是を營み、山に靠り、海に臨て、別館を構へ、仙巖喜鶴亭と名づく、公こゝに遊觀し、翰墨の間に樂みぬへるに、雙鶴蹕<sup>ヨリ</sup>躍<sup>ス</sup>として碧空に横はり、嘹唳<sup>ヨロヅ</sup>として青霄<sup>アオソ</sup>に響き、下りて館廷の堀に集る、いはゆる芝田に戯れ、瑠璃池に飲むの象の如し、日已に西するに及て、悠々



八

大磯



其二  
觀水舍寬政中經營  
巖壁小銘を鏤む銘文

左の如一

納蘿覽醫體繙占而  
捲蘿攬葛道上天  
嘶咤寄后苑思昔凶  
側多奇石如鬼如仙  
唇羅出牒物貽坐堯  
屠維之歲協洽之年  
飭逮高廟乍收凶覲  
創建亭榭于此山顛  
凹觀草對謂飛泉  
名曰觀水對彼飛泉  
作銘是記琢石是鏤  
銘是記琢石是鏤  
銘辭不朽亭子不齋



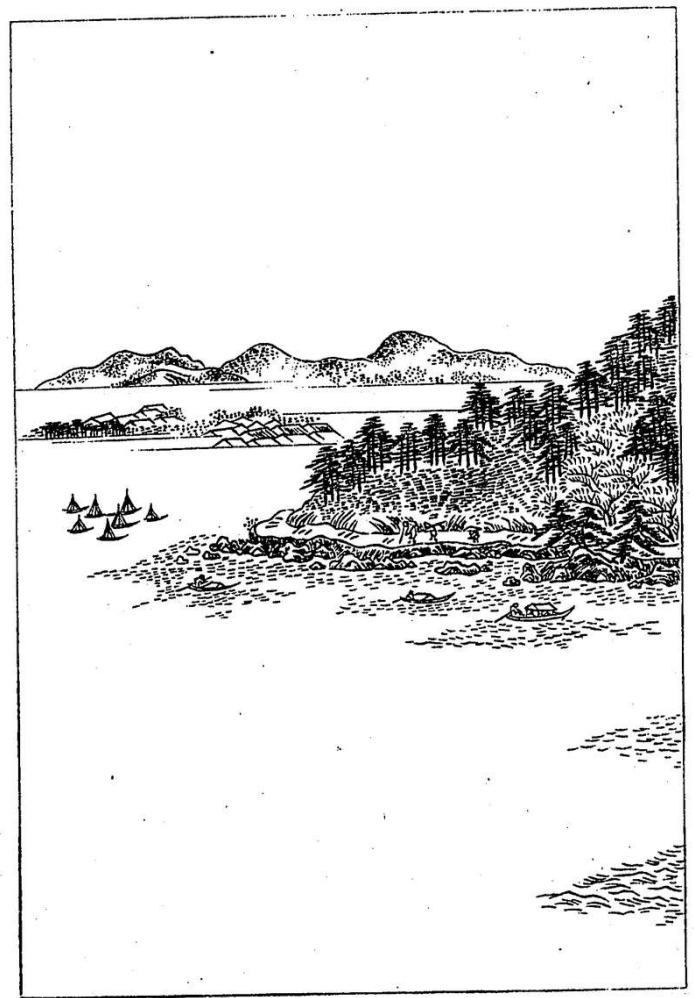
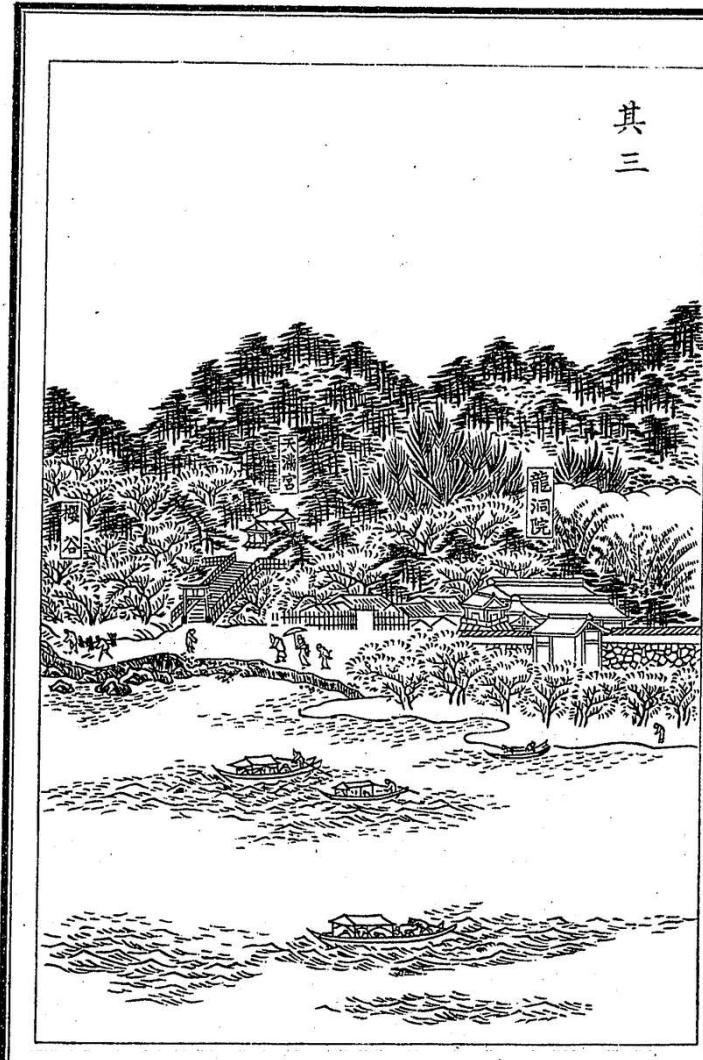
无念

氏之民

當與山石萬古永傳

齒與山石雖古永傳

其三



然として去る故に亭の名に命ず實には寛文十二年癸丑正月九日なり其地の勝たる翠嶺後に圍み裏海前に闢き南開聞嶽より海を隔て東福山に至り凡そ三十里の景色一望に入り連山逶迤潮水湛然其山其水清麗澄媚にして櫻島海心に特立し浮ぶが如く漂ふが若し怪巖磯磧に錯綜亂峙し或は蹲虎と疑ひ或は奮獅に似たり遠近巨細並出互見陰陽晦明四時奇變し千形万状摹述すべからず昔人畫山水の歌に不出門庭三五步觀盡江山千萬重其懷を騁せ性を養ふ亦何ぞ別にこれを求めんや且此仙洞櫻樹甚だ多くして春は瓊筵を花に開き或は輕舟に棹すもあり秋は羽觴を月に飛すなど樂みは此地に盡すと云べし其勝かくの如くなるを以て國中の士庶往々別荘を營み臺榭園池東西に相望み宛も壺中別に天地あるが如し一たび是に遊ぶもの塵寰頓に脱

し自ら飛仙昇天の思ひあり

圮橋側の石碑前文に見ゆ

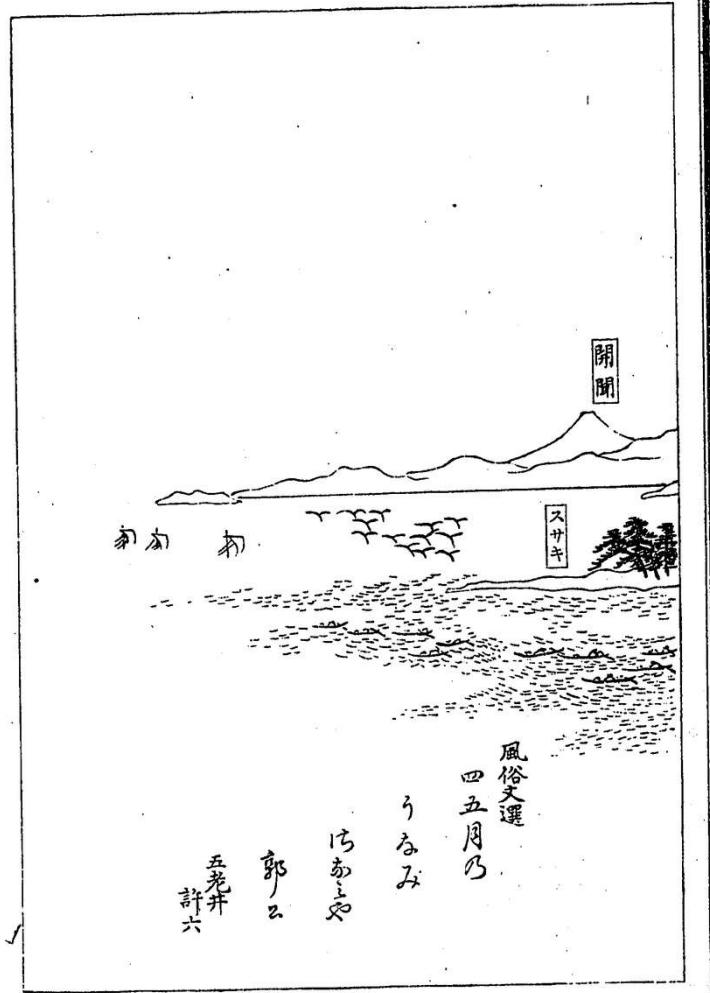
大磯雪の讚

月も今入江の波に色わきて

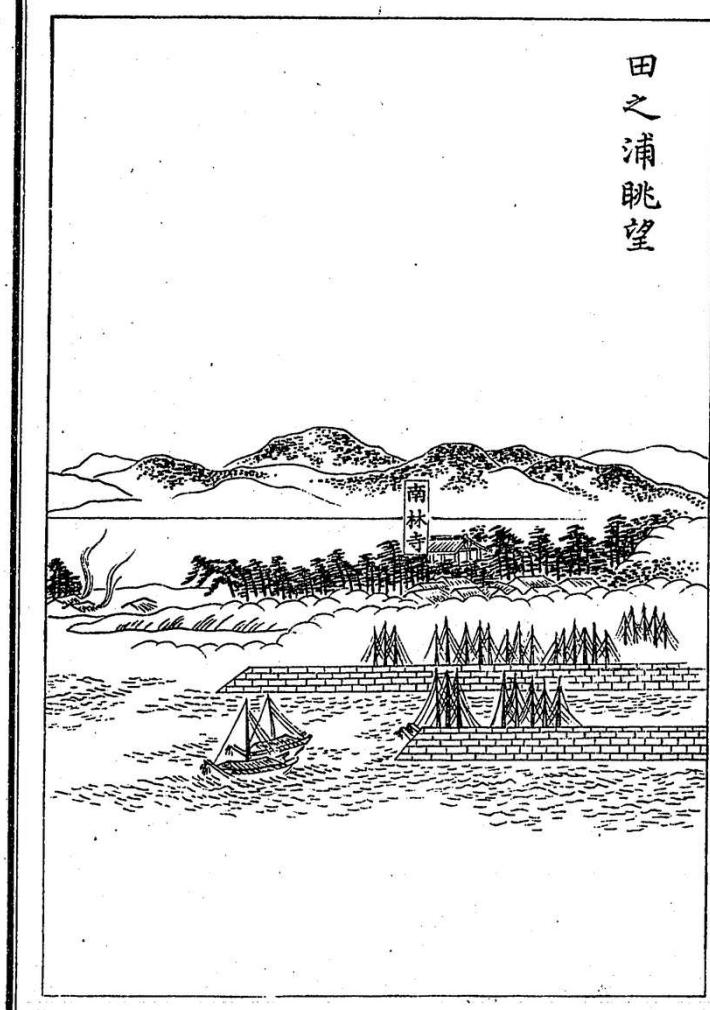
雪よりしらむ磯ぎはの里

西洞院時名朝臣

田之浦東北城の坂本村に屬す祇園の濱より東北大磯に至たるの緣海なり南洋の潮水山川邑の海門より府城の前薩隅二州の腹に入り一大内海となり湖の如し此浦其西岸に在り潮來れば江上白く日落れば天地青し煙舶其間に往來して頗る趣を資く是より大磯甚だ遠からず一帶の沿海なれば風光彼に類すといへども境移り地轉するに隨ひ又殊觀の勝區にして鹿兒島八景の一なり山本春正泰清世子の歌

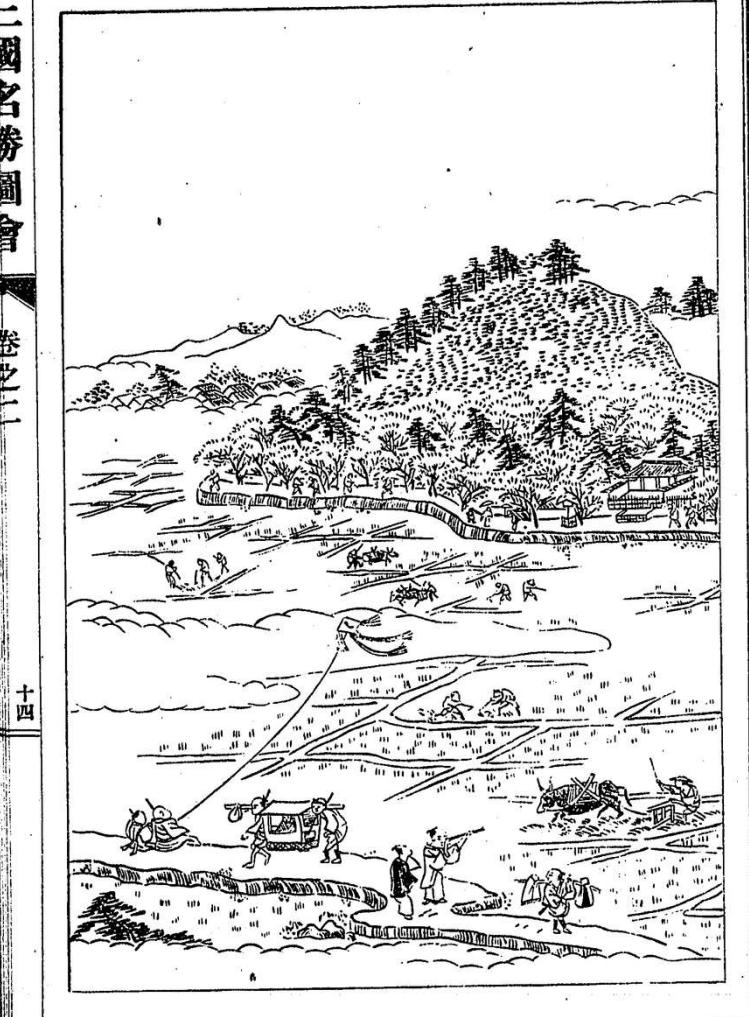


田之浦眺望

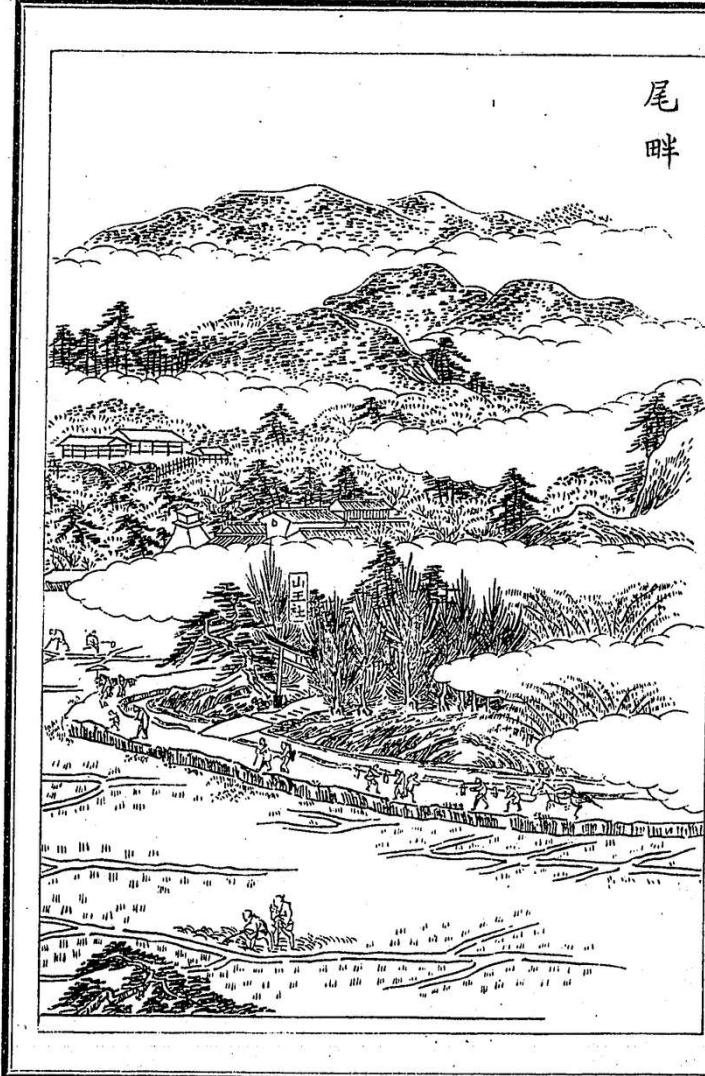


客として、當國に在りし時、此海面を眺望して詠る歌に、山のみな環れる内に入海は、いづくを指して、潮の引らん、又夜光る玉も何せん、薩摩がたといひしは、連城の壁も、此地の風景に易ふべからざるを評するに似たり、長明無名鈔につくしにとりて、南のかた大隅薩摩のほど、いづれの國とかや、おほきなるみなと侍り、そこには四五月にはあけくれ浪たちて、しづまるることもなし、四月にたつをうなみといひ、五月にたつをさなみとなん申侍る云々、おほきなるみなとゝは、此府下の海邊をいへるにや、五月の頃は、南風頻に吹て、波浪を起すこと現にあるを以て思ふべし、又昔は是より西南に廻り巨濶の灣港なりしを今、府城を建られしより、繁昌日を逐ひ、人民蕃殖するがゆゑに、徃々海面を築ひて、旱地となりしと見にたり、此論セ長明語、都城の卷、島津名義事證の段、亦是を引けり、併せて考へて、其説の可なる者に從ふべし。

尾畔西南府城の西田村、原良村の境もあり、山の尾延て田畔に接す、因て名つけしにや、此地山を負ひ水に臨み、幽邃いふべからず、山腹に邦君の別館あり、寛陽公の時より置かれたりと云前には田野の景物、四季に循ひ枝を呈し、媚を效す、殊に此邊櫻樹多くして、春花盛開の候、滿林白雲を宿し、六出香風に翻る、櫻花七日の榮、後來期しかたく、徒に放過すべきにあらざれば、貴賤老少袂を聯らね袖を引て、人我互に誘伴し、或は花下に玉杯を弄し、或は梢上に品評を費す、すべて無邊の光景にして、賞心盡しうたければ、西嶺に落暉を惜み、歸路の催促を厭はざるはなし、漸く東君老し去て、新葉茂密し、夏山深々として、一曲の綠水館を抱ひて流れ、避暑の散歩涼に乗して掬すべし、螢影は漁火に類して遠近に亂飛し、同志相携て所々に徘徊す、興味あり趣ありて、別に佳境を得るう如し、秋



十四

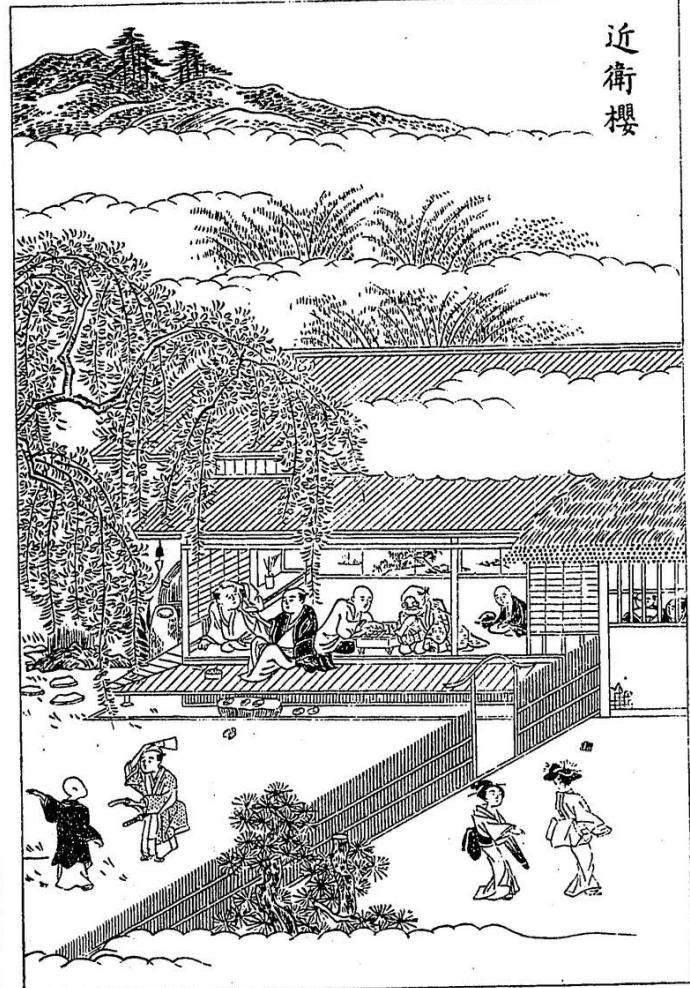


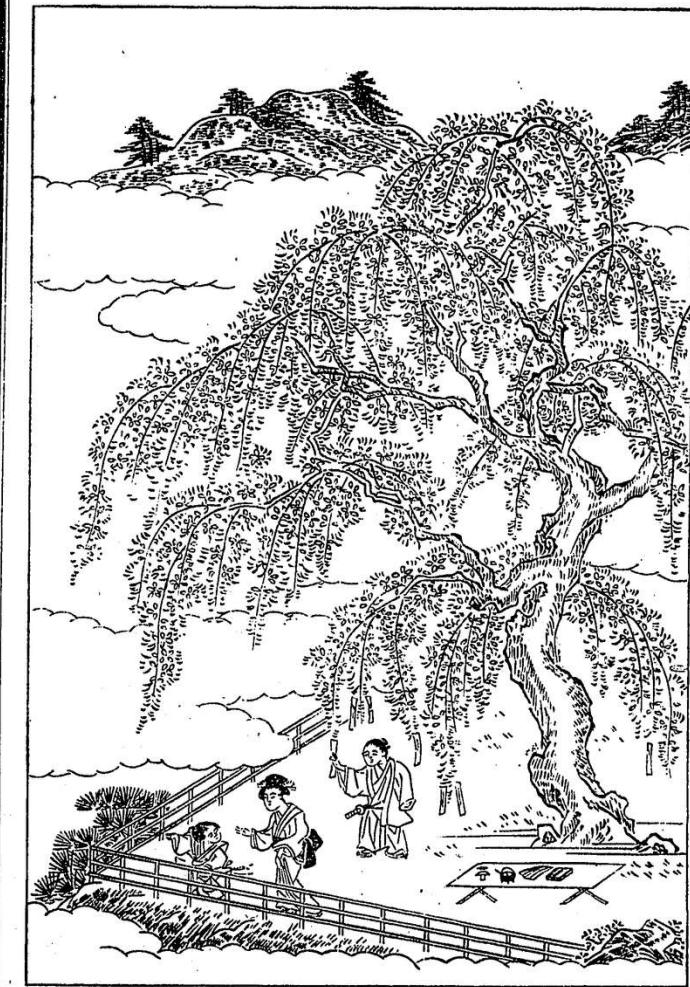
尾畔

來霜露、深く、青葉を染め、山は錦袍きんぱうを被、樹は繡帽しゅぼうを冠するに似たり、冬は寒鳥氷田に群かりて、鳴聲殘夢を驚し、雪朝遊觀すれば、銀界に入て、瓊樓に登り、満目玲瓏の眺を極むといふべし、夫れ大磯は、其所に云へるう如く、一大仙洞にして、實に蓬萊の思ひなり、此尾畔の地は、岡巒廻合、獨り其東の一面を缺き、阡陌縱横に相列り、四望清爽、又比すべきものなく、共に無量の勝を蓄へて、優劣いづれともいひうたし、かくて府内の櫻、大磯と尾畔とを一雙とし、或は磯邊に瓊筵を設け、或は尾畔に雅友を倡ふ、人々志さしの所向に隨て、遊興を催さざるはなし、畢竟昇平の澤に浴すといふべし、

近衛櫻 西城府 原良村の内、島津久誠別墅にあり、近衛殿下庭栽の花と同種の垂絲櫻たれしづざくらなり、嚮には大樹ありて、數丈天を覆ひ、灌園繁茂、萬縷地に垂れ、毎春風雅の盤旋するなりしう、惜哉

近衛櫻





近年枯れて、今亦其址に同種の桜を植ゑ、年々長して、餘芳を含めり、雍州府志曰、櫻御所、中世以來、近衛殿之所有也、世所謂近衛殿絲櫻、又在斯所と、此種なるべし。

鹿兒島八景、世は府下の風景眺望の勝を撰ひ、題して鹿兒島八景と云、正徳享保の際、京師縉紳家、及び諸山の出家は請ふて、其詩歌を需乞ぬ、其圖、其詩、其歌粗左は鈔錄す、其圖を逐て、其景を尋ね、其景は就て、其勝たるを知るべし。

福永門八景西南の西田村、福永門より眺望するところの景なり、寶曆九己卯の歲、宮之原通貫、和田助員をして圖を寫させしむ、八景の題を命して、家は藏む、通貫の孫通直、是を京師に携へ、高辻宰相家長は和歌を請ふ、家長題毎は一首を詠じ、歌目を和歌所は納らる、其歌其圖左の如し。

水上晴嵐、水上は、西田村にあり、出水へ通る大道なり、水坂

鹿兒島八景

南林晚鐘

日野權大納言輝光

か林乃音之音

ひぐくくれゆう

いはんてう

海ちうくーて



洲崎落雁

前龍山天啓

無限長洲眼界寬  
青松聳碧映波瀾  
數聲鴈々落來處  
恰做天書雲篆看



開聞暮雪

東園權大納言基長

山ゆきまかされぬ

うへにゆきとふく

ゆかむらやまと

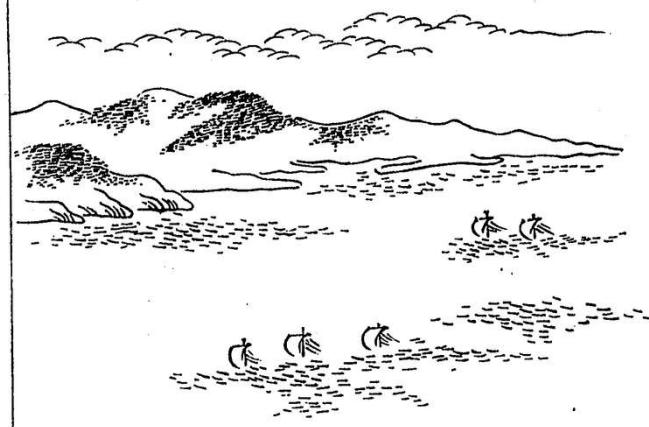
弟のゆきとふく



南浦歸帆

前等持承頤

余屋成封南浦磯  
日沈烟浪片飄飛  
漁翁亦是知其止  
釣得遠山佳景歸





櫻島秋月

樋口正三位康熙

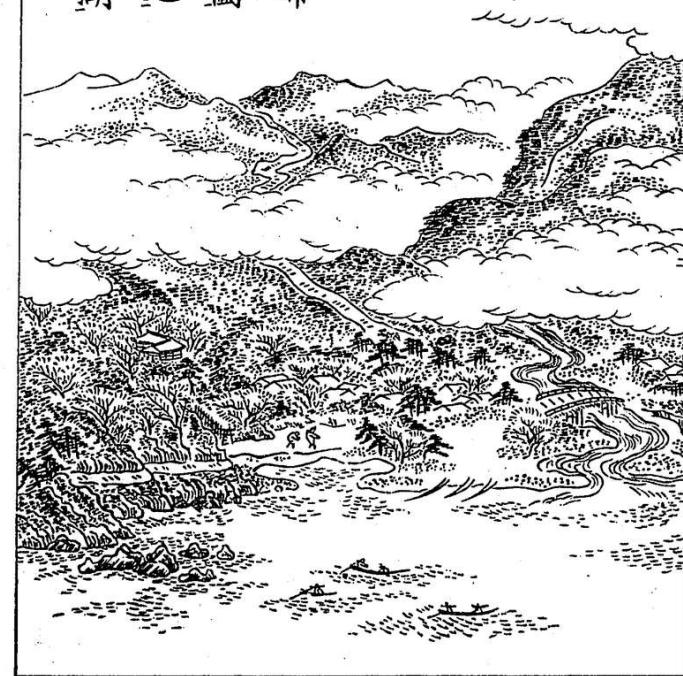
秋おとし光を  
それぞほもすむ  
鷺々揚る名より  
きそれども



大磯夕照

前真如石輩

江山鍾愛大磯浦  
映帶殘紅勝畫圖  
若夫蘓仙入蓉地  
賞心須是換西湖



田浦夜雨

烏丸内大臣光榮

すよする穢きの  
なみとをだかく  
夕あびーき  
そのうのる



## 多賀晴嵐

惠峯雲岩

雲散晴嵐明萬波  
日光相映海山阿  
宮前滿目好風景  
不盡家珍雅興多



六、呼

やま風のふくにまかせて村上や  
はるいたかねはうき雲もなき

常盤谷夜雨、常盤谷は、西田公の時、この所に別館を置みひとい名い

常盤なる松もあらしの聲そへて

夜半よざきほふたよの村雨

新上橋夕照、新上橋は、西田和泉崎にあり、川の流にわたせる橋なり、

おくふうき山本くれてのこる日の  
うげのみわたす新上の橋

築地歸帆、築地は坂本村の海邊なり、

こぐふねも波路は風にまうせつ、  
おもふうたとて築地にぞよる

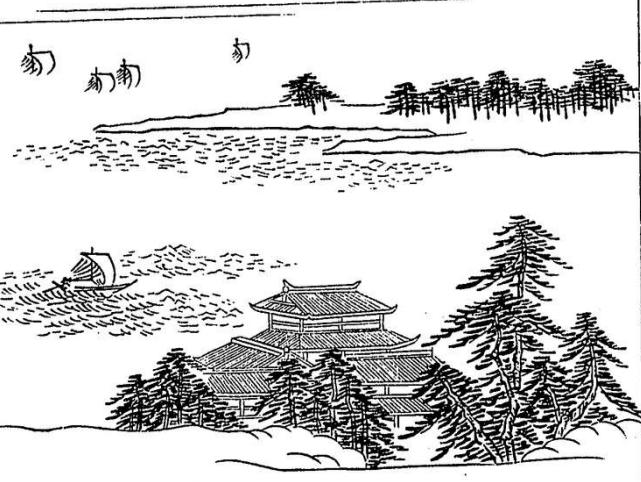
常盤谷夜雨



水上晴嵐



築地歸帆



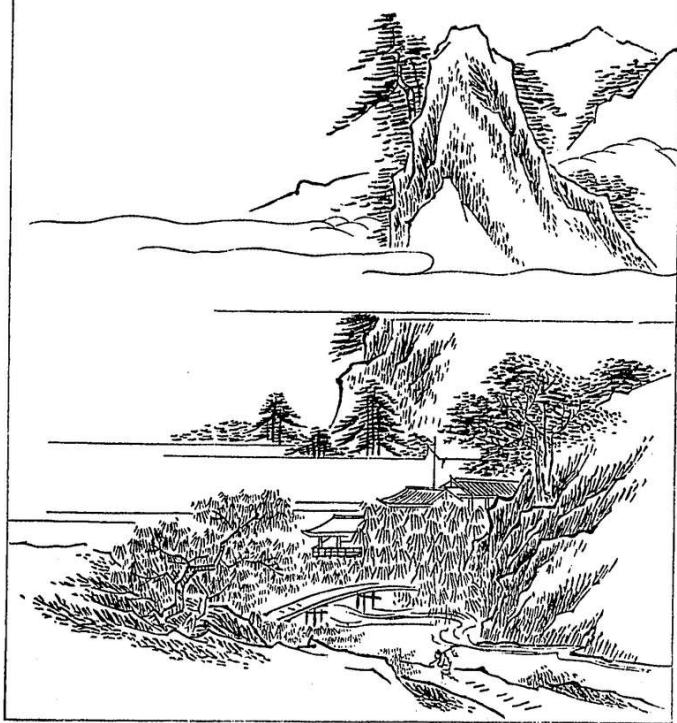
新上橋夕照



野元秋月



了性寺晚鐘



櫻島暮雪



尾畔落雁



了性寺、晚鐘

了性寺、後に見たり。

此てらの峯ふくうぜもしづかにて  
さだかにひゞく入相の鐘

野元、秋月

野元の原野をいふ、後に見たり。

雲きりもはらひ盡してたぐひなき

野元のあきの月の光は

尾畔落雁

尾畔は、前に見ゆ、已に

幾行かかずさだ免なく聲たて、

尾畔よ落るあきの雁がぬ

櫻島暮雪

櫻島は、後に見ゆ。

櫻じまひがたをかけて降雪は

ちりかふ花のはるの面影

松見崎十二景

東府城の

荒田村より、此地滄海の汪洋渺漫

臨み、高山の烟霞杳靄を仰き、其景其状、四望山水の秀を掬し、漏すことなし、小松清香、嘗て眺望十二の品題を撰ひ、和歌を詠す、其友二階堂澄行、これを京師より携へ、日野中納言資枝よりせり、資枝これが和歌を詠じ、自ら書して澄行に與へらる、小松氏に筒藏す、資枝の歌左より開列す、

高隈朝霞

立まよふくもよりうへよたかくまの

峯ほのくとかすむ朝戸出

櫻島春月

浪かすむ月のみはるのさくらしま

夜をへて花よ影もめてまし

荒田蛙聲

荒田は、一村名。

すきかへすのちもきかまし水草生る

うら田の暮にかはづなくこそ  
燃崎白雨

島燃の地

もゑさきの名はそれながらあつからぬ

風もふきいで、すぐる夕たち

境川千鳥境川は、荒田村に移して、田上川との呼交を流る、なり河は、

さかひかはみちくる鹽にさそはれて

浦のちとりも瀬々や問らむ

開聞暮雪

娃の山

名はいへど空はそびへしひらき、の

たかねのみゆき暮ぞいそがぬ

洲崎浮鷗

洲崎は、武村の海邊、鹽屋の濱の洲尾なり

ここかしこかもめぞうかふおきつ風

なきたる朝のすさきはるかに

### 隣村夕照

くれちかくにぎはひけりなゆふづく日  
てらす隣のむらの往来は

青屋晴嵐

青屋は、下に出せり

松たかきあをやのととのゆふあらし  
こずゑにみにてはるくもきり

松原晩鐘

松原は、南林寺を云

まつばらの末はるくと寺みにて  
木の間にひやく入相の鐘

輕沙漁火

水輕の沙地は、垂

浪あらふおきの白洲は色くれて  
ほのめきそむるあまのいさり火

遠帆連波

眞帆引ていそぐ千舟はおもふかたの  
風にいづくのみなと出けむ

居處

造士館府城の南 坂本村に屬す、府城二之丸の前なり、本府の學校なり、外門には仰高二字の額を掲く、清人臨汾王宣望書なり。安永二年、大信公創建す。初め 寛陽公府學を建んことを議す、果さずして薨す。是に至て是舉りといふ、本藩儒學の所傳を考に、圓室公の時、桂庵和尚聘は應して本藩に來留り、始て程朱の學を唱ふ。桂庵和尚は、京師五山の徒にして、應仁中、幕府の命を奉して、明國に使し、程朱の學を傳て歸る者なり。程朱の學を皇國に傳ふは、師を權輿とす。桂庵其墓の傳は、下に詳す 桂庵が門に、月潛和尚あり、月潛の門に、一翁和尚あり。月庵傳記は、桂庵の事に概記す 一翁が門に、文之和尚あり、皆其學を傳ふ。

文之才學衆に過て、慈眼公の時、府下大龍寺の住持となり、常に朱說を講す。學徒多し。文之の傳は、大龍寺に載す 文之の門に學之和尚あり、學之が弟子よ一溪和尚あり、并に大龍寺の住持にして、其學を承、經を講すること文之の時の如し。又文之の門人に、如竹上人あり、外に在て是を木鐸す。如竹の傳は、屋久島に見ねたり 如竹學行あり、桂庵が學文之如竹に至て大に興る、海內文之如竹と并べ稱す。四書周易傳義等に、文之點あり。寛永の初め、如竹上人板行す。是皇國四書等板行の始なりといふ。此事屋久島の卷に詳なり 一溪和尚が後、他邦の僧不門和尚、大龍寺の住持となり、舊式に仍て講義をなす。寛文二年、寛陽公菊池東匀を聘して、儒職とす。東匀は藤助と稱す。林道春に學ぶ。明暦元年、朝鮮來聘す。京師本國寺に館す。東匀朝鮮人と唱和す。學生李石湖、其才學を稱じ。大海以東人第一、紛々諸子莫之先の句あ

り、是に至て聘し、廩祿六十石を賜ひ、江戸邸に居る。其後世祿五百石を改賜ひ、鹿児島に移して土著せしめ、宅一區を賜ふ。東匀大龍寺に寓止して、諸生に經を授く。既にして東匀遷て江戸邸に居る。其講に由て許さるなり。と云、東匀が父は、菊池元春

頼多に継、殿頭康 大龍寺は、文之以來相繼て儒經を説くを以て、世人儒寺と稱せりとぞ。其後兒玉圖南、志賀登龍等、江戸に赴き、朱學を室鳩巣に受く。山田君豹は、鳩巣の門人河口子深に從遊す。於是室氏が學本藩に行はる。又府下組頭の宅に於て儒師經を講して士人に聽かしむ。是を俗に組講釋といふ。其儒師は、大抵室氏の學徒なり。大信公府學を建るに及て、山本正誼を教授とす。正誼は君豹が門人なり。正誼又少き時江戸に遊て、一時の名家に從遊すといふ。凡府學に於る師導を設け、典籍を聚め、紀律條科を制して、學政を整へ、以て國人子弟

に教ゆ。於是教化大に行はれ、風俗一變して、人才輩出し、政治を裨益するを多し。今や封境の内、遐陬僻邑といへども、文學を崇尚せざる者なし。是育英の效し、遠きに及ぶを見るべし。

○宣成殿 館内の西北にあり、仰高門に入れば泮水池あり。朱欄橋を架す。池の左右に石龍を置く。一は水を吐き、一は水を呑む。泮水橋は、即宣成殿の道とす。殿門に入徳の二字を扁す。中山王尙穆の書なり。此門外に石碑あり。林大學頭信言撰す。内門の扉に杏壇の二字を雕る。亦信言の書なり。杏壇門の内孔廟あり。即宣成殿なり。殿宇巍然たり。宣成殿三字の額を掲ぐ。伊賀國主藤堂高敦の書なり。殿内に聖像及び四配の像、十哲の神主、六從祀の畫像等を安す。古を考へ式に據り、毎歲春秋丁日を以て、釋菜を行ふ。殿の西は林木鬱然たり。孔林といふ。

○石碑、所在前文に見ゆ。

## 薩州鹿兒島學記

古者先王設爲學校也，蓋長育人才以待國家他日之用也。其所以爲教，則五典六德固上行而下効，於是乎成人有德，小子有造，孝悌修於家，而忠順可移於上。所謂其教不肅而成者矣。當是時，俊人濟濟，不可勝用也。後世學校之設，雖或不異乎先王之時，人材日卑，風俗日下者何哉？上之人徒誇壯觀而飾游聲，苟應故事，視以爲文具，其教亦不過乎？試訓詁文詞之間，以誘聲名利祿之途，則學者往往干時取寵，誇多鬪靡，是以其詞章雖麗，議論雖高，其德業事功之實無以逮乎古人。終歸卑汚賤陋之域而已。夫民彝物則極天罔墮，豈有古今人不相及者哉？但在上之人所以教之之術何如耳。今歲三月，薩摩侯創建先聖之廟於本州鹿兒島，肖先聖及配位像，畫先賢先儒像，其餘百爾器備，一視諸昌平國學而取法焉。於是春秋釋奠之禮具可以行也。又振其餘材爲師徒之授，

生之舍以爲朝夕教養國之子弟之所歸藩之日，使其臣兒玉實門來，命信言作文記之。此實盛舉，固可書以告於後來也。故不敢辭，敬叙古今人才之汚隆由教道使刻石以立廟門內。君侯旣尊儒崇道，固以好古聞，則其所以教之之術，其又何待余言耶？特使國之子弟藏修於此者，有觀以考焉，則庶幾不負君侯興學之意哉。

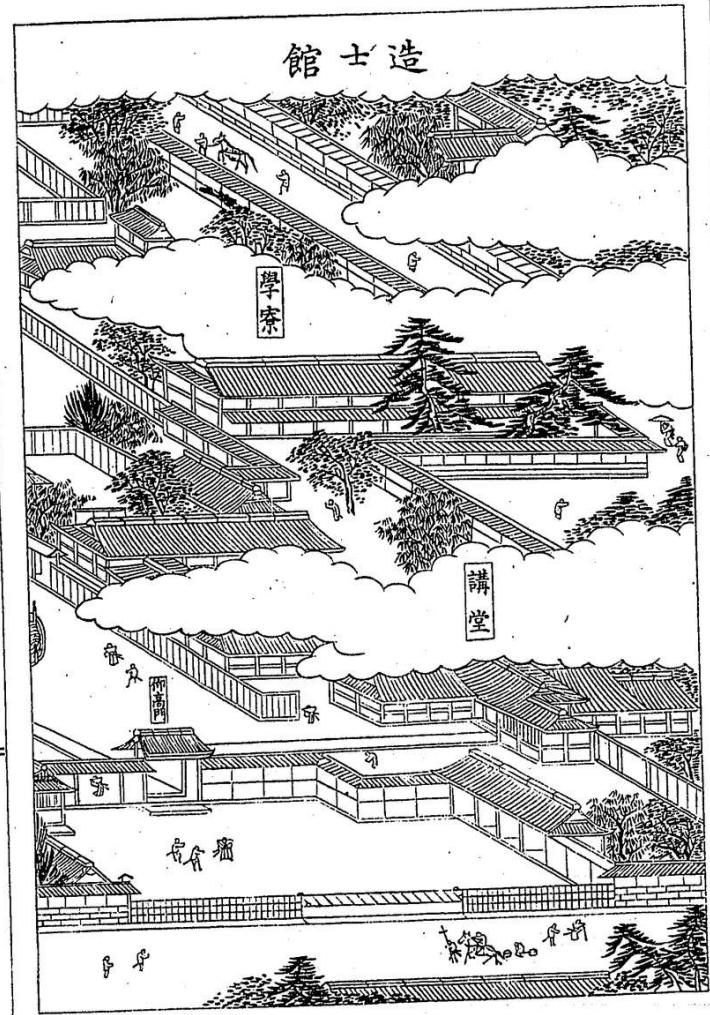
安永二年夏五月

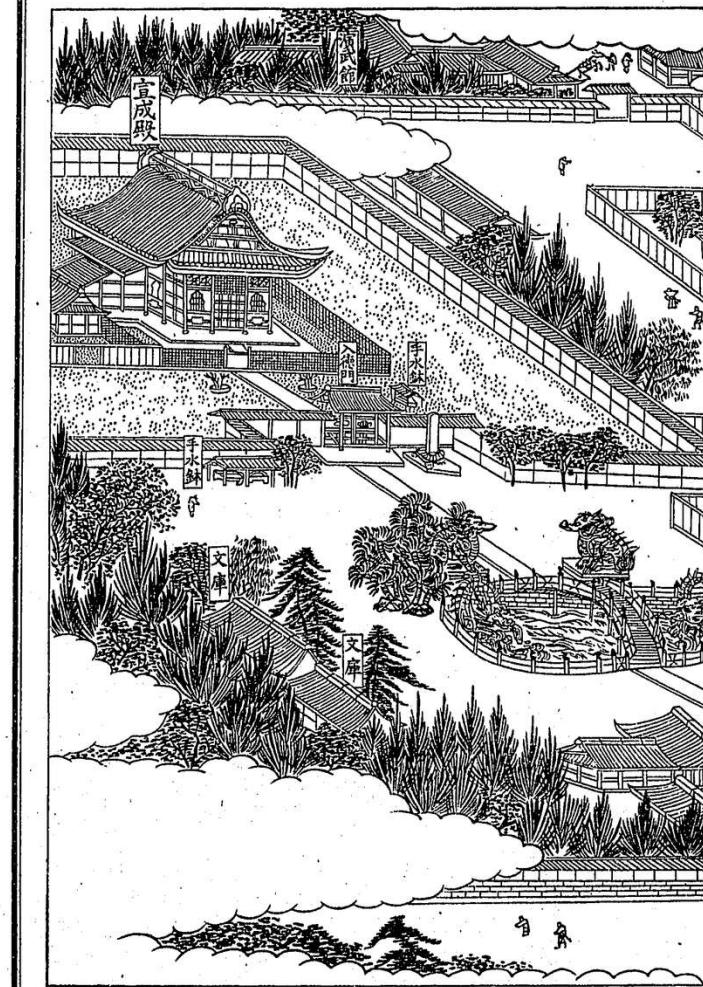
朝散大夫國子祭酒兼經筵講官林信言謹撰

- 講堂、館内の東にあり、國人子弟受業の處なり、堂宇宏廣にして、讀誦の聲斷へず、教授の官署此中にあり。
- 學寮、館内の東北にあり、屋宇局を分ち、樓を設て、學徒留宿の處とす、此中に直月寮あり、儒官月を分て輪直し、業を生徒に授く。

## ○文庫 館内の西にあり、

演武館の南、坂本村造士館の北隣にあり、安永三年、大信公始てこれを起し、武を講し兵を教るの所とす。夫れ吾大日本上古細戈千足國と稱ず、武備の盛なること知るべし。能く獨り海中に立て、外夷を御し、數千萬年、この王を王とし、この人を人とす、各其道に據り、其徳を慎み、文武二柄の兼資を以てなり。夫吾薩藩能、獨り九州に雄とし、威名四海に轟きて、外の侮を受ず、數十百年この君を君とし、この臣を臣とす、亦各其道に據り、其徳を慎み、文武二柄の兼資を以てなり。夫れ大日本固より武を以て體とす、薩摩固より武國と號せらる。この武國に立ちこの武人として、この武それ講せざらんや、治に亂を忘れず、文事あり武備あり、或は劍を擊ち、或は鎗を刺し、射を習ふあり、馬を御するあり、諸家各流、日に此館に出





入して、互に其主とする所を操練し、國家萬一の用を待つ、其術多端にして、紙上空談に盡すべからず、官長時に臨視してこれを激し、これを按す、亦其道を得たりと云べし。西遊記に記する事なり、薩州には、其祖先島津三郎兵衛忠上覽の御時、島の申次を勤し例によりて、御當家大猷院様御忠義將軍時、島より犬追物を勤られしより、今に至て傳り來し津家より犬追物を勤らる事に、弓馬の家に折々其稽古をなすとあり、則此館に其教場ありて、彼家の事とすとあり。

**明時館** 東南の坂本村造士館の東南、中福良にあり、治暦の館なり、鎌倉右大將源公、得佛公を本藩に封しみふや、時に暦官を賜ひ、自ら暦を作ることを得せしめ給ふ、爾來暎官己れの家に於てこれを爲す、時に安永八年、大信公此館を建みひ、其推歩測候の器、及び露臺等具に備り、以て暎法を修明す、館庭に碑あり、其文左に出す、

薩州鹿島明時館記

安永八年、本府創建治曆之館、名之曰明時館、於是公命知學事臣山本正誠記之、謹按先君得佛公者、鎌倉右大將之側室子也、文治二年封諸薩隅日之三州、號爲九筑大國、然其地也、當時猶屬要荒之服、而領朔授時之政未之及焉、則農桑多失其候、而歲功不得成矣、於是乎特賜之以曆官、世世使得自作歲曆、班之於境內焉、而其術則傳宣明曆法云、其後四百餘年、江府始議改曆、貞享元年曆成、名曰貞享曆、於是本藩遣曆官本田親貞受其法焉、而行之於境內如初、其後延享四年、江府復議改曆、因徵周英、本藩曆官於是磯永周英往焉、寶曆四年曆成、名曰寶曆曆周英、爲之佐、蓋十一年而歸、於是本藩傳寶曆曆法、其後明和二年、江府又修曆法、即徵曆官如寶曆例、於是水間良實往焉、而爲之佐者蓋八年矣、及其歸也、則每歲使上其所算氣朔交食日躔月離五星四餘等、蓋本藩之置曆官也、且六百年矣、

以至於今日、則非特爲一國之私用也、然猶未開其署、而曆官自於其家爲之、且其推步測候之器亦有未悉備者、今公襲封之十一年、乃命行人兼大史臣兒玉良實、謀於水間良實、爲簡天儀、測午表、子午針、望遠鏡等若干、乃與舊所有渾天儀、樞星鏡、正方案等若干、并以附良實而藏焉、其後五年、迄乎是歲、遂命國老臣小松清香、近侍掌務臣山田明遠、議置治曆之館、二人咨諸兒玉良實門、及水間良實相地于府城之東南四百七十步許、爰擇能吏、鳩工庀徒、以畚以築、以繩以削、乃爲露臺、其高丈有三尺、其上方如高之數、而基址倍之、又爲府屋若干區、自秋八月甲子始事、至冬十月丙子卒功、於是以水間良實爲正知館事、蓋本藩此官之設、雖尙矣、而其制之備、則自今日始、是宜記也、故臣稽其本末、而具書之、俾後之人有以考焉、抑臣聞諸良實曰、本藩之爲曆官者、委贊於陰陽頭、受其傳授、然後得以作曆、雖江府之曆

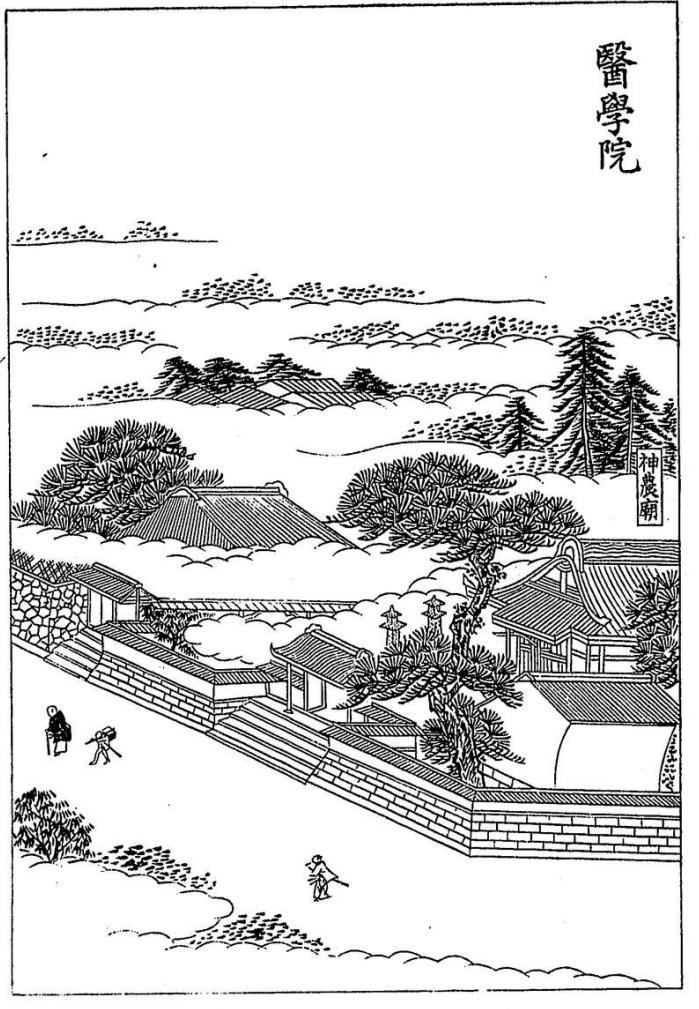
官亦然而江府之議改曆也必請命於陰陽寮然後爲之則頗有正朔一統之遺意焉此亦不可以不書也故附其說云爾是歲冬十一月癸卯本府知學事山本正道謹書

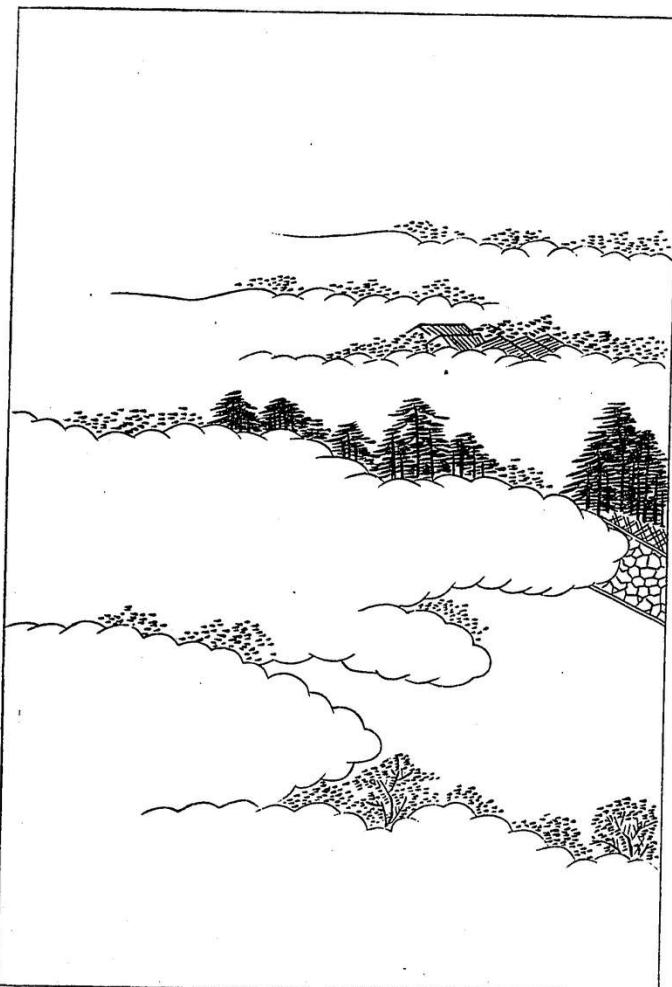
醫學院府城南坂本村に屬す造士館と斜めに相對せり安永三

年大信公これを置みふ専ら民生を憐み痾を救ひ瘻を起し天札の患無らしむるの仁惠に出たり日を定めて醫書の講あり醫生席に到りて人を醫するの事を討論す石碑あり左の如し

### 本府創建醫學院記

世之論醫術者以爲本於經者不諳於俗根於古者不宜於今予竊以爲規磨之說蓋特因庸醫而爲此論者耳非所以論於良醫之術也夫良醫之處方用藥也詭怪絕出或若無所取法者而卒獲其驗及問所以其然者則亦未嘗不據經考古而化臭腐爲神





奇也、由是觀之、本經者未必不諳於俗、根於古者未必不宜於今、但顧其所以用之者何如、若夫刻舟求劍、膠柱鼓瑟、而自以爲質之於經、徵之於古者、則是庸醫之事、豈可以此而爲一概之論乎哉、安永二年歲在癸巳、本府創建醫學院、公命也、經始於是歲十月落成於明年二月、講堂寢廬凡若干楹、使直衡爲文以記之、古人有言曰、三折肱爲良醫、言爲醫之不易也、諺有之曰、學書者紙費、學醫者人費、言學醫之害人也、然醫非學無以爲良醫、而所謂人費云者、特其未能善學焉爾、苟使夫學醫者精於講業、而不急於售術、真積力久以待其成、則庶乎不以其所以救人者害人矣、而爲良醫之道亦將在於是也、嗚呼、醫學院之所以設者是已、竊謂斯舉固宜書者也、乃推其所以設者而爲之記、因又畧論醫學之所、本附之、而使來學者有以考焉、又以告世之不師古而自用者、院中又爲神農殿、蓋從當時醫家之所尸祀者耳、此固未

必爲深論云、

安永三年歲在甲午四月二十日、

本府副史兼知學事山本直衡謹撰并書、

○神農廟、醫學院の左側にあり、院と同時に建立す、唐土上古の君、炎帝神農氏を奉祀す。木坐此人百草を嘗め、醫療の神術を得たり、祭祀十一月八日、

琉球館東北城の坂本村新橋の北口にあり、本藩の兼領琉球國述職の第館なり、其國の官人、王に代り交番述職して、絶ることなし、門内に双旗を樹つ、其製奇にして、風に翻すれば、毒獸の飛動するが如く、人物の状貌衣冠等皆異にして、これに過るもの、正に殊域に遊ぶに等し、

佐土原邸東北城の坂本村蛭子社の東隣にあり、邦家の支裔日州佐土原城主、島津侯の邸なり、侯及び使者來聘の時、舍る

の所とす、

吉野馬牧府北城 吉野村の内にありて、隣郷吉田重富帖佐の地に係る、周匝七里許、是郊野にして、衆馬を放牧す、大抵馬數四百、能く其所を得、歲々蕃息す、牧司なるものありて、守養を掌る、毎年四月駒二歳を取る、俗に此式を馬追と云、其日や有司若干人、數郷始當羅鄉、谷山、郡山、國分、櫻島、伊集院等、加治木の民を促して、牧野に會し、各分合の法ありて、旌旗を靡し、海螺を吹て號号をなし、稻麻竹葦の如く、牧野の四面を圍み、或は闕を發し、或は竹木を揮ふて馬を逐ひ、加之騎馬數百、八方に駆馳して、これが先後をなし、號に従ひ隊伍を亂さず、整齊として漸次に圍みを縮め、遂に群馬を驅りて、壇と云に入らしむ、壇とは地を堀ること數尺、廣袤數十步、牧野の中これを設く、馬奔跳とも超逸事を得ず、合牧衆馬、五色の毛文班班として皆この

茲に陥り、蟲々として互に蹂躪奮闘し、四蹄の外亦尺寸の餘地なし、慄愕の馬、首を奮ひ尾を鼓し、騰驤狂動、相驛喰鬪、此時駒取の徒、身に柿澁染の衣を纏ひ、手に稻稈の繩を提げ、勢ひに乗して直ちに此茲に衝入り、沛艾半漢の間に於て肩とせず、臂を攘げ群馬を掛け、縦横に廻馳り、躍るを抱きて繫き取るもあり、飛乗て搦め出るもあり、觀る者野に満ち、眸を凝し、汗を流し、覺にすら聲を揚げ腕を扼ざるはなし、さて其駒悉く取て、衆馬はこれを放つなり、此馬追は、其状勇壯にして、宛も軍陣の勢ひあり、故實ある事とかや、凡本藩馬を牧するの野、許多にして、其廣大且馬匹の多き、福山城たり、然れども其式の盛壯なる、此吉野馬追に亞くものなし、故に貴賤男女争ひ至り、常には寂寥たる曠野、忽ち變して都會となる。

○巴爾齊亞牧　吉野牧の内、別に一園を成し、異國の種を放

畜す、

啖噉馬牧府城の北城　比志島村にあり、吉田當郡及び郡山の二邑に

係る、

藥園府城の北城　吉野村にあり、安永八年、大信公建つ、諸藥艸等を

植ゆ、其藥品は、大略物産の部類に舉るか如し、

橋道

西田橋府城の西南　西田村に在り、神月川に跨す欄干橋なり、青銅の擬寶珠に、慶長十七年壬子六月吉日と鏄銘す、城市接界の所にして、橋東に郭門あり、橋西に市坊あり、西田町と呼ぶ、出水の關門より、大道これに達し、都城の門口なれば、自他の往来絡繹として絶にず、市坊脩飭、兩行に鱗の如く列り、有を商ひ無を求め、縱横に蟻の如く集る、先づ此土に遊ぶもの、こゝに於て始て物色の壯を仰ぎ、顔をあらためざることあたは

す、

○新上橋、高麗町橋、武之橋、新上橋は、西田橋より上流にあり、西田村に屬す、高麗町橋は、西田橋の下流、武之橋は、高麗町橋の下流に在りて、共に武村に屬す、此三橋も、皆神月川に架す、島の海岸に著せし者、當時此地に居る故に朝鮮人、鹿児名あり、伊集院苗代川の條を照して其詳を知るべし。

**新橋**  
東北城の坂本村に屬す、府下潮浸の壕に架す、扶欄橋にして、褐銅の護柵に、慶長十七年、壬子、六月吉日と銘す、此橋と西田橋、府下南北の要口なり、

**孝行橋**  
東北城の坂本村、府下濱町と向築地との間、運渠あり、凡そこれに四橋を架す、孝行橋其一なり、舊板橋なり、天保十一年石橋となし、下一圓洞を作る、此運渠、南は海に達し、北は精木川の下流に通ず、潮出入して、舟船運漕せり、此孝行橋は、孝

行正右衛門に由れる名なり、正右衛門母に事へて極めて孝狀あり、懈らざること三十年、一日のごとし、名を州里に著はす、事遂に官に聞して、寶永四年、丁亥、十月二日、特に錢三万と向築地に宅地一區を賜て、褒賞せらる、そのころ此橋を起さる、廻ち孝行橋の名あり、正右衛門、享保四年、甲辰、四月死す、法名孝譽養元居士と號す、不斬光院母の瑩側に葬り、題して孝行正右衛門墓と云、明和七年、庚寅、十一月、市來政公、正右衛門か遺行を記し、石に勒して其宅地に立つ、其後に及んで、山本正誼別に橋の記を作り、更めて是を其地に立つ、事は記に具はる、其碑橋南十步許にあり、

### 重建孝行橋記

本府知學事、山本正誼撰、并書、

孝行橋在、府城之東北、寶永四年、本府市人、號曰孝行正右

衛門賜宅一區於此橋之側因得名寶曆中民有請而更造之者既成輒壞遂廢而不復作者數年矣乃復請而重建之一如舊制是時安永五年也鄉人欲書其事于石因以故鄉先生惟宗政公所著孝行正右衛門小傳一篇來謁於余按孝行正右衛門姓池田氏幼失怙獨與母居溫清定省禮無違者下氣怡聲以承順之爲人和平與之遊者亦未嘗見其忿懣之色家至貧乃業梳剃以奉養朝饗夕飧必供甘旨有贈之衣服若貨財者則受而獻諸母有勸之娶者則辭焉曰我養吾親弗給是懼其敢畜吾妻乎竟不娶母旣老耄又得末疾欲食云則哺之欲行云則負之扶持調護如保嬰兒母死晝夜號泣殆不勝喪旣葬日詣墓所歎欷嗚咽瞻望低回移時而不能去如是者數年蓋其行之可槩見者如此其可謂孝也已乃摭其事以爲橋記蓋其所宜書者在乎其人云爾則其重建之由與夫功程費用之詳不必書也是年歲次丙申

### 秋九月朔旦記

し事を江と残晝月たべて諾人け錢費をとのかふ人孝  
て官其町かり付失はて恵なをりなしもいせ菜な義  
米に門にやてたにら鹿比はだ年をきのと側りにて  
四聞間天按此るしの兒須すに比與中之のと  
石すに明に孝幾後橋島町其養に成る者てあ孝  
を官旌元上義世何のに後にふ成る者てあ孝  
賜吏表年町錄に者名城て母こしの好物抱をし  
はにす市向にかか付下町身とかれ寝語る物語  
る命千人築載掛してに屋まばをを語りかし  
事し世董地たてた孝て敷か心妻衣つし物語  
はて母孝にる朽り行皆一りにむはし母けりへへ  
其廉に女此歌せけ橋孝所はまかへり起母のねば  
碑察事門孝はねんと行と賣かへり居中風を  
文せふ記行高人孝い正鳥永はよむりちを求め  
にらるの橋岡の行ぬ右目四に、人せよに、  
見れこ碑記郷子橋り衛若年、己もは感身めはけ  
ぬ安とをの士の正門干十を一月妻のあら類はけ  
た永五樹碑松道橋右とを一月妻のあら類はけ  
り七十あ下あ柱衛稱與月妻のあら類はけ  
薩年孝り某りに門ヒヘに、古ひしと重く夜のも  
州戊甚女下がし一享其て領持めきて、衣衣かね  
孝戌だ千町書名首保屋賞主べしきに、衣衣かね  
子正孝世な付はの九敷せにきに、衣衣かね  
傳月あがるけ橋歌年のり開と母を服に著米る身  
に賞り狀掘るにを四かすへて一著米し母著まゆの

も千世が博孝ありて、此碑を戴す。孝子少からずといへども、碑本ありは此世に二人のみ、永安橋東北城の坂本村、精木川の下流に架す、多賀山の麓、祇園神社と、抱眞院との間にあり、舊製板を以てし、抱眞橋、或は俗に祇園橋と呼べり、天保十三年の春、改め作るに石を以し、永安橋と名く、下三洞を設け、毎洞水を通す、頗る雅なり。

**鼓橋**  
府北城 楊木川の上流、吉野村實方にあり、兩岸自然の巨岩より、石板を編み、柱なしの石橋なり、梅雨に於て水激流し、其勢ひ常の橋にて堪かたし、故にかかる巧みをなして、万代不壞の慮をなせり、其形鼓の如し。

**鳥越**  
東北城 吉野村にあり、本府總廟誠方神社の左後迫よりこれに至る、山徑絶險の坂道にて、篠々たる古木松柏の間、或は九天に冲り、或は無底に陥るが如く、升降屈曲して大磯に出つ、大磯石碑所謂鳥越故道是なり。

三國名勝圖會卷之三目錄

薩摩國鹿兒島郡

鹿兒島之二

神社

諏方神社

頭宗源殿

祇園神社

蒸石

祇園演

市坊

旋次

內

祇

稻荷神社

稻荷市

春日神社

神馬殿

若宮

俊寬池

辨才天廟

小城

權現社

曾根天神社

山王社

萩原天神社

梅林寺

神明宮

神馬殿

若宮八幡宮

辨才天廟

小城

權現社

曾根天神社

山王社

久富貴宮

境蛇

船魂廟

紫藤架

大門口

辨天廟

稻

葉荷

廟社

荒田八幡宮

境蛇

一條宮

聖之宮

鎮符

宇治瀨神社

年之宮

春日神社

境蛇

愛宕社

天滿宮

鎮符

年之宮

三國名勝圖會

卷之三

神社合記 橋子社 荒神社 高加木廟 吉社 天滿宮 訪蛭神兒宮 大白山神權社  
現社

## 三國名勝圖會卷之三

薩摩國

鹿兒島郡

鹿兒島之二

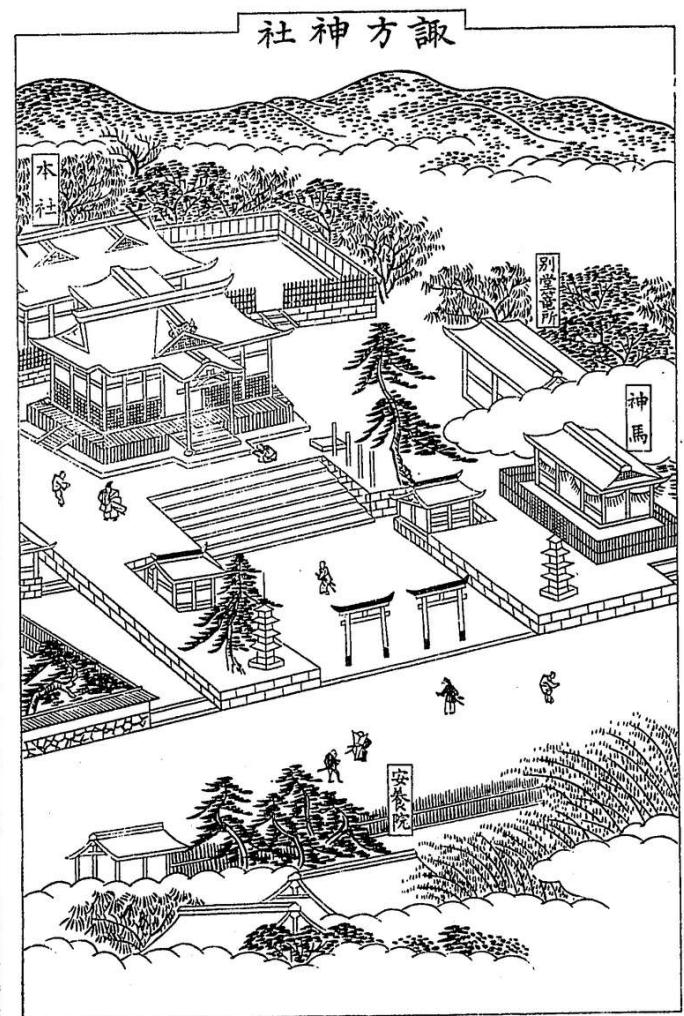
神社

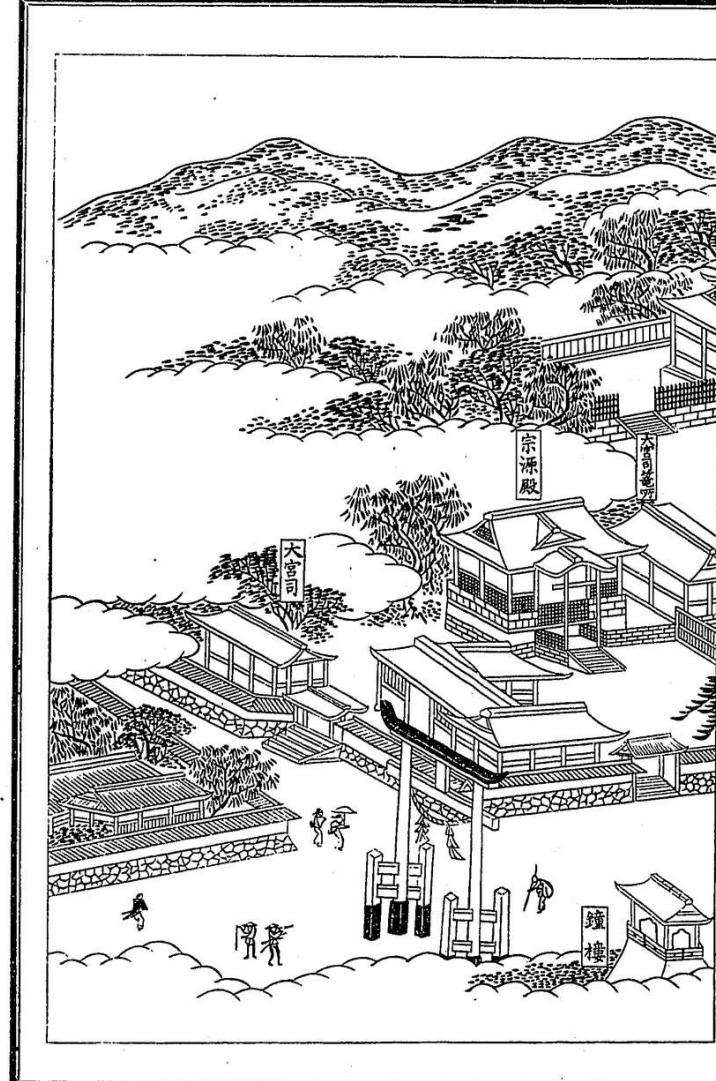
正一位諱方大明神社 東北城の坂本村にあり、祭神二坐、其一坐は、建御名方命、是を上社と稱し、一坐は事代主命、是を下社と稱し奉り、各神體鏡檻を殊にす、上社を左位に崇め、下社を右位に崇め、左右これを合殿に安す、例祭毎年五月五日、是を五月祭と云、七月廿八日、此日大祭也、當社は、鹿兒島の總廟にして、鹿兒島五社の第一也、外社、春日社、祇園神社、若宮神社、稻荷神社とす、信濃國諱方大明神を迎へて勸請す、今其來由を繹るに、文治二年正月八日、鎌倉右大將源公、我大祖得佛公を、信濃國鹽田莊地頭

職に補せられ、斯年、又島津御莊薩摩大隅日向三箇國の總地頭職に補任せらる、五年己酉、右大將源公、陸奥國押領使泰衡を征伐し給ひし時、得佛公御年十一歳、命を蒙りて副將軍となり、前軍に都督たり、此時深く信濃國諱方大明神に齋禱し給ひて軍利あり、功成りて凱旋し給ひけり、承久三年、辛巳、五月八日、公又信濃國大田莊地頭職に補せられ給ふ、是より道鑑公に至り傳領し給ひ、公遙に神恩を仰ぎ、祖德を追ひ、信濃の本社諱方の神靈を、薩摩國山門院に勧請し、尊んで總社となし給へり、聖榮自記、亦迎鎮し給へる道鑑公當神を山門院義院の記には、得佛公の時、山門院に勤請し、邦家の鎮護としを云の一説を載たり、其後暦應四年、辛巳、四月、肝屬兼重、中村秀純が據れる鹿兒島東福寺城を抜き、康永二年、壬午、十一月、矢上高純が催馬樂城を陥れ、鹿兒島の地を、御子齡岳公に與へ給ふ、於小社なりしを、道鑑公に及んで新たに造營ありしとし

是齡岳公山門院木牟禮城此城、今出水より東福寺城に移り鹿兒島を府城の地と定給ひ、當社を山門院より茲に遷坐し、永く本府の總廟と敬重し、神領若干を附せらる、今當社に、正平十一年丙申十二月十八日、公田地を寄進し給へる書を藏む、正平は、南朝の年號にて、其十一年は、北朝の延文元年に當る、此年の遷坐ならんと云、山田聖榮自記に、義天公は、鹿兒島に生れ給ふゆゑ、特に當廟を崇敬し給ふと見に、都城蒲生某藏舊記に、是より先一社なりしを、義天公の時、上下二社に奉祀ありしを記す、信州諱訪下社祭神、木曾路名所御名方命なり、和漢三才圖會には、下社八坂入姫命とす、知らずいづれか是なるや、かくて當所下社は薩州神社考に、事代主命といひ、本社攝州長田神社と注す、是に由てこれを觀れば、當所下社は、固より信州の下社を祀るにあらず、按に初めれば、其時事代主命を神祇祭して、下社となし給ふもの歟、さて其七月廿八日の祭事は、神事奉行頭奉行等の職掌多し、信濃

諏方御佐山神事の式とて、尾花ふき、穂屋の廻りの、一村にし  
ばし里ある、秋の御佐山、と作る歌の如く、當國に於ても、新た  
に茅茨を構へ、頭屋と云ひ、諏訪社より通路の南、椿木川を隔  
児童二人を簡み、頭殿と號し、左右に冊き尊む、是勅使奉幣の  
式にて、頭殿は、藏人頭の義なりとぞ、永亨十年の祭禮法様記  
に詳なり、其頭殿、先六月朔日より別火齋居し、七月朔日に及  
び、修禊し、頭屋に上る、其これに在るの間、凡百の儀式、或は本  
府諸村、及び谷山櫻島の農夫、數日代るべく鉦鼓踊りをなし、  
又市躍散樂等を興行し、人皆興を催す、既にして七月廿八日  
に至り、左右の頭殿此廟に詣ふて、奉幣祭祀の盛禮を行はれ、  
世々の邦君詣謁し給ふ、元祿九年、丙子、六月、神祇道管領勾  
當長上正三位ト部兼連、啓狀を以て當社に神位を晉め、正一位  
とし、十三年庚辰、四月、近衛右大臣家熙、諏方大明神五字の





扁額を書して、當社の兩華表に掲らる、されば 大祖公の御時より、かくゆゑある明神にて、奕世厚く敬禮し給ひ、數多の神領を附らる、又 淨國公の時、寶殿、舞殿、拜殿、本地堂、籠所の類、悉く儀飾を盡され、誠に人の敬によつて神亦益々運を添ふが如し、大宮司職、正五位下本田出羽守親徳なり、社人三十家、皆これに副ふて祀事を助く、安養院別當たり、當寺にあり、別本尊なり、

○御鎧一領、大玄公奉納し給ふ、甲斐武田家の楯無の鎧を摸せられしと云、

○宗源殿 本社の右に在り、我 皇國の諸神を奉祀す、天保十年、今邦君參議公此殿宇を修し給ひ、輪奐の美前に過るをあり、且 公の御真影を安し給ひ、更に詣人多し、公御德の盛なる、大乘院鎮國殿の條に詳なり、

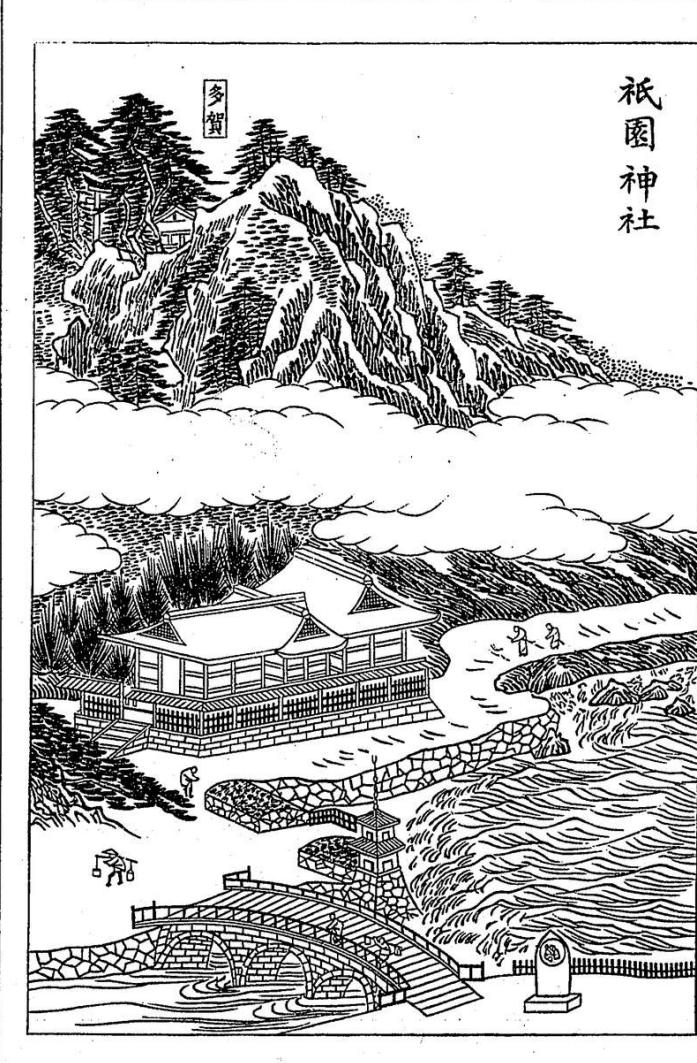
○神事の頭屋、前文に見ゆ、

祇園神社 東北城の坂本村、多賀山の麓に在り、祭神素盞鳴尊、稻田姫、八王子、忍穗耳尊像、八王子とは、田心姫、瑞津姫、市杵島姫、天野輪日命にて、これ例祭六月十五日、本社は山城國愛宕郡八坂郷祇園社にして、鹿兒島五社の第二とす、當社の邊を戸柱と云、世祿記に、大永七年、忠良發船於加治木着之於覺島戸柱と見ゆ、即ち此地なり、祭神合て十柱なるに因て、此名あり、十戸に作るは、和訓の音通するが故なり、諭方大宮司をして、當社の事を領ぜしむ、文殊院を別當とす、粵に府内上下の市坊輪次奉祀の祇園神あり、其次に値る所の市坊、新に社を建、六月十五日神輿を迎へて是を齋ひ、來歲六月十五日、又次の坊に遷し、年々歲々輪次轉致し、一輪終りて始の坊に還り、循環端なし、每歲六月十五日、祇園會の例祭とし、市民舉て是に會

し、恭しく神輿を捧け、當社に護り奉りて、社内に安し、神官祭典をなし、社前に於て市女の歌舞あり、かくて又前の如くに護り歸る、其儀衛、神官は神樂を奏し、弓鉢太刀傘十二戴、女等列を整へ、且市坊より數種の山棚を出し、笛鼓鉦太鼓琴三絃鼓弓等の音曲を載せ、以て歌謡を和し、其中祇園囃といへる山棚あり、少女これに乗り、一種風流の歌曲をなす、凡山棚を謂ふもの、祇園囃を以て稱首とす、すべて行粧華麗を盡し、艶々たる一盛事なり、觀衆陸續して是に赴き、其群集隘闊言の及ぶべきにあらず、誠に府内の繁華太平の氣象、偏に今日に在るが如し、

○薦石 當社の前、華表の右に一奇石あり、大と屋のごとし、勢ひ啄むに似たり、山本正誼嘗て此石の銘を作る、左に載す、  
薦石銘

祇園神社



鹿府祇園洲口有石、其形頗類鳶之爰止。號稱鳶石。肩高一丈五尺八寸、頭垂向西、嘴去地六尺六寸、尾附於地、盤踞占地、周六丈二尺、亦城下之一奇觀也。而在於斯、蓋幾千萬年矣。府學教授山本正誼、始爲之銘。于時文化改元歲也。銘曰：「奇哉此石、初隕自天、削成何巧、形狀類鳶、大如淫預、出在江邊、迎來送往、幾世幾年、文化甲子、銘辭雕鐫、不磨不滅、終古是傳。」

○祇園の濱、當社の左側、大磯道を隔て斥澤の海濱なり。即ち田之浦に係る。精木川是に灌く。世にいはゆる瀧乎無美なり。（油乎無美の事は年山記聞に詳なり）

○市坊旋次の祇園社、前文に見ゆ。此旋次の溢觴、いまだ聞かず。其社に、天正五年、丁丑、二月、田地寄附の書を藏む。戸柱大明神寄進、鹿兒島之内云々。又慶長十九年、甲寅、八月廿日、の知行名寄帳を藏む。末に右之知行、祇園殿年中祭爲入目。新

地被成寄附畢と書す。是等を以て、其久しきは思ふべし。寛永九年、神輿を作られ、其年の五月廿二日、和泉屋坊へ授られ。六月十六日、六日坊へ交領せし事、有村某か古日記に誌して。正保元年、祇園の山始り、高砂の翁姥を飾りしを載す。和泉屋坊は、上市に六日坊は、下市に在り。

正一位稻荷大明神社（府城北）坂本村、大乘院の東北壹町許にあり、後は山に倚り、前は川に臨む。（精木川俗に云所祀三坐、正位倉稻魂神、左位瓊々杵尊、右位伊弉册尊、後に十禪師、客神住吉四大神、大田神を加て、七坐とす。正祭十一月三日、鹿兒島五社の第三なり。初め得佛公薩隅日三州の封を受給ひ、入國の時、薩州山門院に祭給ふ。野田邑に立田の稻荷社あり。建是）公攝州住吉社地にて誕生し給ふ時、末社稻荷明神の擁護あり、故に封に就の始め、其神靈を勧請し給ふなり。唐祝田中氏記文にもの事は、彼

住吉日、島津忠久誕生石、在本社瑞籬外乾隅、既にして、公日州方島津に移り、建久八年、丁巳、九月十九日、彼地に稻荷神社を建立して、邦家の擁護神と崇め給ふ。都城邑、郡本村に、島津稲荷社あり。大岳公の時、市來より鹿兒島に迎祀し給ひ。市來湯は、稻荷社あり。大岳公の時、市來より鹿兒島に迎祀し給ふ。とす。一説に天文中遷坐と云、天文は、大中公の時に當る別當寶持院舊記云、初め後迫稻荷尾に鎮坐、其後炎上に依り、天文七年、二月、再興す。導師如意山住權少僧都賴盛、坐主寶持院快信、天正中、今之地に遷坐云々と、如意山は伊作海藏院の號、稻荷尾は、當社より精木川を隔たる南の高阜、其地なり、然は承久三年、市來より迎祀の處は、稻荷尾と見ゆ。又天文中遷坐の説は、其七年、稻荷尾にて再興せし時の事を云なるべし。毎年正祭には、流鏑馬二騎を施行せられ、本府壯觀の一なり。此流鏑馬

馬の事、芸窓日抄には、得佛公の御時より始るとするし。鎌倉流犬追物方傳書には、松齡公朝鮮の役、歸朝の祈に依るがあり、西遊記曰、薩州日州の邊は、都遠ければ却て古代の風とあり、殘れる事多し。流鏑馬競馬なぞ云々事も近世上方には稀なる事なるに、此邊に元祿九年丙子六月、神祇道管領ト部は諸神社皆あり、云々。元祿九年丙子六月、神祇道管領ト部兼連、神位を正一位に進め、宣命啓狀を納む。十三年庚辰四月、近衛右大臣家熙、神號五字を書して華表に掲る。寶曆十四年甲申正月、大信公の祀文に、伏以明神之於我邦家降鑑其德、荐錫其祉、現祥瑞於大祖、以創洪業於三州、借威靈於相公、而建奇勳於八道、崇奉是由、百世欽祭祀之典、覆載斯均、萬民仰感通之靈、と記され。稻荷大明神は邦家に於て、當初より永く擁護の神を垂れ、泗川新寨の戰を首として、其加被力の尤き、一々登載に堪ず、是を以て、祭奠愈盛に、神徳愈明なり、諫方大宮司當社の祀事を主り、寶持院別當をなす。



## ○和歌

大慈公、飛鳥井大納言雅威に詠歌を請ひ、當社に奉納  
し給ふ。

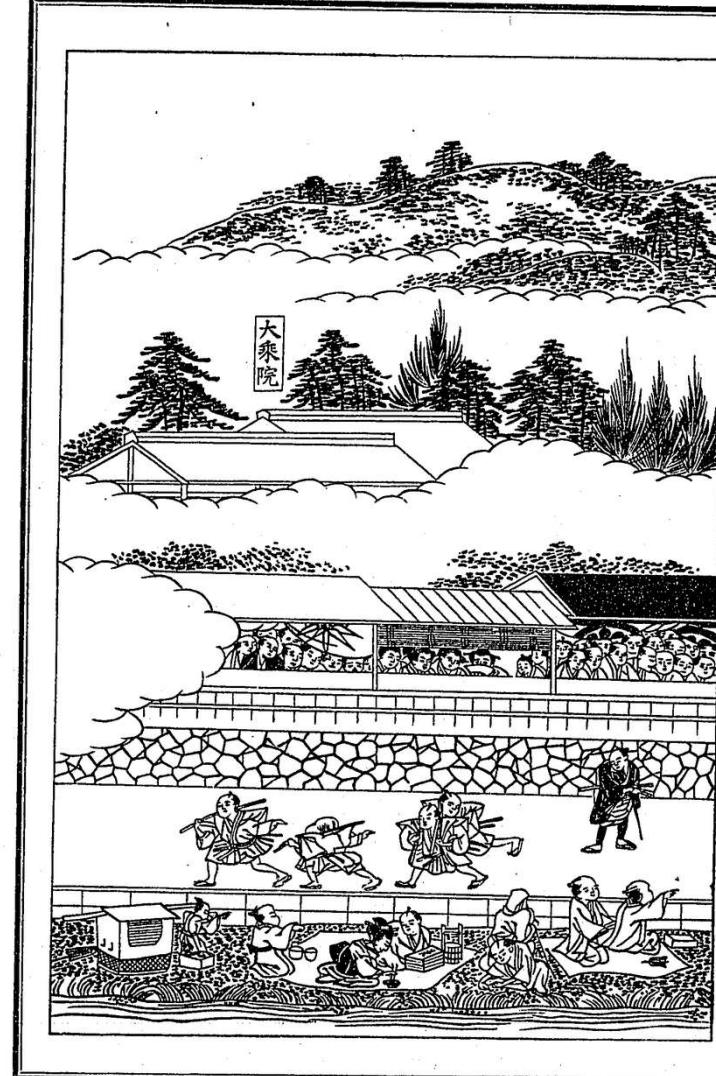
## 初聞鶯

喚出し、この神垣の梅かにに、  
けさ鶯のはづねをす聞、

## 社頭朝

あきらけき、神の御前にはふり子か、  
朝日まちにて、ぬさ手向なり、

○稻荷の市、毎年十一月、當社祭日より連旬の間、近地通衢  
數町に亘り、浮鋪を出す、是を稻荷の市といふ、都鄙の男女、日  
に集り、求るに有らざるものなし、他國に於て、此市と、豊後國  
府内の濱之市と、肥後國天草の本戸之市とを以て、九州三の



大市と稱するとかや、かくて此稻荷の市、最も大なりとす、

**春日大明神社** 東北城の 坂本村にあり、建甕槌命、經津主命、天兒

屋根命、姬大神の四坐を奉祀す、正祭十一月廿八日、本社大和

國添上郡春日鄉春日神社にして、鹿兒島五社の第四とす、神

區清麗にして、和光を耀かす、諒方大宮司當社の祭祀を兼ね、

西壽院別當たり、元祿五年壬申十二月、大乘院覺慧誌主執務

彼院絶後、蒙君命、西壽院兼社職とあり、大興寺に弘治二年

々春日領云々又元龜二年寄進春日領云々の書を藏む其頃

寺は當社の事大興寺より掌の事大興寺

**若宮八幡宮** 府城の北

坂本村にあり、祭神四坐、應神天皇、神功

皇后、玉依姫、仁德天皇とす、正祭九月九日、聖榮自記を案

するに、齡岳公、前條諭方神を山門院より迎祀して、本府の宗廟とし、且大隅正八幡三の神輿を以て、若宮八幡と號し、勸請し給ふといへり、即ち當社にて、鹿兒島五社の第五なり、又



永祿四年辛酉の歲、面高看泉坊英俊、大中公の命に依て、俊英  
書には、高岡修實明善哉坊に見ゆたる、頼俊が父なり、一  
ケ岡に參詣し、歸路京師に過り、佛工をして、神體三坐を制し、  
六年清水に勸請すといふ、是に於て鶴岡八幡を會祭ありし  
と見にたり、大隅彦正八幡は、國分正八幡にて、舊鹿兒島神社と  
三幡は、神與應神帝、一說に仲哀帝、仲哀神功后的三坐にして、之を  
守るに對す、其詳なるは、國分鹿兒島神社者、伊豫守源朝臣頼元、  
奥年八月潛勸請石清水、建瑞又奉遷小林郷、永保元年二月、陸六幡  
閑たるに對す、其勸請石清水とは、城州男山の八幡宮にて、神社に注す、又鶴岡八幡  
公は、國分八幡社を説の祭神を以て、勸請し給るを見るもばに、當國由比郷、永保元年二月、  
守源朝臣頼元、康平六年六月、陸六幡  
也當社を清水前に勸請すといふは、今此地其名を聞かず、乘と院い又鑑號水二へ  
よ王門も社を清水前に勸請すといふは、今此地其名を聞かず、乘と院い又鑑號水二へ  
北の傍に余清水涌出し、前山に通衢あり、清地に清水衛と、清水城且と清院い又鑑號水二へ  
鎮坐記曰、近州坂本日吉山王廿一社の中、王子宮にして、廣號異なりといへども、其神は同じ、  
方鎮座神社啓蒙曰、日吉山王廿一社の中、王子宮、自信州  
方建御名當社の傳へに、得佛公相州鎌倉を發し、本藩に御下向の時、江州伊吹山に淹留し給ふ、かくて王子宮は、固より守護神なるゆゑ、當時坂本某、王子宮の神を奉し來て、此地に勸請し、王子宮は、本社信州諭方神社なるを以て、當社は諭方大明神の號を用ひ、是より當所も、亦坂本村の名ありといふ、今に至り、坂本氏が後胤、當社の神事に御贊を掛け、以て故事とす、當初は上下二社あり、大翁公の時、下社を末吉に移さると、薩州神社考に記せり、王子宮は、一社と見ゆたり、其本社し信

## 有川某

諭方大明神社 西西北城の

坂本村、福ヶ迫に在り、奉祀建御名方命

鏡神體

正祭七月廿六日、本社は近江國滋賀郡坂本、日吉山王廿一社の中、王子宮にして、廣號異なりといへども、其神は同じ、

一社の中、王子宮にして、廣號異なりといへども、其神は同じ、  
鎮坐記曰、近州坂本日吉山王廿一社の中、王子宮、自信州  
方鎮座神社啓蒙曰、日吉山王廿一社の中、王子宮、自信州  
方建御名當社の傳へに、得佛公相州鎌倉を發し、本藩に御下向の時、江州伊吹山に淹留し給ふ、かくて王子宮は、固より守護神なるゆゑ、當時坂本某、王子宮の神を奉し來て、此地に勸請し、王子宮は、本社信州諭方神社なるを以て、當社は諭方大明神の號を用ひ、是より當所も、亦坂本村の名ありといふ、今に至り、坂本氏が後胤、當社の神事に御贊を掛け、以て故事とす、當初は上下二社あり、大翁公の時、下社を末吉に移さると、薩州神社考に記せり、王子宮は、一社と見ゆたり、其本社し信

祭めれるには兩社を今末吉に其傳への社あり、按するに、得佛公伊吹山に淹留の事、舊記には所見なし、其守護神といふものは、公夙に諱方神を信仰し給ふ事、前の宗廟諱方神の條に考ふべし、此神域府城の北嶺に續き、即ち當村の生土神なれば、専ら君公の命運を守るの神靈故に、世々の邦君如在の崇敬を盡し給ふ、恭しく惟ふに君公は、臣民萬歳の父母、當社は君公萬歳の倚頼なり、抑神の德たる盛んにして、古今に充満し、物に體して遺すべからず、其これを敬しこれを崇拜、これを請しこれを祭るもの、我心を盡す時は、千歳一日四海一家何れの處か神の靈なからん、何れの處か神の誠ならん、其感してこゝに格り、こゝに享るもの從て知ぬべし、乃ち邦家の福祚、これを前蹟に鑑みて、又これを將來に祝ふべし、天和二年壬戌十一月、寛陽公神號を染筆して、額を掲

らる、神主井上遠江守別當社前の普賢院なり、神鏡の背に、當住福壽院、慶長五年庚子坐主盛瑜云々の字あり、此福壽院は、普賢院の舊名にて、慶長十一年に至り、改號ありしとぞ、

神明宮東北城の坂本村向築地にあり、奉祀七坐、左正位は伊勢内宮、天照皇大神、右正位は外宮、豐受大神、左位の相殿、左は手力雄神、右は萬幡豐秋津姫、右位の相殿、左は天津彦々火瓊々杵尊、右は天兒屋根命、太玉命、正中に神鏡一面を掛け、神名秘書曰、内宮外宮之宗靈、尊無二、天地精明之本源、無想無爲之大祖也、故以無想之鏡表、無想之妙體、皇大神者、奥坐、故號内宮、度相宮者、外坐故申外宮、始自村上天皇御宇也、本社は、武州江戸芝神明宮なり、淨國公新に當社を結構せられて、安養院前住法印盛壽を導師とし、勧請し給ふ、寶永三年丙戌九月十六日の遷宮なり、同六年祭田三十石を附らる、例祭九月十六日、

神主井上遠江守、鳥居の右傍に別當寺あり、抱眞院と云。

○神馬厩、社庭の左にあり、木偶鞍馬を置く、神采生るが如く、將に奔逸せんとするの象あり。

小城權現社

府城

坂本村

後迫の林丘に在り、例祭正月廿日、明

應六年十月廿七日、圓室公當社を創建して、大岳公の靈を崇め給ふ、刀の坐像此時圓室公、本府安養院に社事を掌らしめ給ふところの御書に、藤原忠昌新造一字之社壇、以真勝院殿大岳譽公居士奉崇小城殿之神云々、安養院連續之院主可被執務者也、云々の文見にたり、慶長中大乘院の坊中善聚院を建られしに及んで、善聚院を以て長く當社の別當となす、號と云、尾頭小城舊記に見ゆ、此地ならん、地名を以て神と云多し、一説には、多賀山を以て神

舊頭小城の舊地とす、社領五十石、

若宮

府城

坂本村、有島にあり、

譽田天皇玉依姫、神功皇后、

仁德天皇の四坐を奉祀す、本社鶴岡八幡宮と云、例祭九月十九日、

○俊寛池 社前にあり、府下の南市に隣る、唐の港とも唱ふ、往古船岸の港にて、平家の盛なる時、俊寛僧都が硫黃島に流さるゝや、船を是より發せしといひ傳ふ、池の岸涯に、舊は老柳樹ありて、俊寛柳といへり、安永の年枯れて、栽繼の柳ありしに、寛政五年癸丑八月、闔市大火、火勢是に及び又枯る、此邊或は有島と呼ぶ、或は王の港と呼ぶ、俊寛の從者有王に係り、故ある歟、又口碑に府下神月川、昔此池を過て海に入りしと、然は此所川口の港なりしを知る、

辨才天廟

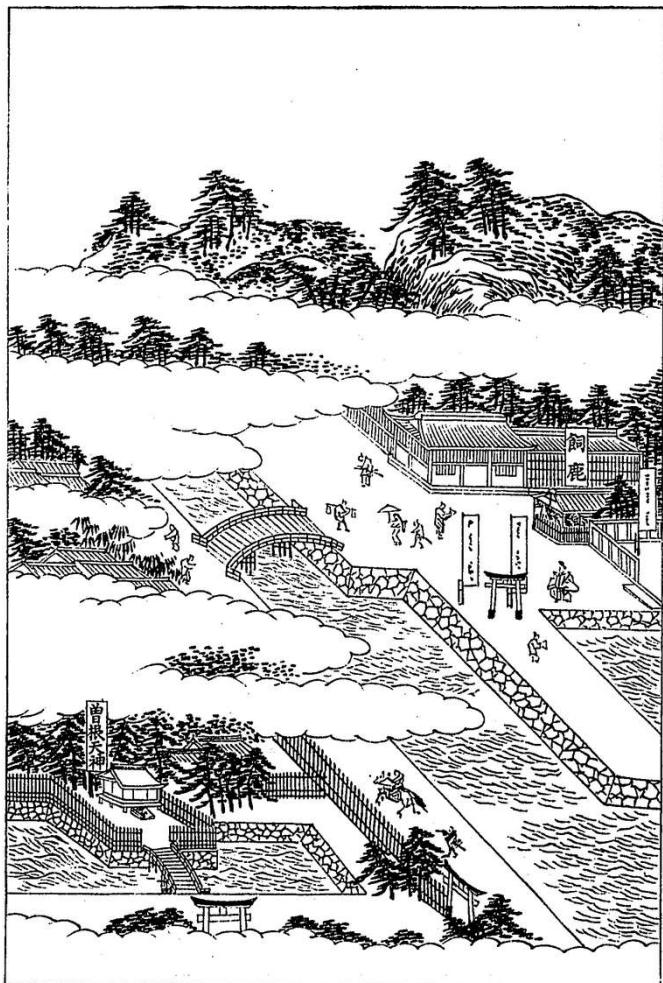
東北府城

坂本村、向築地神明宮の南三町餘、海岸の上

にあり、琉球國、波上山護國寺、辨才天女を奉祀す、大乘院十誌七院に、中山國、波上山護國寺三光院者、薩摩大乘院、當初の神體は樟

院末流、而爲中山世土鎮護國家之道期矣、

七



辨才天廟



**板** 長一寸、許に梵文一字あり、其樟板は、今本府文殊院に安置し、當廟には鏡を安す、例祭六月十七日、此辨才天の來由、文珠院に傳へて曰、慶長十四年、樺山久高、慈眼公の命を奉し、琉球を伐つ、時に辨才天女海上に出現して云、我は琉球海上の辨才天なり、我を供養せば、汝を擁護すべしと、久高片板を海中に投して云、神の言果て信あらば、此の板に乗て我邦に至れ、我邦君に請て尊崇すべしと、天女其板に乗り、飛が如にして去る、琉球平ひて後、久高是を邦君に啓す、彼片板を尋しに、府下戸柱の海渚に得たり、因て小島を其水中に築き、廟を建てて天女を祭り、池之王辨才天と呼べり、其後多賀山下に遷り、又築地に遷る、是當廟なりと、所謂文珠院に所安の樟板、即天女乗り來れる板にて、文珠院第五世覺譽、琉球の役に渡海せし故に、其片板彼に安すと云、寶永三年十二月、此天女廟を濱崎

城の南に移建の梁文あり、文珠院第十世覺翁が撰にて、亦天女渡り來るの事蹟を載す、其說前に述ると同し、其文中云、久高擒琉球王尙寧、慶長十四年五月、歸軍之後、尋彼片板、果着戸柱之邊矣、今當橋之西、彼所本是河濱沼、而依潮之満干、有池之深淺、其中築小島爲宮地、而安天女、故呼言池之王宮、其後移濱崎城之北麓、今茲寶永三年、臘月相攸于濱崎城之南、聳金閣於海岸、架華表於巖頭、此文に據れば、初め戸柱橋此橋、椿木川の架の西、池中に小嶼を築き、宮を建て池の王宮と稱せしと見に、今は陸地にて、其處審ならず、昔は橋の邊潮浸の灣曲にて、中葉或は池となりしとぞ、又濱崎城之北麓とは、其城址多賀山にて、慶安元祿等の古圖、多賀山の北麓に池の王と記し、一區の地を畫す、今僅に空地あり、六地藏塔を建つ、又濱崎城之南とは、寶永四年の古圖、多賀山の南麓、祇園神社の後、海岸の

所辨才天と記す、安永二年八月、今の地に移す、古來文珠院の所管なりしに、今の地に移せるより、諱方社大宮司本田氏管轄す、

曾根天神社 東北城の坂本村向築地に在り、辨天祠の西にあたる、菅神の靈を奉祀す、神體坐像にて、播州曾根の松枝を以て彫刻せると、いふ。天明六年二月廿四日の勧請なり、社司を井上志摩守とす。筑紫天神は、播州印南郡曾根村にあり、船を曾根村伊保港に通す。笠原天神と號す。曾根の松は、神殿より巽の方、近地海邊にあり。檜通皆躬神手づから松枝を折て挿たまひしと云ふ。土をさるこど儀に垂れにて、假蓋の北に流れ、東西に亘り、周一丈の八形尺、高さ一丈、惜かな近々年枯れて舊株残れること、いふ。

萩原天神社 東北城の西田村に屬す、奉祀菅丞相、中將殿、吉祥女、

三座、本社筑前宰府、

按に宰府天神は、和野天神は、中會將殿等

吉祥

據女を祀して三坐とす、當社此二坐を會祭するは、北野の例に據れるなるべし。神社啓蒙曰、中將殿、菅三品、嫡子、吉祥女、則當神之嫡子也、吉祥女也。住平安城西南吉祥院黒故爲號。家

例祭八月廿五日、むかし武村萩原門の農夫負ひ來り、安置すといひ傳ふ、仍て祭り毎に、彼門の者、神酒を備へて其式を始るの例ありしが、今は其事絶じとす。

○萩原山梅林寺 社の左にあり、本府時衆宗淨光明寺に屬す、慈眼公の御時、この僧房を創建せられて、當社の事を司らしめらる。慶安の古圖に、當寺を社の右側に出して、これを會所とするす。雍州府志曰、北野宮、凡年中自正月廿五日至三月廿五日、於會所有連歌之會。其後に至りて、左に移されしや、元祿の古圖に及んで、則ち左に見ゆ。藥王寺藏、延寶三年の古簿に、これを天神庵と記せり、毎月廿五日、此寺に於て笠着連歌を興行す。

○天神池蛙園、社前に池あり、寶曆の頃、南泉院の池より、數

千の蛙來て、此池の蛙と鬪ふ、窪田諭方池の蛙、此池の蛙を援く、互に陣列を成し、鳴噪囂然、共に進んで相咬、死に及ぶもの多し、既にして翌日此池の蛙、南泉院の池に至り、又鬪ふこと前日に異ならず、斯の如くなること凡四日、其赴き鬪ふ各兩度、遂に和平の状ありて、互に屍を負ひ、己の池に運べり、今に傳へて奇談とす、南泉院の池は、是より北六町許に在り、諭方の池は、是より南一町余に在り、和語連珠集に蛙軍見、日本紀神謹慶雲二年七月又續興慶三年五月蝦蟇陣列の事あり、唐土にて、漢武帝元鼎五年、是等の類なるべし然れは例年、蛙も實にはあらずといひ事なり。

**山王大權現社** 府城の西城 西田村に在り、祭神大國主神、大物主神、大己貴命、葦原醜男、八千戈神、大國玉神、顯國玉神、七坐以上同神異名なり、正祭十一月初申日、本社は、近江國滋賀郡坂本日吉社なり、神書曰大己貴命有七名、此七神以勸請山王七社、是な

り、社社啓蒙に近江國滋賀郡坂本日吉社、本宮七社、所屬十七社、眷屬百八社といへり、和漢三才圖會に、上七社、中七社、下七社と記し、總計二十一坐とす、太平記、比叡山開闢の條に、も上七社、中七社、下七社の中第一の坐、大宮に所祀なり、大己貴命、元文五年十月、大權現の宣命を納む、社司を中馬和泉といふ。

**久富貴宮** 府城の西城 西田村新照院名地にあり、奉祀三坐、郡山邑花尾大權現に同し、例祭九月九日、天文廿四年、乙卯、九月四日、大中公當社を建て、花尾社の別宮となし給ふ、棟札に導師は權大僧都俊盛と見にたり、社司西郷伊豫、

**船魂廟** 東南城 武村船手にあり、奉祀伊弉諾尊、伊弉册尊、猿田彥命、例祭五月二日、貞享五年、戊辰、二月十八日、寛陽公海上往來擁護のため勧請し給ふ、本田某社事を主る、船手は一圍をなし、官船を置くの所にして、船子亦これに居る、初め船手は、府城の東北、春日神社の下より稍北の方にありといひ傳

ふ慶安以前の地圖を檢するに、即ち其邊に加子町と記す、明暦三年、此處に移す。

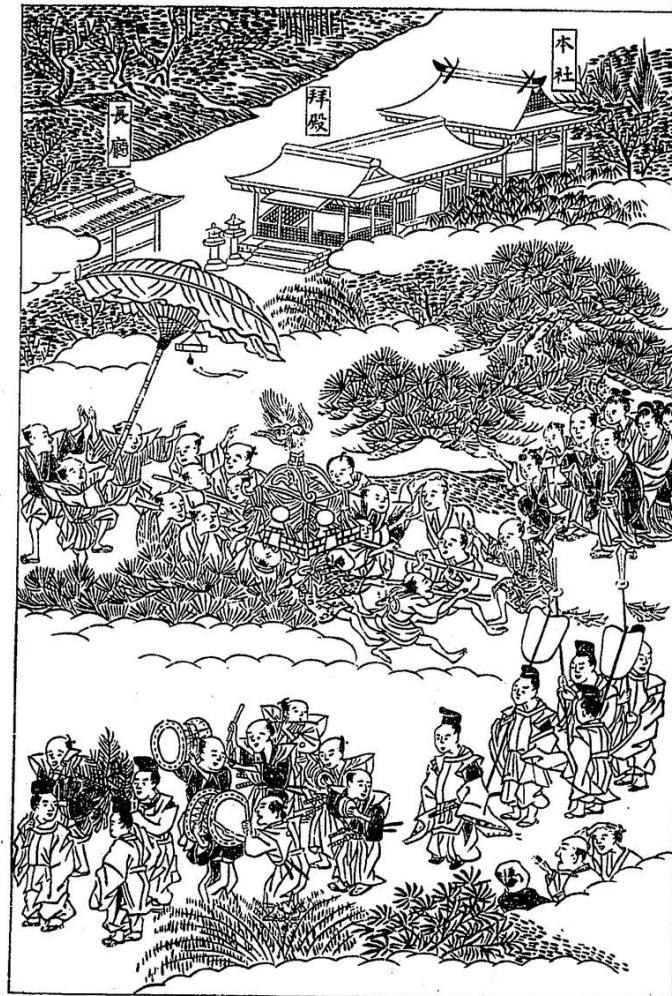
○紫藤架社の右にあり、毎年累々として花を垂れ、賞遊の者あり、

**大門口辨才天廟** 府城 武村の海邊大門口、路、直に海に達す、其通口と呼ぶ 大門にあり、初め妙心君慈母の府城二之丸の内、山下御第に建立せられ、安永四年、乙未、十二月十一日、こゝに移さる、此地沙清くして白玉の如く、海淨ふして明鏡に似たり、○稻荷社 辨天廟の後に並らへり、妙心君原良の御第より、此所に遷祀せらる、時に安永五年、丙申、二月三日といへり、○秋葉廟 辨天廟と、稻荷社の間にあり、小廟なり、安永五年、五月十八日、山下御第より遷祀、

荒田八幡宮 府城 荒田村にあり、奉祀三坐正位 應神天皇、

左位玉依姫、右位 神功皇后、並に本體立像 正祭九月二十三日、閏村生土神とす、勸請年月久遠にして詳ならず、社傳に徃古鹿兒島の總廟にて、祭祀には流鏑馬等ありしといふ、建久八年、薩摩國圖田帳に、大隅正八幡宮御領、鹿兒島郡荒田莊八十町、地頭掃部頭と記す、東鑑曰、元久元年、十月十七日、大隅正八幡宮寺訴申、故右幕下御時、掃部頭入道寂忍爲正宮地頭之處、宮寺依申子細、被停止、其儀訖、其後又三箇所被補、三人地頭之間、造營之功難成由云々、仍今日所止彼地頭職等也、帖佐郷地頭肥後坊良西、荒田莊地頭山北六郎種頼、萬得名地頭馬部入道淨賢、この大隅正八幡は、國分正八幡にて、國分の卷には、鹿兒島神社と標題す、掃部頭は、親能法師、法名寂忍を指して言へり、古ヘ神領ある地、其神を崇る俗あり、東鑑、壽永三年五月三日、寄進伊勢、大神宮 所御厨壹處、在武藏國飯倉神明と呼ぶ、是等を以て思ふべし、江戸芝神宮 荒田

荒田八幡宮



村は、正八幡の神領たるのゆゑ、こゝに八幡を勧請せしと見たり、元龜二年四月、下大隅大隅國の南邊を、賊徒、武村に襲ひ来て合戦あり、當社を亂妨し、神寶を奪ひ、舟に乗て歸りしが、暴風發りて舟危く、寶物皆海に投しけるとなん武村青木は此時賊徒の首塚といふの説あ。正祭には、荒田の海濱に行宮を構へ、神輿を護りて、其行宮に至る、これを濱殿下と稱す。諫方大宮司、及び當社の社司等、多く陪從し、大傘鉢等種々の神器を携へ、神樂を奏す。かくて其往來の途中、神輿を奉ずるの徒、一齊に聲を發し、或は前に進み、或は後へに向つて神輿を馳す。此の如くすること數回、是神の喜び給ふところとす。又荒田村四方の境ひに、隨神祠あり、東は武村、西は田上村の境、南は武村の小祠を安鎮す。三年に一度、春の彼岸、神輿を昇ひて其四境を巡り、神輿を隨神祠に駐む、これを八幡境廻りといふ。儀衛大殿の名と見ねたり、弘治天正の頃、大興寺當社を主めしりとして、今武内殿は當社の境地にありしか、何れの世にや廢せしとて、今武内殿に當坐す。

○ 蟻の鎮符 当社は、蟻を惡み給ふとて、荒田一村、其虫絶てなし、人皆社下の砂を拜請し、以て鎮符とす。是を身に帶れば、他所に於ても其害に遇ふことなし。若其虫を見る時、此砂を撒は、則ち瘡瘡傷みて働くことあたはず。

一條宮府城の南 郡元村にあり、奉祀九坐、これを三横に安す。中宮猿田彦太神、豊玉彦命、日月神、鹽土老翁、玉依姫の五座、各坐東宮、彦火々出見尊、豊玉姫の二坐、各立。西宮大己貴命、天智天皇の二坐、各立。例祭九月九日、十月朔日、是頃娃開聞神を勧

請す、祭神の事は、猶頗べし。聞昔時は殊に大社なりしといひ傳ふ、建久八年六月薩摩國圖田帳、郡本社、七町五段、鹿兒島郡内と載す、其郡本の社とは、當社を指す歟、初は一之宮大明神と稱す、貞享五年二月の棟札書すところ亦然り、其神號薩摩國一之宮宮頗娃開聞神社とす、薩摩一宮とす、今本文所謂薩摩一宮は、水引八幡新田指せしるべし、なに混淆す、故にト部吉田兼連、今の號に改しとなり、元祿十四年の記、一條宮大明神とす、其頃の改號にや、寶永八年、辛卯二月六日の古簿に、一宮大明神と唱へ候處、近年は一條三社大明神と唱へ候とあり、十月朔日の祭祀、神輿濱下りあり、當社より巽方三町許の海邊、谷山街道の傍、古松樹あり、其處を柴立と呼ぶ、神輿をこれに駐む、故事なり、

聖之宮の府城 小野村烏帽子形にあり、園田氏宅地なり、祭神詳ならず、例祭十一月廿一日、同社に稻荷を祀る、稻神荷は、園田の



十六年八月、其以前よりありしといふ、大永六年、島津八郎左衛門尉實久實久は、薩州家五世、薩州龜城に詳なり、叛し、七年實久が黨鹿兒島に充つ、六月十五日の夜、大中公從臣と議し、清水城を出て、園田が家に入る、賊追至る、時に園田清左衛門實明、謀を以て、公を聖宮に匿し奉り、此神に祈り、危難を遁れ給ふ、故に、邦君世々敬禮し、屢これに詣謁し給ふ、今の社は、大玄公再興といふ、

**宇治瀬神社** 府城の草牟田村にあり、宇治瀬、或は宇津佐立年、寛正三年等の棟札に、奉造立字津佐大明神云々とあり、或は氏瀬に作れり、奉祀二坐、左位豊玉彦命、右位玉豐姫、並に立像、薩州神社考記す、例祭二月十八日、十月十八日、三代實錄曰、貞觀二年、三月廿日、庚午、薩摩國從五位下鹿兒島神授從五位上、傳へ稱す、此神は鹿兒島の地主神なりと、按するに豊玉彦は、海神にて彦火々出見尊、海

宮に至るや、尊を翼戴し、尊再ひ本郷に還ることを得て、鴻業を墜さるもの、豊玉彦の誠忠偉勳の功に頼れり、しかのみならず、葺不合尊の國舅たるを以て、鹿兒島の神となせるなるべし、俚諺に二月十月の十七日の夜、櫻島小池村穂尾崎の海を過れば、船膠たがて進まず、且この夜、宇治瀬川、波浪逆流す、海童宇治瀬に詣るの故なりといひ傳ふ、是其海神たること明らかし、其宇治瀬川といふは、神月川を指す、今社前を距ること四町許に在り、凡そ國語所謂宇治とは、水の蟠渦するの名なり、想ふに當社を宇治瀬と號するは、蓋し神月川に緣る歟、又宇津は宇治と同し、佐は瀬と音相通す、氏瀬亦宇治瀬なるのみ、舊當社の祭式、二月、十月、並に朔日より十八日に至り、祀場中と稱し、萬事慎みて、他國に出行とを禁むるの俗あり、承



宇治瀬神社



國名勝圖

卷之三

應四年、二月、神祇管領卜部兼起に請ひて、外出の禁罷しと見  
にたり、口碑に、初め當社今之社山の巔に鎮坐ありしといふ、

之宮  
西  
北  
下伊敷村にあり妙谷寺山の後に丁る奉祀一  
坐、石立傳へて上古より此伊敷村に就て由ある神と稱す、接  
するに三代實錄曰、貞觀二年三月廿日庚午薩摩國正六位上  
伊爾色神授從五位下是當社の神にして古事記所謂印色入  
彥命書紀所謂五十瓊敷入彥命なるべし其然りとする所以  
は、則ち當所を伊敷といふもの蓋し此神に縁て出るの名にて、伊爾色の轉なるのみ固より  
垂仁帝の時池を諸國に  
鑿り以て畎澗に灌く即ち印色命は、帝第二の皇子にて專  
らこれを掌り、書紀垂仁帝三十五年曰、秋九月造五十瓊敷命于河内國作高石池茅渟池冬十月作倭狹城池  
及迹見池是歲令諸國多開池溝數八百之以農爲事因是百姓  
富寛天下太平也畿内志曰河内郡日下村御所池古事記

士、奴平美田氏所著の成文、風及ひ記、此神を稱して大國引坐神あり、八島齡かくて我伊敷村内、國引田壹町を以て、正平十三年、四月二十日、安養院藏書に見ゆし、其祭田に據れば、大國引田のみ名を得らず、其兄國引神並ひ神社に見ゆし、是なり、此に據れば、大國引田のみ名を得らず、其又或説に近衛關白信輔、坊津に謫居の時、こゝに遊び除夜此宮に詣る、因て年之宮と名づくといへり、

春日神社府西北城 下伊敷村、年之宮の西壹町餘にあり、奉祀建甕槌命、經津主命、天兒屋根命、姬大神の四坐なり、正祭十一月廿八日、當社は、近衛關白信輔文祿三年坊津に謫せられ、其此國に在し時、勸請し給ふ、又三十六歌仙を親書し、以て社頭に奉納し、此に歌仙は、正徳四年二月、淨國公是を公室に收め、當社には青縄を喜捨し給ふ、且社側に精舍を建て、智惠光院と號し、別當寺とせらる、歸京の祈りといふ、近衛公御建立春日之別當と見ゆたる、此院は、享保元年、坂本村撻繩々に移し、今當社に別當寺なし、下に地坐あり、主と智唱

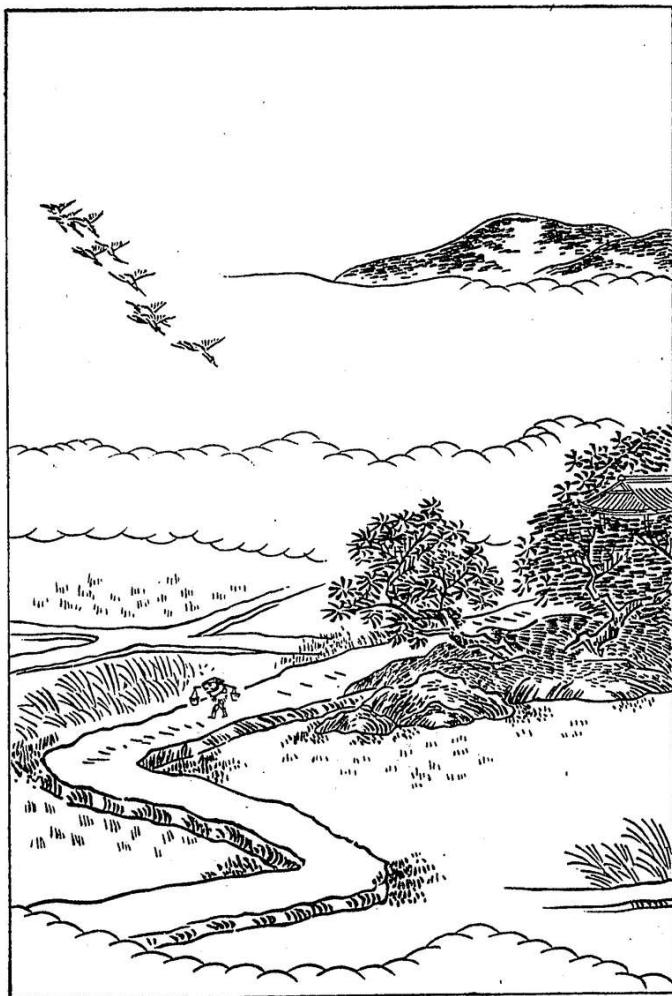
天満宮西府城北 下伊敷村の田間にあり、春日社の西三町許に址惠光院の當社の下に關白宅地の跡を傳ふ、關白事は、本藩に講に居詳な社司前田幸磨、

天満宮西府城北 下伊敷村の田間にあり、春日社の西三町許に當る、所祀菅丞相、是亦關白信輔の勸請にて、由緒前條春日社に同し、後ち星霜を経て、社殿廢せり、於是新に廟を西田村了性寺に建て、神體像を遷祀す、今此處には別に神體像を安置す、例祭十一月廿五日、社司森右膳、

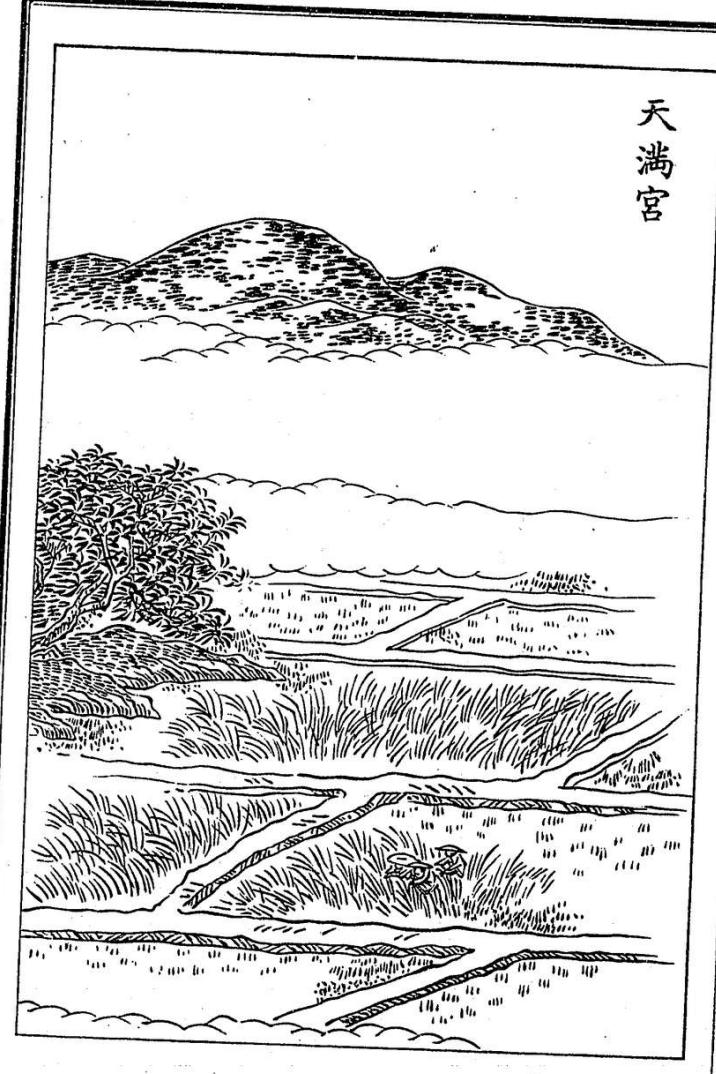
愛宕社東北城 坂本村後迫の山上にあり、弘治二年、大中公の創建にして、山伏南照坊これを安置すといひ傳ふ、般若院これを管す、

神社合記 蝋子社 坂本村妙顯寺の南、三町許にあり、攝州西宮を奉祀す、按するに西宮は、攝津國武庫郡西宮に在り、 例祭九月十九日、△荒神社 坂本村、後迫にあり、奉祀土祖神、澳





天滿宮



津彦命、渦津姫命、俗に所謂竈神なり、神靈毎月廿九日祭あり、寛陽公の御時、神祇道上吉田兼起に憑りて、講神の法を行ひ、承應四年、二月鳥越荒神山三本杉の前に崇めらる、貞享三年十二月この處に遷されとなり、本社大和國笠山荒神社と云、  
 △住吉社 坂本村南林寺大門前、通路の傍にあり、奉祀三坐、正位中筒之男命、左位底筒之男命、右位上筒之男命、例祭三月二十九日本社は、帖佐郷住吉村住吉社なり、天明六年丙午、十二月建立、抑當社は歌神なり、神祇拾遺曰、住吉玉津島、和歌歌筒の事、中筒男、底筒男、表軍神なり、羅山神社考曰、住吉明神託宣敵軍、山王爲副、康平年中討朝博風片割は、宮殿の上に聳へて、神靈の威を見し、朱の鳥居朱の玉垣は、青松白櫻の間に輝きて、丹心の誠を表するが如し、純一清淨の神地なり、社の左に山伏あり、これを護る、△諭方神社 西田村窪田にあり、祭神

建御名方命、事代主命、例祭八月廿八日、伊集院忠棟建立なり、父或曰忠朝所建、祖△大田大明神山 武村岡阜の半腹にして、田野山海一畔の下に屬す、社司言く、祭神大己貴命一坐、本社は近江國栗本郡建部神社近江國建部神社祭神大己貴命、或注社に於て初め是より東十町許、當村今の上之園の内にあり、後此處に遷祀す、皆其年歲詳ならず、社號の大田は、今處の地名なりとぞ、鰐口に奉寄進大田大明神云々、于時永正十七年十一月云々と記す、當社武村にあるを以て世に專ら武大明神と稱す、本社の號、建は多祁と讀び、是健字の偏を用ひ、或は建字に換るに、武字を用ゆるの例多し、當村の似たり、閏村の生土神故に詣人絶にず神素より社を錫ふ、例祭九月十九日、社司中馬某、△鹽竈大明神祠 武村の内、鹽屋の里にあり、寛永五年勸請といふ、延寶八年、九月、棟札に薩州鹿府鹽屋村鎮坐、鹽竈明神、

則神代鹽土老化現而當村守護之靈也と記す、此里の海濱鹽田あり、閭里専ら鹽を煉るを以て業とす、因て里人の信仰他に異なり、毎歲二月廿五日、九月廿五日、祭祀をなす、△高加木權現廟、附瀑布、小野村にあり、奉祀伊弉册命、速玉男神、事解男神の三坐、例祭九月九日、これ木村時勝崇る所と云、系圖を按するに、時勝は鎌倉北條高時が弟、泰家三世の孫なり、泰家熊野三社の神を護し、薩州祁答院に來り、其孫即ち時勝、祁答院を去て、此高加木山に移居し、木村を以て氏とす、額に高加木大權現、棟札には高鍵、或は高賀木を作る、當社は世に威靈顯著と稱じ、齋禱の者多し、又此地山嶺廻合、楓樹茂密して、錦屏の中には在が如し、後山より飛泉二流、社を挾んで瀉き下る、社の左なるを男湯といひ、右なるを女湯とす、遊人も必ず盤旋して、風雅の興を添ふ、社司芦谷主税、紀州に鳴瀧者と唱入所あり、修驗者が唱入法

あり、景氣相似たりといふ、 △天満宮 吉野村大磯、松ヶ平の内、櫻谷と龍洞院の間にあり、碧瓦朱甍、松杉に隠映す、奉祀菅丞相上に坐す、神體網の一坐、正祭八月廿五日、貞享三年、八月 寛陽公創建し給へり、本社筑前國博多綱場天神なり、博多綱場天神、里諺曰、昔菅家左遷之日、先祖此地也、海濱無廣、社司西郷伊豫、△蛭兒宮、吉野村大磯にあり、奉祀蛭兒、事代主神、大穴牟遲命、三坐、例祭十月にして、日定まらず、薩州神社考に言く、往古蛭兒宇津穗船に乗り、大磯に着給ふ、因て此所に崇め、蛭兒宮と號す、當宮にて累年浦々漁利繁榮の祈願をなす、妙なる哉、毎歲飛魚自ら飛んで、社前の海邊に上る、傳へ稱す、屋久島益救神社、此神を祭る、彼島の漁師、網して飛魚を得れば、必ず大磯に向て獻ず、即ち此濱に上るの魚是なりと、按するに國分邑奈毛木神叢、蛭兒の船漂到し、其船生活して大木とな

れるといふ、然れば諸所に漂着して、遂に國分に止まりし歟。出太メ年被流劍給卷シ曰、蛭子は、攝津は、國天ニ石橡樟船に乘せ奉り、大海カ原に推成に則見三郎殿は、漁ト利顯をレ給此神ヲ、西宮ニ新宮ニ御座ス。ト、其海社を啓蒙する事也。蛭子神也、俗號夷三郎、非也。夷者別一氣神、其在西宮に在る。蛭子曰く、「蛭子の風哥、ねもろへたよだ、神にあらす、夷や、ゑだにひ見する三郎、廣田の歌を合、も頼みに政に」也。大磯山下川の北岸にあり、祭神伊弉册尊、菊理媛、本社は加賀國石川郡にあり、當社は淨國公此所に移して、再興し給ふといふ、初め鎮坐の地審ならず、此他神廟無數にして、或は某の病を愈し給ひ、或は某の願に應ありと稱じ、世に仰信するの叢祠、殫く舉るに遑あらず。

## 三國名勝圖會卷之三 終

昭和八年三月七日  
小説實錄